

第2期教育等の振興に関する施策の大綱に基づく
事業について

(令和4年度事業実施計画)

事業一覧

No,	No,	対 策	No	事 業 名 称	担当課
I	1	(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	1	管理職等育成プログラム	教セ
			2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
			3	マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	高等
			4	学校事務体制の強化	教福・教セ
			5	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福・小中
			6	業務の効率化・削減	教福
		(2) 教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築	再2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
			7	主幹教諭の配置拡充	高等
		(3) 地域との連携・協働の推進	8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
			後88	地域学校協働活動推進事業	生涯
		(4) 外部・専門人材の活用の拡充	後55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
			9	放課後等における学習支援事業	小中
			後22	学習支援員事業	高等
			後49	運動部活動指導員配置事業	保体
			後50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
			後48	運動部活動の運営の適正化	保体
	10		校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福	
	後42		いじめ防止対策等総合推進事業	人権	
	(5) 質の高い教員の確保・育成	11	大量採用時代を見据えた教員の確保	教福	
		12	採用候補者への啓発（採用前研修）	教セ	
		13	若年教員育成プログラム	教セ	
		14	中堅教諭等資質向上研修	教セ	
		15	大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	教政	
		16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政	
	2	(1) 教員の教科等指導力の向上<小・中学校>	17	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	小中
			18	英語教育強化プロジェクト	小中
			19	理科教育推進プロジェクト	小中
			20	学力向上に向けた高知市との連携	小中
		(2) 基礎学力定着に向けた取組の充実<高等学校>	21	学力向上推進事業	高等
			後24	授業改善と指導力向上事業	高等
		(3) 多様な学力・進路希望に対応した指導の充実<高等学校>	22	学習支援員事業	高等
			23	21ハイスクールプラン	高等
			24	授業改善と指導力向上事業	高等
			25	就職支援対策事業	高等
			26	グローバル教育推進事業	振興
	(4) 規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実	27	産業教育指導力向上事業	高等	
		28	道徳教育協働推進プラン	小中	
(5) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実	29	人権教育推進事業	人権		
	30	保幼小中連携モデル地域実践研究事業【新規】	人権ほか		
	31	キャリア教育強化プラン	小中・高等		
	32	キャリアアップ事業	高等		
	33	生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実（地域協働学習、主権者教育・消費者教育等）	高等		
	34	ソーシャルスキルアップ事業	高等		
	35	学びをつなげる環境教育の推進【新規】	生涯ほか		
	後101	学びを支える自然体験活動の推進	生涯		
	再26	グローバル教育推進事業	振興		
	36	グローバルな視点での教育の推進（学習指導要領に基づく国際理解・国際親善教育の推進）【新規】	小中・高等		
再18	英語教育強化プロジェクト	小中			
再24	授業改善と指導力向上事業	高等			
37	外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進【新規】	小中ほか			

No,	No,		対 策	No	事 業 名 称	担当課
I	2	チーム学校の推進による教育の質の向上 (つづき)	(6) 生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化	38	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権
				39	校内支援会サポート事業	人権・心セ
				40	生徒指導主事会（担当者会）	人権
				後53	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
				41	不登校担当教員配置校サポート事業	人権
				後79	校務支援システムの導入・活用促進	教セ
				後73	学習支援プラットフォームの活用促進	教政
			(7) 健康・体力の向上	42	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
				43	こうちの子ども健康・体力向上支援事業	保体
				44	体育授業の質的向上対策	保体
				45	令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業	保体
				46	健康教育充実事業	保体
				後59	食育推進支援事業	保体
			(8) 部活動の充実と運営の適正化	47	県立学校運動部活動活性化事業	保体
				48	運動部活動の運営の適正化	保体
49	運動部活動指導員配置事業	保体				
50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中				
再31	キャリア教育強化プラン	小中・高等				
II	1	多様な課題を抱える子どもへの支援の充実	(1) 社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実	再32	キャリアアップ事業	高等
				再27	産業教育指導力向上事業	高等
				後60	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	高等
				後55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
				後53	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
				後54	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保
				51	多機能型保育支援事業	幼保
			(2) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	52	保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	幼保
				53	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
				54	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保
			(3) 放課後等における学習の場の充実	再9	放課後等における学習支援事業	小中
				再22	学習支援員事業	高等
				後89	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
			(4) 相談支援体制の充実・強化	55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
				56	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ
				57	心の教育センター相談支援事業	心セ
				58	不登校支援推進プロジェクト事業	人権
			(5) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	後88	地域学校協働活動推進事業	生涯
				後89	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
				再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
			(6) 経済的負担の軽減	59	食育推進支援事業	保体
				60	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	高等
				61	多子世帯保育料軽減事業	幼保
			2		特別支援教育の充実	(1) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
62	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ				
63	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	特支				
64	小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化【新規】	特支				
65	高等学校における特別支援教育の推進	特支				
66	特別支援教育セミナー	教セ				
(2) 特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実	67	学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業				特支
	68	特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業				特支
	69	特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業				特支
	70	キャリア教育・就労支援推進事業				特支
	71	医療的ケア児に対する支援の充実【新規】				特支・幼保

No,	No,		対 策	No	事 業 名 称	担当課	
Ⅲ	1	先端技術の個別活用による最適化	(1) ICTやA I等の先端技術の活用	72	遠隔教育推進事業	教セ	
				73	学習支援プラットフォームの活用促進	教政	
				再17	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	小中	
				74	デジタル教科書の活用推進【新規】	小中	
				75	先端技術を活用した個別最適学習についての研究	高等	
			再67	学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業	特支		
			76	教員のICT活用指導力の向上	教セほか		
			後80	プログラミング教育における授業力向上	小中・高等・教セ		
			再16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政		
			再16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政		
	(2) 学校のICT環境の整備	77	学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	教政・高等			
		再75	先端技術を活用した個別最適学習についての研究	高等			
		78	情報通信技術支援員（ICT支援員）等の確保促進及び資質向上	教政			
		79	校務支援システムの導入・活用促進	教政			
		後99	基本的な生活習慣向上事業	幼保			
		再46	健康教育充実事業	保体			
		再29	人権教育推進事業	人権			
		2	創造性を育む教育の充実	(1) プログラミング教育の推進	80	プログラミング教育における授業力向上	小中・高等・教セ
					再11	大量採用時代を見据えた教員の確保	教福
				(2) A I人材育成のための教育の推進	81	高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	高等
再33	生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実（地域協働学習、主権者教育・消費者教育等）				高等		
再76	教員のICT活用指導力の向上				教セほか		
再16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政					
Ⅳ	1	中山間地域の教育の振興	(1) 中山間地域における多様な教育機会の確保	82	中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	小中	
				後84	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興	
				再72	遠隔教育推進事業	教セ	
			(2) 県立高等学校再編振興計画の着実な推進	83	施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	振興	
				84	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興	
				再77	学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	教政・高等	
				85	県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	振興	
	(3) 県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	86	市町村教育委員会との連携・協働	教政			
		87	教育版「地域アクションプラン」推進事業	教政			
	2	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	(1) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	88	地域学校協働活動推進事業	生涯	
				89	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	
				再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支	
			(2) 家庭教育への支援の充実	90	PTA活動振興事業	生涯	
				91	家庭教育支援基盤形成事業	生涯	
後97				親育ち支援啓発事業	幼保		
後99				基本的な生活習慣向上事業	幼保		
Ⅴ	1	就学前の教育上の向上・支援の充実	(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底	92	園内研修支援事業	幼保	
				93	園評価支援事業	幼保	
				94	保育者基本研修	幼保・教セ	
				95	保育士等人材確保事業	幼保	
			再62	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ		
			(2) 保幼小の円滑な連携・接続の推進	96	保幼小連携・接続推進支援事業	幼保	
				再30	保幼小中連携モデル地域実践研究事業【新規】	人権ほか	
				再53	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保	
	再54	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞		幼保			
	2	親育ち支援の充実	(1) 保育者の親育ち支援力の強化	97	親育ち支援啓発事業	幼保	
				98	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保	
			(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実	再97	親育ち支援啓発事業	幼保	
				99	基本的な生活習慣向上事業	幼保	

No,	No,		対 策	No	事 業 名 称	担当課	
VI	1	生涯にわたって環境づくり地域社会	(1)	知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進	100	社会教育振興事業	生涯
					101	学びを支える自然体験活動の推進	生涯
					102	青少年教育施設振興事業	生涯
					103	高知みらい科学館運営事業	生涯
					104	志・とさ学びの日推進事業	教政・生涯
			105	生涯学習活性化推進事業	生涯		
			(2)	オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	106	図書館活動事業	生涯
					107	読書活動推進事業	生涯
			(3)	多様なニーズに対応した教育機会の提供	108	中学校夜間学級教育活動充実推進事業	高等・小中
	109	若者の学びなおしと自立支援事業			生涯		
	110	定時制教育の充実			高等		
	2	児童生徒等の安全・安心の確保	(1)	子どもたちの安全・安心の確保のための取組強化	111	防災教育推進事業	学安
					112	登下校の安全対策の促進	学安
					113	自転車ヘルメット着用推進事業	学安
					再46	健康教育充実事業	保体
					再29	人権教育推進事業	人権
					再89	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
再29					人権教育推進事業	人権	
再99					基本的生活習慣向上事業	幼保	
再33					生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実（地域協働学習、主権者教育・消費者教育等）	高等	
(2)			南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進	114	学校施設の安全対策の促進	学安	
	115	保育所・幼稚園等の施設整備の促進		幼保			
	再83	施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）		振興			
(3)	長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進	116	学校施設の長寿命化改修による整備の推進	学安			
		117	青少年教育施設の整備	生涯			

No,	No,		対 策	No	事 業 名 称	担当課
横断的取組	1	不登校への総合的な対応	(1) 不登校の未然防止と初期対応	再2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
				再28	道徳教育協働推進プラン	小中
				再29	人権教育推進事業	人権
				再38	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権
				再40	生徒指導主事会（担当者会）	人権
				再42	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
				再34	ソーシャルスキルアップ事業	高等
				再102	青少年教育施設振興事業	生涯
				再31	キャリア教育強化プラン	小中・高等
				再32	キャリアアップ事業	高等
				再41	不登校担当教員配置校サポート事業	人権
				再79	校務支援システムの導入・活用促進	教政
				再73	学習支援プラットフォームの活用促進	教政
				再54	スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>	幼保
				再55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
				再39	校内支援会サポート事業	人権・心セ
				再56	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ
			再53	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保	
			再63	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	特支	
			再64	小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化【新規】	特支	
			再66	特別支援教育セミナー	教セ	
			再65	高等学校における特別支援教育の推進	特支	
			再62	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ	
			再97	親育ち支援啓発事業	幼保	
			再98	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保	
			再99	基本的な生活習慣向上事業	幼保	
			再88	地域学校協働活動推進事業	生涯	
			再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支	
			再30	保幼小中連携モデル地域実践研究事業【新規】	人権ほか	
			(2) 社会的自立に向けた支援の充実	再55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
			再39	校内支援会サポート事業	人権・心セ	
			再57	心の教育センター相談支援事業	心セ	
			再58	不登校支援推進プロジェクト事業	人権	
			再102	青少年教育施設振興事業	生涯	
再60	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	高等				
再109	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯				

No,	No,		対 策	No	事 業 名 称	担当課
横 断 的 取 組	2	学 校 に お け る 働 き 方 改 革 の 推 進	(1) 学校組織マネジメント力の 向上と教職員の意識改革	再5	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福
				再79	校務支援システムの導入・活用促進	教政
				再2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
				再4	学校事務体制の強化	教福・教セ
			(2) 業務の効率化・削減	再79	校務支援システムの導入・活用促進	教政
				再6	業務の効率化・削減	教福
				再77	学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	教政
				再48	運動部活動の運営の適正化	保体
				再49	運動部活動指導員配置事業	保体
				再50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
			(3) 専門スタッフ・外部人材の 活用	再10	校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福
				再48	運動部活動の運営の適正化	保体
				再49	運動部活動指導員配置事業	保体
				再50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
				再55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
				再9	放課後等における学習支援事業	小中
				再22	学習支援員事業	高等
				再88	地域学校協働活動推進事業	生涯
				再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
				再42	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
再78	情報通信技術支援員（ICT支援員）等の確保促進及び資質向上	教政				

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(1) 管理職等育成プログラム	事業 No,	1
		担当課	教育センター
概要	管理職のマネジメント力を強化するため、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした管理職等育成プログラムを実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○各学校において、管理職のリーダーシップが発揮され、学校組織マネジメントが実践されている。 ・新任用校長を対象とした自身の力量を図るアンケート『『学校経営計画』に基づく学校運営』に係る項目：3.0以上(4件法)(R2:3.0 R3:3.1)		
取組の 成果と 課題 (R3末)	□単年度 KPI で設定した新任用校長対象のアンケート結果が、4月当初 2.8 から2月には 3.1 と向上しており、研修により管理職としての資質・能力の育成を図ることができた。 ■事後の研修評価アンケートでは、校長研修による職務への影響度 3.6、学校運営への活用度 3.4 であり、研修での学びが学校運営の工夫・改善等に生かされていない面がみられる。		
単年度の KPI (R4年度)	・新任用校長を対象とした自身の力量を図るアンケート『『学校経営計画』に基づく学校運営』に係る項目：3.0以上(4件法)	KPI の状況 (R3末)	
		3.1	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	●指導教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、組織的な校内研究・研修の推進者としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	◆新任用：3日 ◆任用2年次：2日 ・一部、オンライン研修を実施 ・2年次は、教頭研修の一部を選択して受講 ・OJTにより職責を理解し、自校の校内研究・研修の活性化に役立つ研修を実施	
	●主幹教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、学校運営の充実を目指す推進者としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	◆新任用：3日 ◆任用2年次：2日 ・一部、オンライン研修を実施 ・2年次は、教頭研修の一部を選択して受講 ・OJTにより職責を理解し、自校の組織マネジメントの充実に役立つ研修を実施	
	●教頭研修 ・人間的魅力を持ったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	◆新任用：7日〔希望研修2日〕 ◆任用2年次：5日〔希望研修2日〕 ・一部、オンライン研修を実施 ・「高知県教員育成指標」に基づき、資質、マネジメント力(人材育成を含む)、ガバナンス力の向上に資する研修を実施 ・自校の課題への認識を深め、その課題を組織的かつ計画的に解決するための、校長のOJTによる「課題解決研修」を実施 ・「高知県教員育成指標」に基づく力量形成アンケートの実施及び検証	
	●副校長研修 ・教育課題を把握し、学校組織を活性化するため、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	◆新任用：1日 ・副校長としての職責の理解と次代のトップリーダーとしての意識の醸成を図る研修を実施 ・若年教員から教頭までの人材育成の内容を組み込み実施	
●校長研修 ・学校経営におけるトップリーダーとして、職責の理解を深めるとともに、教育課題を把握し、その解決に向けて学校組織の活性化やOJTを通じた人材育成を行う校長としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	◆新任用：3日 ・校長OB等による、トップリーダーとしての職責の理解と実践に資する研修を実施 ・若年教員から教頭までの人材育成の内容を組み込み実施 ・「高知県教員育成指標」に基づく力量形成アンケートの実施及び検証		

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(1) 学校経営を基盤とした組織力の強化	事業 No,	2
		担当課	小中学校課
概要	全ての小中学校で、教職員が参画して学校経営計画を策定し PDCA サイクルを回すことで、「チーム学校」として取り組めるよう学校の組織力を強化する。また、小学校において、「チーム学校」のさらなる充実を図るため、学校規模に応じた教科担任制を導入し、小中連携の強化と子どもと向き合う時間の確保によるきめ細やかな指導を推進する。中学校においては、学校規模や教員の配置に応じて「教科のタテ持ち」等の教員同士の学び合いの仕組みを推進し、組織的・協働的な授業改善等の質の向上を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○各学校において授業改善を中心とした教育活動が組織的に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔R2小：49.5%（R1:47.9%）、中 56.5%（R1:42.0%） R3小：24.6%（41.5%）、中：42.9%（42.9%）〕 <p>○各学校において学校経営計画に基づき、PDCA サイクルによる取組の検証・改善が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立している小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小学校：40%以上、中学校：40%以上 かつ全国平均以上 〔R2小：41.1%（R1:37.3%）、中 51.9%（R1:33.9%） R3小：20.9%（31.1%）、中：31.4%（29.8%）〕 <p style="text-align: right;">※（ ）内は全国平均</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□学校経営計画に基づき組織的に取り組むことへの意識に高まりがみられる。</p> <p>□小学校では、「メンター制」による学び合いの仕組みが整い、中学校では、主幹教諭の配置や「教科のタテ持ち」等によりライン機能が整い、組織的な取組が進んでいる。</p> <p>■学校経営計画に基づく定期的な検証・改善サイクルが、まだ定着していない学校が多い。</p> <p>■中1ギャップの解消や義務教育9年間を見据えた学びの系統性を踏まえた授業づくりや、小中連携については、組織的な取組が十分でない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>①学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小学校：40%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上</p> <p>②児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立している小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小学校：35%以上、中学校：40%以上 かつ全国平均以上</p>	KPI の状況 (R3末)	
		<p>① 小学校:24.6% (41.5%) 中学校:42.9% (42.9%)</p> <p>② 小学校:20.9% (31.1%) 中学校:31.4% (29.8%)</p> <p style="text-align: right;">※（ ）内は全国平均</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●学力向上のための学校経営力向上支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校において、学力調査等で明らかとなった学力課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するため、中長期的な視点に立った学校経営計画に基づく学力向上に向けた PDCA サイクルを確立し、学校の組織力向上を図る。 <p>●組織力向上推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育9年間を見通した指導体制の構築のため、小学校教科担任制及び中学校における教科のタテ持ち等による授業改善への取組を一体的に捉え、小・中学校の円滑な接続を図る。また、教育の質を高めていく「チーム学校」の取組の強化を図る。 	<p>◆「学校経営計画」の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校経営計画」の策定・実践（全公立小・中学校）各学校で策定→県教育委員会へ報告（5月） 各学校で中間検証実施→県教育委員会へ報告（9月） 各学校で年度末検証実施→県教育委員会へ報告（3月） <p>◆全国学力・学習状況調査結果等説明会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立小・中学校長対象（8月） <p>◆中学校授業改善プランに係る学校訪問：年間1回以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象教科：国・社・数・理・英 <p>◆小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーを教育事務所に配置 東部：2名、中部：3名、西部：2名 ・学校訪問による指導・助言：年間2回以上 <p>◆小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー連絡協議会の実施：年間3回</p> <p>◆高知県型小学校教科担任制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教科担任制加配教員の配置：50名程度 ・専科教員の加配、学年内や学校内での授業交換、中学校教員による授業等、学校規模に応じた小学校教科担任制の実施 ・家庭用の周知のチラシの配付（4月） <p>◆中学校組織力向上のための実践研究事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教科のタテ持ち」校への主幹教諭の配置：32校 ・高知市：組織力向上エキスパート等による支援訪問 	

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(1) マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	事業 No,	3
		担当課	高等学校課
概要	全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性をあわせて取り組むため、教職員が参画して学校経営計画を策定し、PDCA サイクルを回しながら「チーム学校」として組織的に学校運営を行う。この取組を支援するため、アドバイザーや指導主事等で構成する「学校支援チーム」が各学校を訪問し、学校経営や授業改善に関する具体的な指導、助言を行う活動の充実・強化を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○校長のマネジメント力が向上し、全ての学校において、チーム学校としての組織的な取組の充実が図られている。</p> <p>・学校経営計画の年度末評価結果がB以上*の高等学校の割合：100%（R2：86.2% R3：94.4%） ※A：目標を十分に達成 B：目標を概ね達成 C：やや不十分 D：不十分</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□カリキュラム・マネジメントに係る管理職対象の学校訪問では、学校経営の改善に役立っているという肯定的意見が多く聞かれている。</p> <p>■新学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に向けて、各校の取組を支援する必要がある。</p> <p>■学力向上に関する学校訪問においては、各校の状況や課題に応じた協議を行うなど協議内容を充実させる必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・学校経営計画の年度末評価結果がB以上の高等学校の割合：95%以上	KPIの状況 (R3末)	
		94.4%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●学校経営計画の進捗管理</p> <p>・全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、シンプルなビジョンや数値目標を設定するなど、学校経営計画の充実を図る。</p>	<p>◆学校経営計画の策定・実践：全県立学校</p> <p>・各学校で策定（4月）→県教育委員会による確認</p> <p>・県教育委員会の学校訪問時に、昨年度の年度末評価を踏まえた本年度の学校経営計画について説明（5月）→県教育委員会による進捗管理</p> <p>・各学校で中間検証実施、県教育委員会へ中間報告（10月）→県教育委員会による確認</p> <p>・県教育委員会の学校訪問時に、学校経営計画の最終評価（案）について説明（2月）→県教育委員会による学校の取組状況の確認</p> <p>・各学校で年度末検証実施、県教育委員会へ最終報告（3月）→県教育委員会による確認</p>	
	<p>●訪問指導・助言等の充実・強化</p> <p>・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、学校経営アドバイザーや高等学校課の企画監、学校支援チームが各学校を訪問し、指導・助言を行う。</p>	<p>◆学校経営アドバイザー、高等学校課企画監、課長補佐、学校支援チームによる学校訪問</p> <p>・学力向上に係る訪問：36校（4、10月）</p> <p>・カリキュラム・マネジメントに係る訪問：36校（5、2月）</p>	

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(1) 学校事務体制の強化	事業 No,	4
		担当課	教職員・福利課 教育センター

概要	学校事務に関する企画・調整を一元的に行うために、共同学校事務室の充実及び設置の促進を図る。また、事務職員が管理職のマネジメント体制を支え、その専門性を生かして主体的・積極的に学校経営に参画できるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○共同学校事務室の拡充が進むことで、事務処理の質の向上や効率化が図られるとともに、事務職員の校務運営への参画などにより働き方改革に向けた取組が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同学校事務室を設置した教育委員会数：20 教育委員会（14 共同学校事務室） （R2：14 教育委員会（11 共同学校事務室） R3：15 教育委員会（12 共同学校事務室）） <p>○学校において、学校事務機能が高まり、管理職のマネジメント体制を支える仕組みが充実している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主幹研修受講者アンケート結果の評価平均：3.8 以上（4 件法）（R2：3.8 R3：3.4）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□R4年度から2教育委員会（2共同学校事務室）が事業を開始する予定である。 （R4：17 教育委員会（14 共同学校事務室））</p> <p>■小・中学校では事務職員の配置は基本的に各学校1名であり、事務処理機能の適正化・均質化、若手事務職員の育成など様々な課題があることから、教員の事務負担軽減への体制が十分整っていない。</p> <p>■事務職員が主体的・積極的に校務運営に参画できるよう取組を進める必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	①共同学校事務室を新たに設置した教育委員会数 R4年度設置準備→R5年度事業開始：4教育委員会（1共同学校事務室）	KPIの状況(R3末)	① 15 教育委員会 （12 共同学校事務室）
	②主幹研修受講者アンケート結果の評価平均：3.6 以上（4 件法）		② 3.4

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ●事務職員の職務内容の明確化に係る取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金業務や ICT 機器の環境整備など、専門性を生かしながら主体的に学校運営に参画できる組織体制を構築する。 ・県立学校での取組事例を情報提供し、共同学校事務室と連携して市町村（学校組合）立学校における取組の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事務職員の職務内容の見直しによる校務運営への参画推進のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「県立学校における事務職員の標準的な職務内容並びに職務の遂行に関する要綱」に明示された職務内容に係る取組及び市町村への情報提供等 ◆効果的な人事配置 <ul style="list-style-type: none"> ・総括主任及び事務長の計画的な異任及び配置
	<ul style="list-style-type: none"> ●業務負担の軽減につながる事務職員体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会と共同学校事務室の必要性等や成果などを情報共有し、共同学校事務室の充実と拡充につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆共同学校事務室設置に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育長会等で設置を要請 ・未設置市町村訪問 設置の必要性等の説明、設置に向けた支援 ・外部団体(公立学校事務研究会等)との連携した取組 事務職員対象の研修を実施 「共同学校事務室の役割や必要性について」
	<ul style="list-style-type: none"> ●共同学校事務室機能の向上及び事務職員の育成等の取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・チーム学校の構築を目指し、事務機能の強化を図るための情報交換等を行う。また、事務職員の校務運営への参画などの先進的な事例を学び合うことにより、共同学校事務室の拡充に向けた取組につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆共同学校事務室の全事務長及び総括主任を対象とした協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な取組事例の発表、グループ協議等：年1回 ◆業務の効率化・削減に関する実践研究 <ul style="list-style-type: none"> ・実践報告会：年1回
	<ul style="list-style-type: none"> ●人事交流による人材育成に関する取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の多様な業務を積み、幅広い視野を身につけ、校務運営に参画できる人材を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆若年期における県教育委員会や知事部局等への人事交流
<ul style="list-style-type: none"> ●事務職員研修の充実（教育センター） <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県公立学校事務職員育成指標」に基づき、学校組織マネジメント等に関する研修を実施し、学校運営に参画できるよう事務職員の資質・能力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ステージに応じた事務職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・主事、主査、主幹・主任、総括主任、事務長を対象にした研修を実施 	

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(1)	事業 No,	5
	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	担当課	教職員・福利課 小中学校課

概要	学校における働き方改革に向けた組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知とあわせて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗管理を行うことにより、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定等の取組をさらに促進する。また、個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るため、効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○管理職のマネジメントの実践により、在校等時間を意識したメリハリのある働き方が進んでいる。 ・統合型校務支援システムでの勤務時間の入力及び管理の徹底ができていない学校の割合：100% ・①学校閉校日、②定時退校日、③最終退校時刻を設定した学校の割合：100% (R2：県立 41校 ①43.9%、②31.7%、③68.3%/義務 292校 ①100%、②59.2%、③31.5%) (R3：県立 41校 ①58.5%、②39.0%、③70.7%/義務 284校 ①100%、②72.2%、③35.6%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □統合型校務支援システムの導入等により、客観的な方法による勤務時間の把握ができる環境が整った。 ■学校によっては、勤務時間の入力が十分に行われていない状況にあることから、勤務時間管理の徹底が課題である。 ■教員の「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとする」という強い使命感からの働き方や、中学校及び高等学校における部活動指導等が長時間勤務を生む要因となっている。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ①統合型校務支援システムでの勤務時間管理の入力及び徹底ができていない県立学校及び市町村（学校組合）立学校の割合：100% ②学校閉校日、定時退校日、最終退校時刻を設定した学校の割合 県立：学校閉校日 80%、定時退校日 80%、最終退校時刻 70% 義務：学校閉校日 100%、定時退校日 70%、最終退校時刻 70% 	KPI の状況 (R3末)
		<ul style="list-style-type: none"> ① ※集計中（客観的な方法による勤務時間を把握できる環境は 100%整備） ②県立：58.5%、39.0%、70.7% 義務：100%、72.2%、35.6% (閉校日、定時退校日、最終退校時刻の順)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●管理職のマネジメントの実践 <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場における勤務時間管理の徹底を図るとともに、学校閉校日や定時退校日、最終退校時刻の設定等の取組をさらに促進する。 ・「1年単位の变形労働時間制」の活用等、教育職員が休日をまとめ取りができる環境を整える。 ・教諭等・事務職員の職務の明確化による学校組織体制の整備及び取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆勤務時間管理等の取組の徹底及びフォローアップ <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムを活用した勤務実態の把握・報告 ・小中学校は市町村（学校組合）教育委員会を通じた支援 ・働き方改革に係る取組の進捗管理、調査、指導・支援 〔目標設定や人事評価を活用した取組〕 市町村教育委員会と連携した学校訪問による実態把握 ◆制度活用へ向けた働き方改革の取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校閉校日の設定促進及び県立学校や市町村（学校組合）教育委員会等への休暇制度の周知 ◆学校経営・校務運営に参画する学校事務体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員間の適切な業務の連携及び分担（県立学校） ・県立学校の取組について市町村（学校組合）教育委員会への情報提供
	<ul style="list-style-type: none"> ●意識改革のための研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・教員一人一人の働き方に関する意識改革を図るため、管理職のマネジメント力向上のための研修や管理職と取組推進役となる職員との合同研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理職を対象としたマネジメント研修 <ul style="list-style-type: none"> ・全校種の2年目教頭を対象 ◆管理職と取組推進役の教職員との合同研修 <ul style="list-style-type: none"> ・研修結果を学校に持ち帰って実践、取組状況等を報告 ・講師のコンサルティングによるモデル推進校の取組推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●他県や推進校等の好事例の紹介による取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村教育委員会及び各学校が行う取組の進捗状況を確認し、取組の成果と課題の検証を行うとともに、他県や推進校等での好事例についての周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆好事例の収集・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・教育長会・校長会やホームページ等での紹介 ・働き方改革通信の発行：年6回
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校組織体制の改善・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教員の負担軽減のための組織体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県型小中学校教科担任制の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・加配教員の配置、中学校教員の兼務、担任間の積極的な授業交換等 ◆中学校での少人数学級編制の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・全学年 35人以下の学級を導入 ・効果的・効率的な教職員の配置

事業名称	基本方針Ⅰ 対策1-(1) 業務の効率化・削減	事業No,	6
		担当課	教職員・福利課

概要	学校等への調査・照会、事業について削減や見直しを行うとともに、研修について精選し回数の削減等を図ることで、教員の負担軽減を図る。また、学校独自の行事について、地域や保護者の理解を得ながら、業務の明確化や適正化を図るとともに、学校徴収金の徴収・管理については、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知などの支援を行う。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○研修の精選等がなされたことにより、長期の休暇を取得することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季の長期休業中において10日以上休暇を取得した教職員（県立学校）の割合：100% （県立学校 R2：71.4%※ R3：30.9%）※R2は新型コロナウイルス感染拡大により夏期休業期間を短縮したため5日以上の割合 <p>○学校徴収金の徴収・管理業務の移譲により、教員が授業改善のための時間や児童生徒に向き合う時間を増やすことができている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の徴収や管理業務の移譲に向けた取組を行った学校の割合：100% （R2 小中（義務教育）学校：68.8%、県立学校：82.9%） （R3 小中（義務教育）学校：76.4%、県立学校：97.6%）
-----------------------	--

取組の成果と課題 (R3末)	<p>□コロナ禍において、研修の精選やオンライン化及び行事や事業の削減・見直し等の取組が一定進んだ。</p> <p>■教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つ必要がある。</p>
-------------------	---

単年度のKPI (R4年度)	①夏季の長期休業中において10日以上休暇を取得した教職員（県立学校）の割合：70%	KPIの状況 (R3末)
	②学校徴収金の徴収や管理業務の移譲に向けた取組を行った学校の割合：100%	

実施内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の事務負担軽減に資する取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の調査や照会、事業等について、精選を行うとともに削減や簡素化に取り組むことで、学校現場の負担軽減を図る。 ・県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行うとともに、遠隔教育システムの活用による教職員研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆調査等の重複の排除と整理・統合・廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・実施頻度・時期、対象、調査項目・様式等の精査 ◆ICTを活用した効率的な研修 <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教職員研修、オンデマンド研修 ◆事業の削減・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・指定事業数の調整及び削減 ・事業内容や成果報告書等の見直し
	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタル技術の活用による業務効率化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の業務の効率化及び削減を図るため、事務処理等に係るシステムを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校務支援システムの機能拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・指導要録、通知表への観点別評価及び文書収受に係る機能の拡充 ◆段階的に回答を集計・分析できるアンケートシステムの整備・導入 ◆集計事務等へのRPA・AI-OCRの活用推進 ◆デジタル教材の充実 ◆自動採点システムの拡充及び活用促進：県立学校 <ul style="list-style-type: none"> ・導入学校数 14校【R4】→19校【R5】 ◆諸手当・年末調整システムの活用促進：市町村（学校組合）立学校 <ul style="list-style-type: none"> 申請件数 4,559件【R3（年調のみ）】→8,600件【R4】
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の業務改善の取組への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の徴収・管理について、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知など支援を行う。 ・先進的な業務改善の取組等を参考にしながら、学校独自の行事や業務を見直すなど、業務の精選や効率化、縮減するための取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校徴収金の徴収・管理業務の移譲に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・取組状況の調査、支援内容の検討 ・学校給食費等の公会計化や徴収業務移譲への事例紹介 ◆学校行事（修学旅行、遠足、運動会等）の精選や見直しへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な業務改善の取組事例の収集、情報提供 ・渉外等の業務移管と地域ボランティアの活用

事業名称	基本方針Ⅰ 対策1-(2) 主幹教諭の配置拡充	事業No,	7
		担当課	高等学校課
概要	高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭の配置を拡充するとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、OJTを通して組織的に人材を育成する仕組みを確立する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進され、教員同士が学び合う組織体制が構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主幹教諭の配置校数：24校（R2：18校19名 R3：21校22名） 主幹教諭を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合：100%（R2：83.3% R3：86.0%） 		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>□主幹教諭が人材育成の総括育成担当として、校内研修等の計画・実施の中心的役割を担っている。</p> <p>■生徒指導部や進路指導部等の担当部署、学年団、教科会等の組織間の連携が十分でなく、教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられている学校がある。</p> <p>■主幹教諭の職務上の位置付けが不十分な場合、期待する効果を十分に発揮できないことが多い。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	<p>①主幹教諭の配置校数24校（25名）</p> <p>②主幹教諭を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合：95%</p>	KPIの状況（R3末）	
		<p>① 21校（22名）配置</p> <p>② 86.0%</p>	
実施内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>●主幹教諭の配置拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校における組織的な人材育成の仕組みの構築に向けて、退職した経験豊かな管理職も活用しながら主幹教諭の配置を拡充する。 	<p>◆主幹教諭の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 24校25名【R4】 ※教頭複数配置ではない学校や教育課題の集中的解決を図る学校に優先的に配置 	
<p>●人材育成の取組の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 主幹教諭配置校において、主幹教諭を総括育成担当者としてどのように活用しているかを確認・協議するとともに、明確な位置付けを図り、OJTによる人材育成の取組を強化する。 	<p>◆管理主事等による学校訪問を通じた確認・協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 全県立配置校への訪問：年2回（6、11月） 教員同士が学び合う体制づくりについて協議 <p>◆人材育成のための研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 新任主幹教諭を対象とした研修：3日間（5～7月、11月） 2年次主幹教諭を対象とした研修：年2回 		

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(3) コミュニティ・スクールの推進	事業 No,	8
		担当課	小中学校課・高等学校課 特別支援教育課

概要	平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまで任意であった学校運営協議会の設置が努力義務となったことを受け、市町村に対し所管の小・中学校や、高等・特別支援学校への学校運営協議会の設置に関する効果的な支援を行うことで、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての市町村において、管内の小中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している小・中・高等・特別支援学校の割合：100% 〔R2小・中24.0%、高22.9%、特支87.5% R3小・中39.0%（33.3%）、高25.7%、特支100%〕 ・保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（「よく参加している」と回答した割合） 小学校：70%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔R2小56.3%、中41.7% R3小：44.9%（54.2%）、中：24.8%（30.0%）〕 ・今住んでいる地域の行事に参加しているという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：40%以上 中学校：40%以上 かつ全国平均以上 〔R2小25.0%、中19.7% R3小：23.1%（26.7%）、中：16.9%（16.3%）〕 <p style="text-align: right;">※（ ）内は全国平均</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□市町村訪問による現状把握や理解・啓発を行ったことで、学校運営協議会準備委員会の設置に向けて計画的に取り組む市町村が増えた。</p> <p>■市町村担当者や管理職へのコミュニティ・スクールに対する理解は進んできたが、教職員への理解は、まだ十分でない。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・コミュニティ・スクールを導入している割合 小・中・高等学校：60%以上、特別支援学校：100%	KPIの状況 (R3末)
		小・中学校：39.0% 高等学校：25.7% 特別支援学校：100%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクールの導入推進及び充実（小中学校課・高等学校課） ・コミュニティ・スクール導入・促進・充実に向けて研修会の開催や、学校訪問による指導助言を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクール推進事業費補助金活用の促進（小中学校課） ・補助対象となる市町村に対し、積極的に周知を図り、活用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティ・スクール推進事業費補助金活用の促進 ・R4活用市町村：3市町村 ・市町村への事業説明（4、1月）
	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村訪問による進捗管理（小中学校課） ・市町村教育委員会への訪問により、コミュニティ・スクールの進捗把握と理解・啓発を行う。 ●学校訪問による進捗管理（特別支援教育課） ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るため、特別支援学校への訪問により、コミュニティ・スクールの進捗管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村担当者へ説明 ・年間1回実施：地区別（5月） ・運営協議会設置までの主な流れ等の説明 ◆市町村訪問の実施（10～12月） ・各教育事務所配置の学校地域連携推進担当指導主事による日常的な訪問支援 ◆特別支援学校訪問の実施（5～9月） ・学校訪問時にコミュニティ・スクールの取組確認 ・各校の取組内容の共有及び課題整理（校長会で協議）

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(4) 放課後等における学習支援事業	事業No,	9
		担当課	小中学校課
概要	小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的支援を行うことで、市町村や学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に対応できるよう充実・強化する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後や長期休業期間等において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導や家庭学習の指導など、一人一人の状況に応じた学習機会が全ての学校で提供されている。</p> <p>・下記①～③の学習支援のいずれか1つでも行われている実施校率：100% (R2：98.3% R3：98.9%)</p> <p>①放課後等学習支援員の配置 ②放課後児童クラブや放課後子ども教室等の「学びの場」の実施 ③地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等での学習支援</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□学習支援員が、放課後だけでなく授業にも入り、担任と連携を取りながら支援を行うことで、児童生徒の実態をより把握でき、放課後等学習支援での指導に生かすことができている。</p> <p>■中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題で地域外からの人材も確保が見込めないケースがある。</p> <p>■放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>・下記①～③の学習支援のいずれか1つでも行われている実施校率：99%</p> <p>①放課後等学習支援員の配置 ②放課後児童クラブや放課後子ども教室等の「学びの場」の実施 ③地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等での学習支援</p>	KPIの状況 (R3末)	
		98.9%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●放課後等学習支援員の配置</p> <p>・小・中学校に放課後等学習支援員を配置することにより、市町村や学校が実施する放課後等の補充学習を通して、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題解決に向けて計画的に対応できるように充実・強化を図る。</p>	<p>◆放課後等学習支援員の配置</p> <p>・R4：414名配置</p> <p>・市町村への運営費補助(4月)</p> <p>◆人材確保</p> <p>・退職予定教員の在籍校に人材募集案内チラシを送付(2月)</p> <p>・市町村教育委員会への情報提供</p>	
<p>●放課後等学習指導の質的向上</p> <p>・指導主事による学校訪問を行い、助言や情報提供を行うとともに、学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の活用を促進することで、放課後等学習指導の指導内容の充実を図り、質の向上につなげる。</p>	<p>◆放課後等学習指導の質的向上</p> <p>・各種学習状況調査結果や実績報告等を基にした訪問校の選定(8月)</p> <p>・学習支援員の活用に関する助言・情報提供 R4：小学校5校、中学校5校</p> <p>・学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の活用促進</p>		

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(4)	事業 No,	10
	校務支援員(スクール・サポート・スタッフ) 配置事業	担当課	教職員・福利課
概要	<p>教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備するため、教員の専門性を必要としない業務(学習プリント等の印刷など)に従事する「校務支援員」(スクール・サポート・スタッフ)の効果的な活用を推進するとともに、配置校の拡充を図る。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○配置校において、校務支援員の配置により働き方改革の取組が進み教員の時間外在校等時間が削減される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員一人あたりの時間外在校等時間を前年度比3%以上削減できた学校の割合:100% (R2:60.7%(17校/28校:R2配置校35校のうち新規配置7校を除く)) (R3:70.6%(24校/34校:R3配置校66校のうちR2新型コロナウイルス感染症対策追加配置25校及びR3新規配置7校は、前年度と比較できないため除く)) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□配置校のアンケート調査において、「多忙化の解消につながっている」と回答した教員の割合が、84.8%(R2.10月)から90.7%(R3.10月)に上昇するなど、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>□新型コロナウイルス感染症対策の業務(衛生管理等)について、教員の負担を軽減することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■配置効果を発現するためには、勤務時間を意識し、限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行えるように教職員の意識を高める必要がある。 ■各学校の時間外勤務等の実状を踏まえた配置を行い、市町村教育委員会との連携による時間外在校等時間の削減のための効果的な取組が必要である。 		
単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援員配置校における教員一人あたりの時間外在校等時間を前年度比3%以上削減できた学校の割合:100% 	KPIの状況(R3末)	
		70.6%(R4.1月末)	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●校務支援員の効果的な活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援員が教員の専門性を必要としない業務(学習プリント等の印刷など)を代わって行うことにより、教員が本来業務に注力できる体制を整備する。 ・働き方改革の観点から、校務支援員の業務内容や教員の勤務時間の変化の状況等について把握するとともに、成果指標を設定し、事業効果の検証を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆配置校の実践、進捗管理、調査・分析、指導等 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の月別勤務時間の把握と時間管理の徹底 ・これまでの取組を継続、発展させるとともに、配置効果を検証 ・配置校の教員を対象としたアンケート調査・分析:年2回 ・市町村教育委員会との連携による訪問指導等 ・県立中学校への訪問指導等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●校務支援員配置校の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における在校等時間の上限の遵守に向けた業務改善等の取組を推進するため、校務支援員の配置校の拡充を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校務支援員の小・中学校への配置 <ul style="list-style-type: none"> ・104校【R4】 (小学校70校、中学校29校、義務教育学校2校、県立中学校3校) 	

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(5) 大量採用時代を見据えた教員の確保	事業 No,	11
		担当課	教職員・福利課

概要	大量退職・大量採用時代にある中、本県が求める資質や能力を有する教員を採用するために、教員採用候補者選考審査の受審者及び採用者を確保し、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県内外大学において採用審査の内容や推薦制度の説明など、広報活動を積極的に行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○教員採用候補者選考審査において、定年退職者等を踏まえて算出した採用予定数を確実に充足するとともに、人材の質を一定担保することが可能な採用倍率を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教諭 採用充足率：100%以上 (R2：117% R3：82%) 採用倍率：3.0倍以上 (R2：7.1倍 R3：9.5倍) ・中学校教諭 採用充足率：100%以上 (R2：119% R3：118%) 採用倍率：3.0倍以上 (R2：9.5倍 R3：8.6倍) ・高等学校教諭 採用充足率：100%以上 (R2：113% R3：124%) 採用倍率：3.0倍以上 (R2：9.6倍 R3：8.8倍)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□小学校の採用倍率が、全国的に低下傾向（令和3年度採用の全国平均採用倍率は過去最低の2.7倍）にある中、本県では9.5倍（R3実施）と、近年一定の倍率を維持することができている。</p> <p>■教員採用審査の受審者数減少の要因として、臨時的任用教員や非常勤講師などを続けながら、教員採用試験に再チャレンジしてきた層が正規採用されることで、既卒の受審者が減っていることが挙げられる。</p> <p>■本県の教職員の定年退職者数は、R7年度までは、毎年300名を超えるペースで推移する見込みであり、教員確保が大きな課題となっている。特に、小学校教諭においては辞退者が多く、充足率が低下しており、選考方法の見直しや教員確保の方策等、早急な対応策が必要である。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①小学校教諭 採用充足率：100%以上 採用倍率：3.0倍以上 ②中学校教諭 採用充足率：100%以上 採用倍率：3.0倍以上 ③高等学校教諭 採用充足率：100%以上 採用倍率：3.0倍以上	KPIの状況 (R3末)
		① 採用充足率：82% 採用倍率：9.5倍 ② 採用充足率：118% 採用倍率：8.6倍 ③ 採用充足率：124% 採用倍率：8.8倍

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●受審者及び採用者の確保に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県が求める資質や能力を有する教員を採用するために、採用説明会や広報の充実を図る。 	<p>◆採用説明会や広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の大学等で採用説明会を開催 ・教員採用月刊紙、県広報誌への掲載、コンビニ等へのポスター掲示、テレビ・ラジオでの読み上げ等 ・県外出身採用者の安定的な定住に向けた情報提供 <p>◆教員採用審査を高知会場、大阪会場において実施</p>
	<p>●審査方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の実施時期（日程）、受審資格要件、応募方法の簡素化等、受審者にとって受審しやすい審査方法の工夫を、他県の動向を注視しながら継続して行う。 	<p>◆審査方法研究委員会における採用審査方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査日程、審査内容の検討 ・採用審査の結果及び他県の採用審査内容の分析
	<p>●実践力を有する教員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現職で3年、元職で5年の通算職務歴がある方を対象とした現職教員採用審査を実施し、実践力を有する教員の採用を行う。 ・指導力、実践力を有する再任用教員の確保に向けた制度等の周知を行う。 	<p>◆現職教員等特別選考審査の実施（小学校教諭、小中学校養護教諭）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知会場、東京会場、大阪会場で実施 ・テレビ・ラジオ・広報誌等へ募集案内記事を掲載 ・特別選考を実施する校種、教科の拡大の検討 <p>◆再任用制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育長会及び校長会を通じ応募者拡大を依頼
	<p>●任期付教員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業又は配偶者同行休業取得者の代替教員を、全校種において、教員採用選考審査の中で選考する。 	<p>◆任期付教員採用候補者選考審査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児代替等の任期付教員の選考を、通常の採用審査とあわせて実施（確保の状況により、年度内に特別選考を実施）

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(5) 採用候補者への啓発（採用前研修）	事業No,	12
		担当課	教育センター
概要	早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施するとともに、臨時的任用教員等を対象とした研修を実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○採用候補者が、教育公務員としての自覚を持ち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 ・採用前講座の受講者アンケートの肯定的評価：平均 3.5 以上（4 件法） （R2：3.8 R3：3.9）</p> <p>○臨時的任用教員が、教育公務員としての自覚を持ち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 ・臨時的任用教員研修の受講者アンケートの肯定的評価：平均 3.5 以上（4 件法）（R2：3.8 R3：3.8）</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□臨時的任用教員研修受講後のアンケート（「今後の教育活動に生かせる内容でしたか」等）評価平均は、第1・2回ともに3.7であり、受講者の満足度の高さがうかがえる。</p> <p>■県外出身の採用者の増加により、生活等に関するアドバイスなどが必要となっている。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	①採用前講座の受講者アンケートの肯定的評価：平均 3.5 以上 ②臨時的任用教員研修の受講者アンケートの肯定的評価：平均 3.5 以上 （4 件法）	KPI の状況 (R3末)	
		① 3.9 ② 3.8	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>●採用前講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用候補者を対象に、教育公務員としての意識を醸成するとともに、教員に求められる資質や指導力について理解を深めるための講座を実施する。 4月から始まる初任者研修の見直しをもたせる。 	<p>◆オンデマンド研修（NITS）と教科研究センター講座の案内（10月）</p> <p>◆集合研修：1日（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な内容 「教員としての心構え」 「社会人として求められる力」 「児童生徒理解」 「先輩に学ぶ（体験発表）」等 ※研修内容については、適宜見直し 県外からの採用者への相談コーナー設置 	
	<p>●臨時的任用教員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当年度に期限付講師、時間講師等になった者を対象に、服務等に対する理解促進及び授業・学級経営等における基礎的・基本的な実践力を育成する研修を実施する。 	<p>◆集合研修：2日</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回（4月） 「教育公務員としての心構え」 「教員に求められる資質・能力」 「ICTの活用」等 第2回（6月） 「授業づくりの基礎・基本」等 ※研修内容については、適宜見直し 	

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(5) 若年教員育成プログラム	事業No,	13
		担当課	教育センター

概要	若年教員の実践的指導力及びマネジメント力を育成するために、初任者から7年経験者までの研修を「高知県教員育成指標」に基づき体系化した、「若年教員育成プログラム」を実施する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての若年教員が、各年次に応じた実践的な指導力とマネジメント力を身につけている。</p> <p>・「高知県教員育成指標」に基づく自己評価票の達成状況（3年経験者） <自己評価>：3.1以上 <校長評価>：3.1以上（4段階評価） （自己評価 R2：3.1 R3：3.1 校長評価 R2：3.2 R3：3.3）</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□各学校で若年教員に対する組織的な人材育成の意識が高まり、取組が進められていることから、初任者のチームマネジメント力の向上がみられる。また、多くの初任者は業務に真摯に取り組み、学びを積み上げることで教員としての資質・能力が育まれている。</p> <p>■県外出身の採用者の増加により、生活等に関するアドバイスなどが必要となっている。</p> <p>■年度始めに、社会性や責任、コミュニケーション力に対する指導が必要である。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・「高知県教員育成指標」に基づく自己評価票の達成状況（3年経験者） <自己評価>：3.1以上 <校長評価>：3.1以上（4段階評価）	KPIの状況 (R3末)
		自己評価：3.1 校長評価：3.3

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●初任者研修</p> <p>・授業づくりや児童生徒理解、マネジメントの基礎・基本を学ぶとともに、教員としての使命感を養い、幅広い知見を習得するための研修を実施する。</p>	<p>◆校外研修：13日、配置校研修：220時間以上</p> <p>・基礎研修：4日、授業基礎研修：5日、チーム協働研修：1日、教育事務所研修・県立学校研修：各2日</p> <p>・教科担当指導主事の訪問指導 全校種：年1回</p> <p>・若年教員育成アドバイザー（各教育事務所4名）による学校支援訪問 小中：年3回</p>
	<p>●2年経験者研修</p> <p>・児童生徒理解に基づいた授業実践力や学級経営力を向上させるとともに、セルフマネジメント力の定着を図る研修を実施する。</p>	<p>◆校外研修：5日</p> <p>・共通課題研修：2日、授業実践研修：4日、教育事務所研修・県立学校研修：各1日</p> <p>・教科担当指導主事等の訪問指導 中高特：年1回</p> <p>・若年教員育成アドバイザー（教育センター4名）による学校支援訪問 小：年1回</p>
	<p>●3年経験者研修</p> <p>・集団としての力や児童生徒一人一人の能力を高める学級経営力及び学習評価を生かした学習指導力並びにマネジメント力の向上を図る研修を実施する。</p>	<p>◆校外研修：3日</p> <p>・授業実践研修：3日</p>
	<p>●7年経験者研修</p> <p>・児童生徒の実態を把握し、相互に高め合う学級・HR経営力や、学習の系統性を踏まえた実践的指導力、チームマネジメント力の定着を図る研修を実施する。</p>	<p>◆校外研修：4日</p> <p>・共通課題研修：1日</p> <p>・授業実践研修：3日</p>
	<p>●指導教員等研修（OJTを活用した人材育成）</p> <p>・初任者の指導やメンター制における校内支援体制を充実させるため、若年教員を校内で指導する教員等の指導力向上を図る研修を実施する。</p>	<p>◆校外研修の実施</p> <p>・初任者指導教員研修：3日</p> <p>・初任者教科指導教員等研修：1日</p> <p>・研修コーディネーター実践力向上研修：3日</p>

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(5) 中堅教諭等資質向上研修	事業 No,	14
		担当課	教育センター

概要	県内の公立学校（高知市立学校を除く）の9年間の教職経験を持つ教諭等に対して、実践的指導力を高めるとともに、ミドルリーダーとして求められるチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○10年以上の教職経験を持つ教諭等が、学年や校務分掌における自己の役割を自覚し、若年教員や同僚に対して適切な助言ができるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭等資質向上研修の受講者アンケート評価平均（4件法） 「学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて取り組むことができる」：3.0以上 (R2：3.0 R3：2.6) 「必要に応じた若年教員への指導助言ができています」：3.0以上 (R2：2.8 R3：3.0)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□研修後のアンケートによると、「必要に応じた若年教員への指導助言ができています」の肯定的評価の割合が約8割に上昇し、ミドルリーダーとしての自覚の向上が、中堅教諭として期待される実践につながっていることがうかがえる。</p> <p>■研修における協議やアンケートから、中堅教諭の中には、ミドルリーダーとしての役割を十分に果たすことができなかったり、若年教員等に対する育成・指導の意識が弱かったりする者がみられる。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭等資質向上研修の受講者アンケート評価平均（4件法） ①「学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて取り組むことができる」：3.0以上 ②「必要に応じた若年教員への指導助言ができています」：3.0以上 ③「教科の専門を生かすとともに教科横断的な観点から授業実践や教員の授業に対する指導・助言ができています」：3.0以上 	KPIの状況 (R3末)
		<ul style="list-style-type: none"> ① 2.6 ② 3.0 ③ 2.9

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ●共通課題研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダーとしての意識を高め、チームマネジメント力や実践的指導力の向上を図る研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年間4日 <ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習「ミドルリーダーとしての在り方」等 ・オンデマンド研修 「ミドルリーダーと服務」等
	<ul style="list-style-type: none"> ●教科指導研修 <ul style="list-style-type: none"> ・教科指導における課題解決に向けて、専門的な知識や技能を習得し、基礎学力の定着と学力向上（及び自立と社会参加）につながる授業の工夫改善を通して、実践的指導力の向上を図る研修を実施する。 ※（ ）内は特別支援学校に該当 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年間2日 <ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習「カリキュラム・マネジメント」等 ・オンデマンド研修「教科等の指導におけるICTの活用」等 ・校種別教科別研究協議「教科の特性に応じた学習指導の在り方」
	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム協働研修 <ul style="list-style-type: none"> ・初任者及び中堅教諭が、合同研修の中で協働して学ぶことを通して、実践的指導力を高めるとともに、協働性・同僚性を構築する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年間1日 <ul style="list-style-type: none"> ・模擬授業及び研究協議 ・東部、中部、西部及び特別支援学校の4会場で実施 校種ごと、教科横断でチームを編成 初任者の模擬授業に対して中堅教諭が助言
	<ul style="list-style-type: none"> ●選択研修 <ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育実践を振り返り、主体的に選択する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年間3日 <ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭が自己課題に応じた研修を選択

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(5) 大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	事業 No,	15	
		担当課	教育政策課	
概要	<p>教員の資質・指導力の向上を図るため、教員養成を行う県内大学との協議の機会を設け、連携した取組を推進する。</p> <p>また、高知大学教職大学院派遣教員の修学の充実を図るため、高知大学と連携し、派遣教員への指導・支援を行う。</p>			
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県教育委員会と高知大学教職大学院の連携が強化され、派遣教員の資質向上が図られるとともに、派遣教員の実践研究等を通して各学校の教育課題解決が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣教員の実践研究が、学校の課題解決に資するものになっていると回答した管理職の割合：100% (R2:90% R3:- 集計中) 大学院での研究成果を校内研修等の講師、指導助言者、発表者等として普及・活用した派遣修了者の割合：100% (R2:100% R3:100%) 			
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□大学院での修学を通じ、派遣教員には、専門性や中核教員としての意識の向上がみられる。また、修了後は、研究成果の普及・活用を積極的に行い、学校や県全体に研究成果の還元が図られている。</p> <p>■教職大学院への派遣においては、学校の課題解決に資する研究が進められているが、より汎用性のある研究に深めていくため、県教育委員会と大学のさらなる連携が求められる。</p> <p>■高知大学教職大学院への派遣研修制度について、より多くの教員が積極的に応募するよう一層の周知を図る必要がある。</p>			
単年度の KPI (R4年度)	<p>①派遣教員の実践研究が、学校の課題解決に資するものになっていると回答した管理職の割合：100%</p> <p>②大学院での研究成果を帰任後の業務等において普及・活用している派遣修了者の割合：100%</p>	KPI の状況 (R3末)		
		<p>① - 集計中</p> <p>② 100%</p>		
実施 内容	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高知大学教職大学院に派遣する現職教員への支援 <ul style="list-style-type: none"> 派遣教員の修学及び研究・実習を効果的にサポートする体制を確保することにより、派遣研修の充実を図る。 派遣修了者が研究成果を普及・活用する場を効果的に設定し、派遣の成果を県全体に還元する。 	<p>具体的な取組 (R4～5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各コースへの計画的な教員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 毎年10名程度を計画的に派遣 R4: 学校マネジメントコース: 3名 授業実践コース: 4名 特別支援教育コース: 3名 合計10名 研修会等において大学院派遣研修制度を周知 ◆実習コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> 専任の指導主事を配置: 1名 派遣教員の研究の進捗状況への指導・助言や円滑な実習に向けた支援を大学と連携して実施 ◆高知大学教職大学院連携協議会・実習協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 各4回開催(第2回、第4回は、「土佐の皿鉢ゼミ」(院生の発表会)への参加として実施) ◆「高知県教育フォーラム」の開催 <ul style="list-style-type: none"> 派遣修了者等の研究成果発表、発表動画の配信 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知大学教職大学院派遣候補教員事前研修 <ul style="list-style-type: none"> 次年度派遣候補教員に対し、研究テーマの設定、研究計画書作成、修学の心構え等について指導を行い、大学院での研究活動の充実につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事前研修 <ul style="list-style-type: none"> 指導訪問(年間3回程度)等を通じて、研究の方向性等について検討(4～1月) 「土佐の皿鉢ゼミ」への参加(8、2月) 大学教員からの事前指導(大学合格後) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●教師教育コンソーシアム高知 <ul style="list-style-type: none"> 高知大学、高知工科大学、高知県立大学、高知学園大学、高知学園短期大学、県教育委員会が連携して、高知県の教育課題に関する共同研究や情報共有等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営協議会: 年1回程度 ◆教員養成・育成事業部会: 年1回程度 ◆共同研究事業部会: 適宜 <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査及び分析 ※共同研究テーマ「教員・保育士希望学生の職業選択における特性・属性のデータ分析」 		

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策1-(5) 学校の力を高める中核人材育成事業	事業 No,	16
		担当課	教育政策課

概要	教育大綱や教育振興基本計画を効果的に推進するため、学力向上、生徒指導上の諸課題の改善、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、本県の教育が抱える様々な課題の解決に向けて取組の核となる教職員の育成の充実・強化を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○以下に関する知識・理論等を修得し、学校において組織の中核を担う人材が育成されている。</p> <p>①生徒指導、学級経営、学校組織マネジメント等に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>②いじめ・不登校、暴力行為等を減少させる学校体制を構築できる高い専門的知識・理論、実践方法</p> <p>③「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>④発達障害やその対応に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>⑤小学校における英語の授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>⑥デジタル化社会に対応するための情報教育に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>・帰任先において、修得した専門的知識等を普及するための研修会を開催した教員の割合：100% (R2：100% R3：100%)</p> <p>○先進的な取組や専門性の高い取組が実践されることで学力向上や生徒指導上の諸問題の解決等につながっている。</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□大学院での修学を通じ、派遣教員には、専門性や中核教員としての意識の向上がみられる。また、修了後は、研究成果の普及・活用を積極的に行い、学校や県全体に研究成果の還元が図られている。</p> <p>■派遣における研究等の成果の活用・普及の機会を拡大していく必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・帰任先において、修得した専門的知識等を普及するための研修会を開催した教員の割合：100%	KPI の状況 (R3末)
		100%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<p>●大学院への派遣<重点ポイント推進事業></p> <p>・新学習指導要領への対応や本県の教育課題の解決のため、下記の人材を計画的に育成し、充実を図る。</p> <p>* 学校運営、学級経営・生徒指導、教科指導方法、道徳教育、特別支援教育等に関する理論と実践力を身につけ組織的な取組をリードできる中核教員</p> <p>* 児童生徒の心の問題への対応について、専門的知識と技術に基づく指導・助言を行える中核教員</p> <p>* 小学校英語科について、専科知識を持ち授業手法等の指導・助言を行える中核教員</p> <p>・派遣修了者が研究成果を普及・活用する場を効果的に設定し、派遣の成果を県全体に還元する。</p>	<p>◆高知大学教職大学院（新規派遣者数、派遣期間2年間）</p> <p>・学校マネジメントコース 3名【R4】、3名【R5】</p> <p>・授業実践コース 4名【R4】、3名【R5】</p> <p>・特別支援教育コース 3名【R4】、4名【R5】</p> <p>◆鳴門教育大学大学院（新規派遣者数、派遣期間2年間）</p> <p>・心理臨床コース 1名【R4】、1名【R5】</p> <p>・英語科教育コース 1名【R4】、1名【R5】</p> <p>・生徒指導コース 0名【R4】、1名【R5】</p> <p>◆「高知県教育フォーラム」の開催</p> <p>・派遣修了者等の研究成果発表（3月）</p> <p>・発表動画の配信</p>
	<p>●先進県への派遣</p> <p>・本県の教育課題をリードする先進地での勤務により、幅広い知識・技能を身につけ、指導力の向上を図る。</p>	<p>◆福井県 教科のタテ持ち実践校への派遣：1名</p> <p>◆「高知県教育フォーラム」にて先進県の取組報告</p>
	<p>●教職員支援機構が実施する研修への派遣</p> <p>・組織マネジメントなど学校経営に必要な知識又は喫緊の教育課題に対応する専門的知識の習得を図る。</p>	<p>◆教職員支援機構が実施する研修</p> <p>・管理職等7名、中堅職員等ステージに応じた研修12名 学校事務職員研修4名、教育課題に対応する指導者養成研修6名</p> <p>◆マネジメント研修高度化推進事業（派遣期間2年間）</p> <p>・教職員支援機構と連携した「マネジメント研修」の実施</p> <p>◆研修成果の活用レポート等による成果普及</p>

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(1) 「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	事業 No,	17
		担当課	小中学校課
概要	これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点により、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善や、カリキュラム・マネジメントの推進を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○義務教育9年間における教育課程の一層の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合（「よく行った」と回答した割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔R2小：36.8%、中：42.6% R3小：17.6%（21.2%）、中：25.7%（19.6%）〕 ・授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと回答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔R2小：33.9%、中：38.2% R3小：34.6%（30.3%）、中：38.1%（33.5%）〕 ・話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思うと回答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔R2小：36.7%、中：43.2% R3小：35.4%（33.0%）、中：37.7%（33.9%）〕 <p style="text-align: right;">※（ ）内は全国平均</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「課題の解決に向けて授業に取り組むことができている」と回答した児童・生徒の割合は、全国平均を上回っており、主体的に取り組むことや自分の考えを深めたり、広げたりすることができる授業へと改善が進みつつある。</p> <p>■指定校と協働して作成した授業動画等の周知・普及が十分できておらず、指導と評価の一体化を図った授業の実現が図られていない。</p> <p>■1人1台タブレット端末を活用した授業は増えてきたものの、効果的な活用事例はまだ少ない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>①習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合（「よく行った」と回答した学校の割合） ：小学校40%以上、中学校40%以上 かつ全国平均以上</p> <p>②授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと回答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） ：小学校40%以上、中学校40%以上 かつ全国平均以上</p> <p>③話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思うと回答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） ：小学校40%以上、中学校40%以上 かつ全国平均以上</p>	<p>KPIの状況 (R3末)</p> <p>① 小学校：17.6%（21.2%） 中学校：25.7%（19.6%）</p> <p>② 小学校：34.6%（30.3%） 中学校：38.1%（33.5%）</p> <p>③ 小学校：35.4%（33.0%） 中学校：37.7%（33.9%）</p> <p style="text-align: right;">※（ ）内は全国平均</p>	
実施 内容	<p>内容</p> <p>●実践研究協働校事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の学校の持続可能な授業改善体制の構築を図るために、学習指導要領に示されている資質・能力を育成する実践研究や授業づくりについて可視化した動画を作成し、活用・普及する。 	<p>具体的な取組 (R4～5年度)</p> <p>◆指定校（6校）における実践研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材研究会及び授業研究会の実施：年各2回 ・授業動画とガイドラインの作成・普及 ・研究推進のためのプロセス動画の作成・普及 ・教職員ポータルサイトでの配信 ・県主催の研修会等や学校訪問において動画活用例の紹介 <p>◆連絡協議会の実施：2回</p>	
	<p>●授業づくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員が自ら学び続け、共に高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進するために、参加者が主体的・協働的に各教科等における授業づくりのプロセスを学ぶことができる講座の充実を図る。 	<p>◆授業づくり講座の実施：年172回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7種類の講座：国語、社会、算数・数学、理科、英語、特別の教科 道徳、複式授業 ・拠点校43校の指定【R4予定】 ・教材研究会及び授業研究会の実施：年各2回 ・ICTを効果的に活用した授業の公開及び実践事例を教職員ポータルサイトに掲載 <p>◆授業づくり講座担当者会の実施：年3回</p>	

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(1) 英語教育強化プロジェクト	事業No、	18
		担当課	小中学校課 教育センター

概要	小学校外国語活動・外国語では、研修協力校による研究実践を通して質の高い指導体制の構築を目指す。中学校外国語では、喫緊の課題である英語での発信力強化を図るため、言語活動を中心とした授業づくりについてチームで授業研究に取り組むことで教員の指導力や英語力を向上させる。また、県教育委員会作成の英語教育用教材とICTを効果的に活用した授業実践を通して、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を高める。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○各小・中学校において、自校で授業研究を深め、言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業を行うことで、生徒の英語力、教員の指導力・英語力が向上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CEFR A1（英検3級相当）以上の英語力を有する中学校3年生の割合 中学校：50%以上（R1 中学校：36.6% R3 中学校：41.4%） ・CEFR A2（英検準2級相当）以上の英語力を有する小学校教員及びCEFR B2（英検準1級相当）以上の英語力を有する中学校英語教員の割合 小学校：25%以上、中学校：50%以上（R1 小3%、中30.7% R3 小：8.6%、中：38.1%）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、英語に対する学習意欲の向上がみられるとともに、生徒の英語力も向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒質問紙「英語の勉強は好きですか」（中学校 R1：51.8% R3：54.5%） ・CEFR A1 以上の英語力を有する中学校3年生の割合（R1：36.6% R3：41.4%） <p>■小学校では、まだ学習到達目標を示したCAN-DOリストの作成ができていない学校があり、指導と評価の一体化が図れた授業実践が課題である。（R3：作成73.1%）</p> <p>■中学校では、4技能（聞く・話す・読む・書く）を統合した言語活動が十分でない。また、生徒のコミュニケーションを支える語彙の定着も低い。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①CEFR A1 以上の英語力を有する中学校3年生の割合 中学校：45%以上	KPIの状況 (R3末)
	②CEFR A2 以上の英語力を有する小学校教員及びCEFR B2 以上の英語力を有する中学校英語教員の割合 小学校：15%以上、中学校：45%以上	

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		<p>●英語教育用教材活用推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材の効果的な活用による英語力の定着を図る。
	<p>●中学校学力向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語活動の充実を目指した授業改善を推進することを通して、学習指導要領の着実な実施を促進し、生徒の発信力（話す力、書く力）の向上を目指す。 	<p>◆中学校英語授業改善研究協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校英語科教員を対象に言語活動を通して資質・能力を育成する授業づくりを周知：年1回学校しっ皆 <p>◆英語科授業づくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校4校、中学校4校を拠点とし、教材研究会及び授業研究会を年間各2回実施 <p>◆授業改善プランに係る学校訪問：年1回以上</p>
	<p>●英語教育改善プラン推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の趣旨を具現化し、指導と評価の一体化が図られた授業づくりの研究を行うことで、教員の指導力向上を図るとともに、その研究成果を県内に広く普及し、英語教育の改善・充実を図る。 	<p>◆研修協力校（小学校4校）における実践研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開授業：年2回以上 ・ICTを活用したスピーキング力向上の取組
	<p>●オンライン研修実証研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる英語講座の受講や授業体験を実施し、研修内容と授業をリンクさせることにより、英語による指導力の向上を図る。 	<p>◆オンライン研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修等（委託先専門機関の決定後に開始（7月）、約7か月間実施） 対象：小・中・高等学校教員 ・集合研修：中学校のみ（12月）

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(1) 理科教育推進プロジェクト	事業 No,	19
		担当課	小中学校課

概要	児童生徒の理科の知識・技能の習得を図り、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図る。また、生徒の科学への興味・関心等を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会を開催する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○小学校では児童が問題を科学的に解決する授業を、中学校では生徒が科学的に探究する授業を充実させることにより、児童生徒の理科に対する興味・関心や学習意欲を高めるとともに、思考力・判断力・表現力が向上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査（R4年度）における、知識・技能及び思考・判断・表現の観点での正答率 知識・技能：小・中ともに全国平均以上 思考・判断・表現：小・中ともに全国平均以上 ・全国学力・学習状況調査（R4年度）における児童生徒質問紙での「理科の授業の内容がよくわかる」と感じる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答している児童生徒の割合） 小学校：60%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔H30 小学校：56.8%（55.9%） 中学校：24.4%（26.6%）〕 ※（ ）内は全国平均 ・授業づくり講座（理科）参加者アンケートにおいて、以下の質問に「よく当てはまる」と回答した教員の割合 <ul style="list-style-type: none"> ①自ら考えた仮説をもとに観察、実験の計画を立てさせる 小学校：50%以上、中学校：50%以上（R2小 21.5%、中 11.1% R3小：18.6%、中：22.9%） ②観察や実験の結果を整理し考察させる 小学校：50%以上、中学校：50%以上（R2小 26.8%、中 26.5% R3小：16.3%、中：42.7%） ③観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えさせる 小学校：50%以上、中学校：50%以上（R2小 10.5%、中 6.0% R3小：11.6%、中：11.9%） <p>※理科の全国学力・学習状況調査は3年に1度程度実施。R3に実施予定であったが、R4に延期となった。</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□中学校では、授業づくり講座において、課題である「構想」に焦点を当てた指導助言を行ってきたことにより、科学的探究の過程を踏まえた授業改善が進んできた。</p> <p>■小学校においては、学校訪問の機会が少なく、授業づくり講座の参加者アンケートの結果からも、理科における問題解決の過程を踏まえた授業改善が進んでいないことがうかがえる。各地域の理科教育の中核を担うCSTの活動を活性化させ、実践を普及する必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査（R4年度）において、 <ul style="list-style-type: none"> ①知識・技能及び思考・判断・表現の観点での正答率 知識・技能：小・中ともに全国平均以上 思考・判断・表現：小・中ともに全国平均以上 ②児童生徒質問紙の「理科の授業の内容がよくわかる」の質問に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 小学校：60%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 	KPIの状況（R3末）
		<ul style="list-style-type: none"> ①自然事象についての知識・理解 小：84.4%(81.5%)中：65.5%(68.7%) 観察・実験の技能 小：69.5%(71.1%) 中：63.6%(67.0%) 科学的な思考・表現 小：53.2%(54.1%) 中：62.7%(64.9%) ②小：56.8%（55.9%） 中：24.4%（26.6%） <p>*前回のH30調査結果、（ ）内は全国平均</p>

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●理科中核教員（CST）養成・育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・理科の中核教員を養成・育成し、CSTの活動を活性化するとともに、研修会を実施することで、授業の改善・充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆CSTの養成 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校各2名程度：各年度 ◆シンポジウムの開催：年1回 ◆活動報告会の実施：年1回 高知大学主催 ◆授業づくり講座（理科）への参加
	<ul style="list-style-type: none"> ●科学の甲子園ジュニア高知県大会 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の科学への関心等を高めるために、理科・数学等の探究的な課題にチームで取り組む「科学の甲子園ジュニア高知県大会」を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆科学の甲子園ジュニア高知県大会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・参加対象、参加単位：中学1、2年生：1チーム6人 ・予選：県内5会場（7月）、本選（8月） ・広報用チラシ・ポスターの配付
	<ul style="list-style-type: none"> ●授業づくり講座（理科） <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の目指す資質・能力を育成するための授業づくりについて協議し、生徒の理科の学力向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆授業づくり講座（理科）の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校1校、中学校4校を拠点とし、教材研究会及び授業研究会を年間各2回実施 ・参加対象：CST認定者及び受講者 中学校理科教員：学校しつ皆1名

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(1) 学力向上に向けた高知市との連携	事業 No,	20
		担当課	小中学校課
概要	<p>県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市が平成30年度に設立した「学力向上推進室」に県から指導主事を派遣し、高知市のスーパーバイザー等とチームを編成して学校訪問を行うなど、県教育委員会と高知市教育委員会が連携した取組を進める。</p> <p>小学校教科担任制及び中学校の「教科のタテ持ち」による授業改善の取組を一体的に捉え、小中連携による義務教育9年間を見通した指導の充実を図るため、継続的な訪問指導体制を強化する。また、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場として、学力向上推進室運営委員会を定期的に設けることで、学力向上推進室の取組について進捗状況を確認し、充実を図る。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○高知市の各小・中学校において、教員の教科等指導力の向上が図られ、児童生徒の学力が向上している。</p> <p>・全国学力・学習状況調査の結果（国語、算数・数学）において、自校の正答率と全国平均正答率との比較を行い、その結果が上昇している、あるいは、維持している学校の割合が増えている。</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□学力向上推進室の指導主事による重点的な訪問指導により、授業改善が進み、国語や算数・数学の学力に伸びがみられる。</p> <p>■組織的な授業改善の取組が国語や算数・数学に偏っており、社会科、理科の授業改善が課題である。</p> <p>■中学校において、教科会や教科主任会は定着してきたものの、協議内容に課題がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>・R4年度全国学力・学習状況調査（4月） 高知市立小学校6年及び中学校3年の国語、算数・数学をR3年度より上回る。または、同水準とする。 （R3とR4の全国平均正答率と高知市平均正答率との差の伸縮でみる）</p>	KPIの状況（R3末）	
		<p>小学校：国語+4.5、算数-0.2 中学校：国語+3.8、数学+2.7 ※R1とR3の全国平均正答率と高知市平均正答率との差の伸縮</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>●高知市学力向上推進室による学校支援</p> <p>・高知市の小・中学校が組織的な授業改善を行うようにするために、高知市学力向上推進室へ指導主事を派遣し、県・市がより一層連携して、戦略的・効果的な訪問指導を行う。</p>	<p>◆指導主事等の配置</p> <p>・派遣10名、兼務3名 国語、算数・数学、英語に加え社会科、理科の指導主事を新たに派遣</p> <p>・学校支援のPDCAを確実に回す体制づくり</p> <p>・各学校の主體的な学力向上の取組を支援</p>	
	<p>●中学校組織力向上のための実践研究事業</p> <p>・各学校における組織力向上に向けた取組のPDCAを確実に回すために、組織力向上エキスパート等により、「教科のタテ持ち」中学校に対して、組織的な授業改善について戦略的・効果的な訪問指導を行う。</p>	<p>◆「教科のタテ持ち」中学校16校：主幹教諭配置</p> <p>・組織力向上エキスパートによる学校訪問 ：各校年間2回</p>	
<p>●高知市学力向上推進室運営委員会による進捗管理</p> <p>・高知市からの取組の報告を検証し、改善策等を協議して、取組の方針を示す。</p>	<p>◆高知市学力向上推進室運営委員会</p> <p>・月1回程度実施</p> <p>◆県教育次長及び小中学校課長、高知市教育次長及び学力向上推進室との合同学校訪問（学力向上推進室運営委員会による学校訪問）</p> <p>・小学校及び中学校を年間各2回程度訪問</p>		

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(2) 学力向上推進事業	事業 No,	21
		担当課	高等学校課

概要	各校において、全国的に導入されている「高校生のための学びの基礎診断」を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。 あわせて、「学校支援チーム」の定期的な学校訪問により、各校における授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの強化を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○各校において、「高校生のための学びの基礎診断」を活用した PDCA サイクルを構築し授業改善が図られ、生徒の学習習慣が身につく、基礎学力が定着している。 ・基礎力診断テストにおけるD3層の割合(高校2年1月、3教科総合):10%以下(R2:17.9% R3:19.1%) ・学校経営計画における、授業改善が図られている教員の割合:100%以上(R2:83.8% R3:91.5%) ・生徒対象の県オリジナルアンケート(高校2年1月)の下記項目における肯定的回答の割合:90%以上 ①「学校の授業では、学習のねらいが示されている」(R2:74.7% R3:76.3%) ②「学校の授業では、学んだ知識をもとに自ら考え、まとめたり発表したりする機会がある」 (R2:72.6% R3:73.7%) ③「学校の授業では、学習活動を自ら振り返る場面が設定されている」(R2:64.5% R3:67.2%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	□各学校において、生徒の現状分析に基づく基礎学力の定着・学力向上の取組が進みつつある。 □学校支援チームの訪問により、各校の教員の授業改善への意識が高まってきている。 ■各学校において、効果的な指導方法の確立やPDCAサイクルを意識した学校の組織的な指導体制について、さらなる充実が必要である。 ■授業における振り返りの場面設定が十分に行われていない状況がみられる。 ■各教科における授業改善の取組が校内で十分に共有されていない傾向にある。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・基礎力診断テストにおけるD3層の割合(3教科総合) 1年11月:16.0%以下、2年1月:16.0%以下 ・県オリジナルアンケートの上記項目における肯定的回答の割合 2年1月:80%以上	KPIの状況(R3末) ・1年11月:16.5%、 2年1月:19.1% ・2年1月:①76.3%、 ②73.7%、③67.2%
-----------------------	---	---

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	●「高校生のための学びの基礎診断」の実施 ・「高校生のための学びの基礎診断」を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。	◆「高校生のための学びの基礎診断」の実施 ・検査の内容と種類 国・数・英3教科セット+記述式+英語4技能 基礎力診断テスト、スタディーサポート・ 標準タイプⅡ(+GTEC) ・基礎力診断テストの実施時期 1年生(4、11月) 2年生(6、1月)
	●学校支援チームによる支援 ・指導主事、授業改善アドバイザーが定期的に学校訪問を行い、授業参観・研究協議による支援を実施する。 ・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、企画監・学校経営アドバイザーが全ての学校(36校)を訪問し、各校の取組に対する指導・助言等を実施する。 ・先進的な県内外の授業改善の取組等を共有するため、研究協議会を実施する。	◆授業改善に係る学校訪問 ・国語・数学・英語、地歴公民・理科 :各校を年間3～4回程度訪問 ・新学習指導要領の実施状況や1人1台タブレット端末の活用状況の確認 ◆学力向上プラン等を協議する学校支援チームによる学校訪問(4、10月) ◆カリキュラム・マネジメントに係る学校訪問 ・高等学校課企画監と学校経営アドバイザーによる学校訪問(5、2月) ◆研究協議会の実施 ・年間2回(8、2月)

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(2) 学習支援員事業	事業No,	22
		担当課	高等学校課
概要	生徒の学力の状況等に応じたきめ細かな指導・支援を充実させるため、地域の人材や大学生等による「学習支援員」を配置し、放課後補習や授業支援の充実・強化を図る。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒に学習習慣が身につく、基礎学力が定着している。 ○学習支援員が必要とされる学校に適切に配置されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・配置率：100%（配置を希望する県立中学校・高等学校）（R2：96.8% R3：100%） 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □配置を希望する学校全てに学習支援員を配置することができ、各校において放課後学習や授業支援など、地域や生徒の実態等に応じた取組を行うことができた。 ■1校当たりの上限である単位時間数以上の実施を希望する学校があるので、追加募集による予算の再配分や調整を行う必要がある。 ■学習支援員の確保と指導力向上の仕組みづくりが必要である。 		
単年度の KPI (R4年度)	・配置率：100%（配置を希望する県立中学校・高等学校）	KPIの状況 (R3末)	
		100%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●学習支援員による放課後補習や授業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援員による放課後補習やチーム・ティーチングによる授業支援等を通じて、生徒の学力の状況等に応じたきめ細かな指導・支援が充実するようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学習支援員事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象校：県立中学校4校・夜間学級 県立高等学校36校 ・実施要項等の送付及び申請の受付（4月～） ・各校からの申請内容の承認（4月～） ・追加募集（ニーズ調査）（7月～） ・実施報告書の取りまとめ（1月～） ・県教育委員会が作成したつなぎ教材等を活用 	
<ul style="list-style-type: none"> ●学習支援員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・希望する学校に適切に学習支援員を配置することができるよう、高等学校課人事担当や大学等とも連携を図り、時間講師（会計年度任用職員）や大学生等の人材確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学習支援員の人材確保 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校課人事担当、大学との打合せ（1～3月） 		

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(3) 21ハイスクールプラン	事業No,	23
		担当課	高等学校課
概要	地域の実情や生徒の実態に即した魅力ある学校づくりを推進するため、各校において、探究的な学習活動の充実を図るために地域と連携・協働した活動や、専門的な技能や豊かな人間性を身につけさせ、将来の進路実現の可能性を広げる取組を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての県立高等学校において、魅力ある学校づくりに向けて、地域と連携して充実した取組が実践されている。</p> <p>・「21ハイスクールプラン」を活用している学校の割合：100% (R2：100% (35校) R3：100% (36校))</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□各校が工夫して魅力ある学校づくりに向けた地域と連携した取組などを推進することができた。</p> <p>□既存の事業では実施が困難な取組も、学校の特色を強める取り組むことができた。</p> <p>■学校経営計画に沿った教科横断や各学年で系統的、継続的に行うことができるよう進捗管理を行う必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・学校経営計画 学校の振興についての評価 B以上の学校：100%以上	KPIの状況 (R3末)	
		96.0%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	●地域や大学等と連携した体験活動の推進 ・各学校における地域や大学と連携した商品開発、環境保全や防災に関する取組など体験的な活動を推進する。	◆各学校における地域や大学等と連携した取組の推進 ・地域課題解決学習（探究活動） ・地域協働学習（商品開発） ・地域環境保全活動 ・防災教育	
	●資格取得の推進 ・生徒の知識や技術をレベルアップできるようにするため、産業教育等の専門性の高い資格の取得や英検などの受験対策講座の開講などの取組を推進する。	◆受験対策講座の推進 ・各校における資格取得や受験対策講座への講師派遣等を支援 ◆資格取得状況の調査 ・職業学科に関する学科における資格試験受検者数及び合格者数の調査（6月）	
	●学校の特色を生かした取組の推進 ・生徒が学んできた知識や技術の成果を披露し、今後のさらに充実したものにするため、国際交流活動や各種コンテストや展覧会への出場などの取組を推進する。	◆各校における国際交流活動や各種コンテストへの参加等の推進 ・国際交流活動（海外高校との交流） ・コンテスト、展覧会への出場・出展	
●「21ハイスクールプラン」の進捗管理 ・各学校における「21ハイスクールプラン」の取組について進捗管理を行う。	◆「21ハイスクールプラン」の検証 ・企画監・学校経営アドバイザーの学校訪問等 取組状況の確認 ・取組状況と次年度計画に関するヒアリング（7～8月） ・実施報告書の提出（各学校→県教委：2月）		

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(3) 授業改善と指導力向上事業	事業 No,	24
		担当課	高等学校課

概要	<p>新学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究を進め、高等学校における「新たな学び」に向けた授業改革に取り組む。また、教科指導力向上研修等を通して、教員の指導力を向上させ、学校における学習指導、生徒支援体制を充実させることで、生徒の多様な学力や進路希望に応じた効果的な指導につなげる。さらに、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、1人1台タブレット端末やデジタルドリルを効果的に活用した授業づくりを推進する。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○生徒の学習改善、教員の指導改善につながる学習評価と授業実践が行われている。</p> <p>○教員の指導力が向上し、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指導と評価の一体化」の実現が図られている。 ・公立高等学校卒業生に占める国公立大学現役進学者の割合：15%以上 (R1 年度卒業生：12.1% R2 年度卒業生：13.5%) ・英語の授業における生徒の言語活動時間の割合：75%以上 (R2：56.0% R3：54.5%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□教員が教科指導力向上研修に参加することで、学校の授業改善に役立てることができている。</p> <p>■教科指導力向上研修については、コロナ禍でオンラインとなった研修もあり、対面ほどの十分な意見交換ができなかったケースがみられる。</p> <p>■学習指導要領の改訂の趣旨の沿った授業実践や学習評価への改善が必要である。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>①学校経営計画「授業改善」の項目 B 評価以上の学校：100%</p> <p>②公立高等学校卒業生に占める国公立大学現役進学者の割合：14%以上</p> <p>③英語の授業における生徒の言語活動時間の割合：70%以上</p>	KPI の状況 (R3末)
		<p>① 91.7%</p> <p>② 13.5%(R2 年度卒業生)</p> <p>③ 54.5% (R3 末)</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●新学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をより一層進めるために、観点別学習状況評価の適切な実施と「指導と評価の一体化」の考え方に基づく教育活動についての研究を行う。 	<p>◆「指導と評価の一体化」実践研究校：3校程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科会を中心とした評価研究に係る校内体制の構築 ・評価結果を活用した授業改善 <p>◆学習評価研究委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事との協働による県版参考資料の作成 <p>◆各教科等研究協議会：各教科1～2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践研究校を含む県内外における好事例の共有や外部講師による講演等
	<p>●教科指導力向上研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学進学のための学力向上や基礎学力の定着等に実績のある外部講師を招へいし、研究授業等を実施することにより、参加教員の教科指導力の向上を図る。 	<p>◆教科指導力向上研修Ⅰ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県進学協議会が主催する「大学進学チャレンジセミナー」の授業者を講師として実施(8月) <p>◆教科指導力向上研修Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望校(3校程度)で県外講師による研究授業及び研究協議を実施(5月～)
	<p>●英語指導力向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、学習到達目標を「CAN-DO リスト」の形式で設定・公表し、その達成状況の把握や指導・評価の見直しを行うことで課題を明らかにすることにより、課題の改善に向けて積極的・継続的に取り組む教員を育成する。 	<p>◆学習到達目標を「CAN-DO リスト」の形式で設定・公表及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・到達状況を定期的に把握し、日々の授業や評価に反映 <p>◆言語活動と学習評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合的な言語活動を通じた、思考力・判断力・表現力等の育成 ・観点別学習状況評価に基づく総合評価
	<p>●ICTを活用した個別最適化学習の実践・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践校において、1人1台タブレット端末及び民間業者のAIドリルなどのシステムを活用して、生徒個々の学習状況に応じた教材を提供し、その成果を検証する。 	<p>◆個別最適化学習の実践・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践校：18校 ・民間企業のAIドリル(英・国・数等)を活用した個別最適化学習の実践・検証 ・民間企業のオンライン辞書機能などを活用した個別最適化学習の実践・検証 ・研究成果を全学校に共有(2月)

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(3) 就職支援対策事業	事業 No,	25
		担当課	高等学校課

概要	生徒の就職支援のために、就職対策連絡協議会を運営し、就職状況の情報収集や分析を行い、よりよい支援策を検討する。また、就職アドバイザーを配置し、事業所訪問による求人開拓や生徒への個別指導による就職受験先のマッチングを図るとともに、離職率の改善に向けて、就職者の定着指導もあわせて行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○進路未内定者に対するきめ細かな就職支援が全ての学校で行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業後、就職した生徒の就職後1年目の離職率：10%以下 (H30年度卒業生：11.3% → R1年度卒業生：12.2%) ・就職アドバイザー配置校の就職内定率：99%以上 (R2：98.9% (R3.2月末時点：94.0%) → R4.2月末：96.3%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□就職アドバイザーの活動や関連機関との連携、就職関連事業等の実施により、県内企業就職内定率は70%を超え、全体の就職内定率は99%以上を維持している。</p> <p>■離職率は目標値に達していないため、今後も離職状況の分析や、ミスマッチを防ぐための支援体制のさらなる充実を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職内定率 (R2：99.1% (R3.2月末時点：96.1%) → R4.2月末：96.9%) ・県内企業就職内定率 (R2：71.0% (R3.2月末時点：71.2%) → R4.2月末：72.3%) <p>■各学校と就職アドバイザーがハローワークなど関係機関との連携を密にし、支援体制をつくる必要がある。</p> <p>■離職状況調査結果をもとに、離職の原因等を分析し、定着のための施策につなげる必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・就職アドバイザー配置校の就職内定率：99%以上	KPIの状況 (R3末)
		96.7% (R4.2月末)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●就職対策連絡協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生の就職支援対策を検討し、さらなる就職支援を行うために、各関係機関との連携を図り、一体となって協議・支援を行う。 	<p>◆就職対策連絡協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催 前年度の就職状況報告 (6月) 当年度の就職課題 (離職含む) 検証 (2月)
	<p>●就職アドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校に就職アドバイザーを配置し、企業への求人開拓、就職希望者への個別指導支援、就職者の定着指導を実施する。 	<p>◆就職アドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18校に9名配置 ・就職アドバイザー情報交換会の開催：年3回
	<p>●教員・就職アドバイザーの事業所訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人開拓、定着指導を目的として、教員及び就職アドバイザーによる事業所訪問を計画的に実施し、継続的な求人要請、卒業生の職場定着指導を継続的に実施する。 	<p>◆教員・就職アドバイザーの事業所訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> 求人要請・卒業生の職場定着指導 (5～7月) 2次募集確認等 (9～12月) ・教員・アドバイザー事業所訪問：1,500事業所訪問 ・状況に応じてリモートで対応
	<p>●就職定着状況調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校に対して、卒業後1年目の定着状況を把握するために、離職者について調査を実施するとともに、離職状況や原因等の分析を行う。 	<p>◆就職定着状況調査及び分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査依頼 (6月) 調査回収・結果分析 (7月) 就職対策連絡協議会での協議 (2月)

事業 名称	基本方針 I 対策 2 - (3) グローバル教育推進事業	事業 No,	26
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>郷土を愛し、その発展に貢献できる人材や、高い志を持ち高知から世界へチャレンジするグローバル人材の育成を図るため、指定校※を中心に探求型学習と英語教育を組み合わせたグローバル教育を推進する。特に高知国際中・高等学校においては、「国際バカロレア」の取組を実践する。また、これらの手法や取組成果を普及させるとともに、国際交流を含む多様な価値観に触れる活動を推進すること等を通して、広くグローバル教育の推進を図る。</p> <p>※山田高等学校、高知南中・高等学校、高知西高等学校、高知国際中・高等学校のグローバル教育推進校を指す。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成し、英語運用能力を高めることで、将来、本県の地域振興や産業振興を担うグローバル人材を育成する。</p> <p>○高知南中・高等学校と高知西高等学校を統合した高知国際中・高等学校において、国際バカロレアの MYP (中学校段階のプログラム) 認定を R2 年度に DP (高等学校段階のプログラム) 認定を R3 年度に受ける。(R2:MYP、DP 認定)</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□ 4月に高知国際高等学校が開校し、11月から国際バカロレア教育 DP (高等学校段階のプログラム) をスタートさせた。</p> <p>■ 高知国際中・高等学校は、国際バカロレア認定校として、学校全体で探究的な取組を推進するとともに、高知国際高等学校 DP コースの生徒全員が IB 資格を取得できるよう、教員が国際バカロレア機構主催の公式ワークショップに参加するなど指導力向上に取り組む必要がある。</p> <p>■ グローバル教育推進委員会の助言を受けながら進めている指定校における取組の改善や、その成果とノウハウを県内の県立高等学校へ普及することが課題となっている。</p> <p>■ 新型コロナウイルス感染症の影響のため、全ての海外派遣プログラムを中止せざるを得なかったが、状況を見ながら可能な取組を実施し、高校生の留学への機運を高めていく必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>① 高知国際中・高等学校の志願倍率 中：2.40 倍、 高：普通科 1.1 倍、グローバル科 1.0 倍</p> <p>② 山田高等学校グローバル探究科の志願倍率：1.0 倍</p> <p>③ 海外派遣プログラムに参加した生徒人数：130 人</p>	KPI の状況 (R3末)
		<p>① 中：2.35 倍 (R2：2.40 倍) 高：普通科 1.04 倍 (R2:1.08 倍) 高：グローバル科 0.63 倍 (R2:0.76 倍)</p> <p>② 0.20 倍 (R2：0.20 倍)</p> <p>③ 0 人 (R2：0 人)</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>● グローバル教育推進校の取組等の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者による各推進校への指導、助言及び PDCA サイクルに基づき、その反映・活用等について取組内容の確認を行う。 また、教員研修や各学校における成果発表会などを通じた県内の県立高等学校への普及を図る。 	<p>◆ グローバル教育推進委員会の開催年 2 回 (7、2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 講師による指導・助言 <p>◆ グローバル教育推進校 (4校) の取組の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進校の取組成果の公開発表会等を開催 (11月) グローバル教育理解推進シンポジウムを開催 (8月) [R4]
	<p>● 国際バカロレア教育の充実に向けた取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知国際中・高等学校の国際バカロレア教育充実に向けて、教員の資質向上を図るための研修等への派遣を行う。 高知国際中・高等学校の公開授業に他校の教員も参加し学習研究会を実施する。 高知国際中・高等学校や国際バカロレア教育について広く周知を図るため、広報活動を実施する。 	<p>◆ 教員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際バカロレア機構主催の公式ワークショップへの教員派遣 大学院の国際バカロレア教員養成特別プログラムへの派遣 先進校から講師招へいした校内研修の実施 高知国際中・高等学校で公開授業を実施 (11月) <p>◆ 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 県広報誌や県広報番組を活用した広報活動 オープンスクール等を通じた小中学生への広報
	<p>● 海外留学や異文化等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会主催海外派遣プログラム等を実施し、高校生の海外留学への支援を行うとともに、留学に対する理解や意識向上につなげるための留学フェアを開催する。 	<p>◆ 県教育委員会主催海外派遣プログラムの実施 (海外派遣プログラムが実施できない場合は、県内施設で海外留学体験プログラム (仮称) を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラムに参加予定の県立高等学校生徒数 目標 R4：30 名→R5：30 名 <p>◆ 各学校が実施する海外派遣プログラムに参加する生徒への派遣旅費の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校プログラム実施校数、参加生徒数 目標 R4：5 校 100 名→R5：100 名 <p>◆ 留学フェアの開催 (11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学フェアへの参加者数 目標 R4：90 名→R5：90 名

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(3) 産業教育指導力向上事業	事業 No,	27
		担当課	高等学校課

概要	本県の産業教育の充実を図るため、高知県産業教育審議会との連携のもと、今後の産業教育の方向性や目標を明示し、各校における取組の充実につなげるとともに、産業教育に携わる教職員の資質・指導力の向上を図るため、新技術について教科の枠を超えて研修を実施するなど、研修内容の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○情報化やグローバル化の進展に伴う急速な時代の変化に対応した、産業教育担当教員の専門力・指導力を高めるための研修を実施し、派遣・受講した教員の資質向上とともに、産業教育の魅力向上に資するものとなっている。 ・時代の変化に対応した産業教育研修が実施されている。 研修実施率：100% (R3：100%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □内地留学に4名、産業教育短期現場研修に教員を派遣 (R2：1名、R3：3名) したことで、教員個々の指導力及び専門力の向上とともに、教科全体への波及効果が期待される。 □高知県産業教育課題対応合同研修に教員28名 (産業教育8教科) が参加し、本県産業教育の意義や役割、課題について協議し、各校の教育活動の在り方について捉え直すとともに、産業系専門高校の魅力化のための戦略について検討することができた。 □高知県産業教育審議会より受けた答申を各教科・各校に周知し、生徒の資質・能力の向上、教員の指導力向上、関係機関との連携、専門高校・教科の魅力向上の4つの観点に基づき、各校の教育活動に反映した。また、R3.7月には産業系専門高校のPRイベントを開催し、広く県民に魅力を発信した。 ■「高知県産業教育審議会答申」を反映し、時代に即した各産業専門分野の研修や教科の枠を超えた本県の全体的な産業教育を発展・充実させる取組を実施することを通じて、産業系専門高校の入学志願者数を確保する必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・R4年度の全県立高等学校 (全・定) の入学者数のうち、産業系専門学科への入学者数の割合：30%以上	KPIの状況 (R3末)	29.5% (R2：28.2%)
-----------------------	---	--------------	------------------

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「産業教育審議会答申」を受けての取組 <ul style="list-style-type: none"> ・これからの本県産業教育の在り方についての答申を受けて、各産業で具体的な取組について検討協議を行い、実践する。 ・産業系専門高校など多様な高等学校の魅力を発信するため、産業教育PRイベントを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「産業教育審議会答申」を受けての取組 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会からの答申を受け、産業系専門高校における生徒の資質能力の育成、教員の指導力向上、関係機関との連携、魅力化を図る事業・方策を協議、設備整備の充実 ・各専門教科・学校での方向性や取組目標の設定 ・学校経営計画による進捗管理の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●産業教育内地留学の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場を離れ、最先端の知識や技術を習得し、産業教育担当教員としての資質向上を図るために、大学、専門学校、民間企業等への内地留学を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業教育内地留学：3教科3名 <ul style="list-style-type: none"> ・農業：農業担い手育成センター、高知大学、農業技術センター等 ・工業：高知職業能力短期大学校、高知工科大学等 ・商業：高知開成専門学校、高知工科大学等
	<ul style="list-style-type: none"> ●産業教育短期現場研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校や各教員の課題等を解決するために、大学、専門学校、高等学校、民間企業等における短期的な研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業教育短期現場研修：5教科7名 <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業期間等を利用し、各専門分野 (農業、水産、工業、商業、情報) について、大学、専門学校、民間企業等における研修を実施：1～10日間
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県産業教育課題対応合同研修「高知の産業教育の未来検討会」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・産業教育担当者が、今後の産業教育の在り方を検討するために、合同研修やデータベース活用の講習会などを通して、資質向上、指導力の強化、授業改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県産業教育課題対応合同研修 <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：2泊3日程度 (8月) ・対象：各産業教育担当者10名程度 ・企業見学：IoT、AIなど最先端企業 ・高知県産業振興計画勉強会 ・大学教授等のコーディネーターによる講話

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(4) 道徳教育協働推進プラン	事業 No,	28
		担当課	小中学校課
概要	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」授業を展開するとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進することで、児童生徒の道徳性を高める。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○各学校で児童生徒の道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」の授業を工夫している。</p> <p>①「特別の教科 道徳」において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：60%以上、中学校：60%以上 かつ全国平均以上 〔R2 小：43.9%、中：51.5% R3 小：52.0% (45.6%)、中：55.1% (48.8%)〕</p> <p>②人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：60%以上、中学校：60%以上 かつ全国平均以上 〔R1 小：44.6% (40.4%)、中：36.2% (34.6%) R3 小：46.5% (43.6%)、中：43.8% (41.6%)〕</p> <p>③人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：85%以上、中学校：85%以上 かつ全国平均以上 〔R1 小：77.5% (74.7%)、中：74.5% (71.1%) R3 小：77.4% (75.4%)、中：76.8% (74.3%)〕</p> <p>* () 内は全国平均</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□授業づくり講座への参加人数が増え、「考え、議論する道徳」の授業イメージが普及できたことにより、授業改善が進んできている。</p> <p>■全国学力・学習状況調査において、児童生徒の道徳性に関する質問の肯定的な回答は、全国より高い傾向にあるものの、近年は減少傾向に転じており、特に小学校においてその傾向が顕著にみられる。その改善策として、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの道徳教育の取組を進めてきたが、まだ、周知・理解が十分でない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>・上記の①～③の項目に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合</p> <p>①小学校：60%以上、中学校：60%以上 かつ全国平均以上</p> <p>②小学校：50%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上</p> <p>③小学校：80%以上、中学校：80%以上 かつ全国平均以上</p>	<p>KPI の状況 (R3末)</p> <p>①小：52.0% (45.6%) 中：55.1% (48.8%)</p> <p>②小：46.5% (43.6%) 中：43.8% (41.6%)</p> <p>③小：77.4% (75.4%) 中：76.8% (74.3%)</p> <p>* () 内は全国平均</p>	
実施 内容	内 容	具 体 的 な 取 組 (R4～5年度)	
	<p>●「考え、議論する道徳」の授業の充実</p> <p>・「考え、議論する道徳」の授業の質的変換を図るために、指導と評価の一体化の研究実践を行い、公開授業を通して普及する。</p>	<p>◆授業づくり講座（道徳）への参加促進</p> <p>・教材研究会及び授業研究会：年各2回</p> <p>・拠点校：5校</p> <p>◆道徳推進リーダーによる実践の普及</p> <p>・授業づくり講座への参加</p> <p>・市町村教育委員会主催の研修会での授業の公開等</p>	
<p>●地域ぐるみの道徳教育の推進</p> <p>・児童生徒の道徳性の向上を図るために、学校と家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの道徳教育」を展開していく。</p>	<p>◆道徳教育パワーアップ研究協議会Ⅰ</p> <p>・テーマ「わが校の地域ぐるみの道徳教育」について</p> <p>・対象：小中学校の道徳教育推進教師</p> <p>◆道徳教育パワーアップ研究協議会Ⅱ</p> <p>・テーマ「わが町の地域ぐるみの道徳教育」について</p> <p>・対象：市町村教育委員会の指導事務担当者</p> <p>◆「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進</p> <p>・小学1年生への配付（4月）</p> <p>◆市町村指導事務担当者会における周知及び取組の進捗確認</p> <p>◆地域ぐるみの道徳教育の家庭への周知</p> <p>・家庭へのチラシの配付（4月）</p> <p>・PTA 研修会での「地域ぐるみの道徳教育」についての周知</p>		

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(4) 人権教育推進事業	事業No,	29
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合：100% (R2小：55.8%、中：69.4%、高：59.2% R3小：59.9%、中：61.2%、高：66.0%) ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合：70% (R2小6：57.0%、中3：53.0%、高3：60.4% R3小6：54.7%、中3：50.3%、高3：55.2%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価を行い、人権教育の推進に取り組んでいる学校の割合は、小：96.3%、中：89.3%、高：90.0%と定着しつつある。</p> <p>□個別の人権課題に関する校内研修の取組が定着してきている。(小：98.9%、中：100%、高：100%)</p> <p>■人権課題に関する授業研究の取組の定着には課題がみられる。(小：61.0%、中：61.2%、高：66.0%)</p> <p>■学校において課題意識の高いいじめや虐待、インターネットの問題についての校内研修を実施する学校は多いが、その他の人権課題についての研修や、人権学習に関する授業研究を実施していない学校があり、指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、組織的な取組の充実を図る必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：80%以上	KPI の状況 (R3末) ① 小 59.9%、中 61.2%、高 66.0% ② 小 96.3%、中 89.3%、高 90.0%
	②人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価を行っている学校の割合 小：100%、中：95%以上、高：95%以上	

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●組織的・計画的な人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルを用いて、年間指導計画や校内研修、人権学習を適切にコーディネートできるように、人権教育主任のマネジメント力を向上させ、各校の取組の充実を図る。 	<p>◆人権教育主任対象の連絡協議会・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別集合研修の実施（5、6月） ・オンデマンド研修の実施（12月） ・各校の組織的・計画的な取組の推進 <p>◆人権学習学校支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の校内研修や市町村主催の研究会等における研修や研究授業等への支援
	<p>●人権教育研究推進事業（文部科学省及び高知県研究指定校事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校の人権教育の推進を図るため、基幹となる研究推進校を指定し、継続的な学校支援訪問を実施し、人権教育を基盤とする学校経営・学級経営・授業づくり等の研究を行う。その成果を県内に普及し、各校の取組の充実を図る。 	<p>◆研究推進校の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校1校、中学校1校、高等学校1校 ・学校支援訪問 アドバイザー：1校あたり2回 指導主事等：1校あたり10回 ・人権教育推進委員会を中心とした校内研究の推進（校内研修や授業研究等の企画・運営、研究のまとめ等） ・研究発表による取組の普及
	<p>●指導資料の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に身近な11の人権課題についての人権教育資料集等（乳幼児教育編・学校教育編・社会教育編）や「情報モラル教育実践ハンドブック」の活用を図り、各分野の知識や規範意識、危機管理意識、人権感覚等を醸成し、人権教育や情報モラル教育の充実を図る。 	<p>◆普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任連絡協議会、年次研修、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会、研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施 ・各学校での人権教育・情報モラル教育についての校内研修や授業研究等における資料の活用状況の把握

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(4) 保幼小中連携モデル地域実践研究事業	事業 No,	30
		担当課	人権教育・児童生徒課 幼保支援課

概要	モデル地域の市教育委員会を中心として、保幼小中の15年間を見通した連携・接続の取組や、学校と児童福祉部署の連携による取組を総合的に推進することで、地域全体の子どもの自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成し、不登校等の諸課題の未然防止に資する実践研究を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域の在籍児童生徒数に対する新規不登校数の割合や、不登校数の割合が全国平均を下回る。 新規不登校数の割合：R3.12月：1.08%（R2 全国 1.01%） 不登校数の割合：R3.12月：2.41%（R2 全国 2.01%） ○幼児期の遊びの中の学びを互いに理解し、スタートカリキュラム等に生かされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校と管内の保育所・幼稚園等が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（以下「10の姿」）」を踏まえながら、互いの教育・保育を理解する機会を持つ。 「10の姿」を活用したカリキュラムの見直しや作成を行った回数：小学校と校区内の園と1回以上
---------------------------	--

目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> ■保幼から小へ、小から中への引き継ぎを意識した校種間連携や、保幼小中の15年間で育てる力を明確にした組織的な取組が必要である。 ■学校が児童生徒にとって魅力ある場所となるよう、授業や学校行事、その他の異学年交流等の取組が児童生徒主体となるよう工夫・改善する必要がある。 ■保幼小中の円滑な接続のため、各校種間で接続期の子どもへの理解を深めることが必要である。
---------------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ①モデル地域の在籍児童生徒数に対する新規不登校数の割合が全国平均を下回る。（1.01%（R2 全国平均の割合）以下） ②研究指定校のうち、「児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む、開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等に位置付けて組織的に実施している」に「十分できている」と回答した学校の割合：100% ③接続期の小中連携を行い、情報共有や効果的な取組の共有化を行っているモデル地域の学校の割合：100%（4/4校） ④モデル地域の保育所・幼稚園等における特別な配慮が必要な子ども（家庭）の支援リスト、家庭支援の計画と記録の作成：100% 	KPI の状況 (R3末)
		<ul style="list-style-type: none"> ① 1.08%（R3.12月） ② 小 42.9%（R4.1月） 中 50.0%（R4.1月） ③ -（R4 新規） ④支援リスト：91.6% 計画と記録：83.3%

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域全体の不登校など未然防止の取組の検証・改善 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域における不登校等の未然防止につながる取組の検証改善を、市教育委員会が主体的に推進できるよう、新たな不登校が生じにくい魅力ある中学校区づくりを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆推進市の指定【R4～R6】 <ul style="list-style-type: none"> ・1市、4中学校区 ◆市教育委員会に統括推進リーダーを配置：1名 <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区の不登校についての課題分析、保幼小中連携に係る取組の推進及び進捗管理 ◆市教育委員会による調査研究の推進体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究委員会：年4回 ・各校担当者会：年3回 ・SSWの重点配置等による福祉部局との連携推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●各中学校区における保幼小中を通じた人権教育・開発的な生徒指導の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区において、保幼小中で目指す子どもの姿を共有し、15年間を見通した一貫性のある教育を実施する。 ・子どもの意識調査を指標として、中学校区の課題に応じた未然防止の取組の実施と継続した検証改善により、人権教育・開発的な生徒指導の取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆15年間を見通した一貫性のある教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・校区研修・合同3部会による研究推進：各年2回 ・接続期に、新入生（小1・中1）を対象とした合同支援会における、保幼・小・中の担当者による情報共有や効果的な取組の共有化 ◆各校におけるいじめや不登校の未然防止に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・推進会議：年4回 ・講師招へいによる校内研修：年2回 ・授業研究会：年2回 ・中学校区内の保幼小中の交流行事等：随時
	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども一人一人の人権が尊重された保育実践に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った「環境を通して行う教育」の特質を踏まえた教育・保育により一人一人の人権が尊重された実践につながるよう支援する。 ・各園で児童の支援リスト等を作成し、児童の個別支援を小学校へ円滑につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼保支援アドバイザー等による公開保育・園内研修の訪問支援（各校区の全ての園：12園） <ul style="list-style-type: none"> ・「10の姿」を踏まえた協議の実施 ・接続期のカリキュラムの見直し・充実 ◆親育ち・特別支援保育コーディネーター・親育ち支援担当者との連携による児童の個別支援の充実（各校区の全ての園：12園） <ul style="list-style-type: none"> ・児童の支援リスト、家庭支援の計画・記録の作成

事業 名称	基本方針1 対策2-(5) キャリア教育強化プラン	事業No,	31
		担当課	小中学校課 高等学校課

概要	<p>社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の学びや活動について記録し、教員等との対話的な関わりを通して、自己の成長などを実感しながら自己実現につなげる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○教員のキャリア教育指導力の向上を目指した校内の研究体制が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育に係る校内研修を実施している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% (R2小：94.2%、中：96.3% R3小：87.7%、中：89.3%) <p>○児童生徒のキャリア発達を促すため、キャリア・パスポート（キャリアシート）を活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・パスポート（キャリアシート）を活用している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100% (R2小：100%、中：100%、高：100% R3小：100%、中：100%、高：100%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□中高教員を対象とした連絡協議会において、キャリア・パスポートの活用の好事例や利活用の工夫について共有したことで、全ての学校種でキャリア・パスポートの作成・活用が行われるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■キャリア・パスポートの趣旨を踏まえた効果的な活用については、学校間により差がある。 ■キャリア・パスポートの校種間における引き継ぎが徹底していない。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①キャリア教育に係る校内研修を実施している学校の割合 小学校：100% 中学校：100%	KPIの状況 (R3末)
	②キャリア・パスポート（キャリアシート）を活用している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100%	

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●小学校教員のキャリア教育の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の趣旨の実現を目指した組織的・効果的なキャリア教育の在り方についての理解を深めるとともに、キャリア・パスポートの効果的な利活用、確実な引継ぎ等についての具体的方策の共有を図るために、各学校のキャリア教育担当者による協議会を実施する。 	<p>◆小学校キャリア教育地区別協議会【R4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別活動を要としたキャリア教育についての講話及びキャリア・パスポートの利活用等についての協議 ・東部地区（7月） ・中部地区（11月） ・西部地区（10月）
	<p>●キャリア・パスポートの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校種間の連携を強化するための異校種合同の協議会を実施することで、つながりを意識した効果的な取組や円滑な引継ぎを図る。 	<p>◆キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会【R4】（10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・パスポートの効果的な利活用についての協議 ・中・高等学校間でのキャリア・パスポートの円滑な引継ぎの徹底

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(5) キャリアアップ事業	事業 No,	32
		担当課	高等学校課

概要	高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての県立学校において、生徒にキャリアデザイン力を身につけさせるための取組が組織的・体系的に進められている。</p> <p>・県オリジナルアンケート集計結果 「将来の夢や目標を持っている」肯定的な回答 3年：95% 2年：90% 1年：80%以上 (R2 3年：87.0%、2年：75.6%、1年：73.8%) (R3 3年：87.5%、2年：75.5%、1年：74.5%)</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響により体験的な事業の中止等はあったものの、オンライン会議システムを活用し、企業と双方向の対話を通して、企業情報を生徒に提供した。 (R3 企業学校見学：16校、インターンシップ：15校 538人、ものづくり総合技術展：2,128人)</p> <p>□県内大学と連携し生徒の興味関心に応じた講義を開講することで、生徒の学習意欲を高めることができた。</p> <p>■自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力を育成するため、各校における体験的な学習が効果的なものとなるよう、体系的・系統的な取組にする必要がある。</p> <p>■地域や企業、大学等と連携して取組のさらなる充実を図る必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<p>・県オリジナルアンケート集計結果 「将来の夢や目標を持っている」肯定的な回答 3年：88% 2年：80% 1年：77% 以上</p>	KPIの状況 (R3末)
		<p>3年：87.5% 2年：75.5% 1年：74.5%</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●企業学校見学や就業体験等の実施</p> <p>・生徒が県内の大学等や企業の見学及び就業体験等を通して、自己の将来を設計して行くことができるよう、社会や職業に対する認識を深め、学ぶことの重要性を考える。</p>	<p>◆企業学校見学・就業体験の実施</p> <p>・企業学校見学の実施：27校</p> <p>・就業体験・インターンシップの実施：17校 800人</p> <p>◆ものづくり総合技術展</p> <p>・ものづくり総合技術展での企業見学・体験等の実施 (11月) 目標 参加者：2,000人以上</p>
	<p>●大学の学び体験</p> <p>・生徒が大学の講義を受講したり、学校が大学との協働で授業プログラムの研究や実践を行ったりすることで、生徒の学習意欲や進路意識を高める。</p>	<p>◆大学の講義の受講</p> <p>・課題探究実践セミナー</p> <p>◆大学教員による講座</p> <p>・「自然科学概論」「高校生のためのおもしろ科学講座」</p> <p>◆大学との協働による授業プログラム</p> <p>・西部地区高大連携交流授業「自律創造学習」</p>
	<p>●学校経営計画による目標の共有、進捗管理</p> <p>・学校経営計画（補助シート）に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。</p>	<p>◆学校経営計画（補助シート）の提出・確認</p> <p>・学校経営計画の提出（目標値等の記載） 各学校 → 県教育委員会（6月）</p> <p>・学校経営計画の提出（当年度の状況を記載） 各学校 → 県教育委員会（3月）</p> <p>各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言</p> <p>◆県オリジナルアンケートの実施：年2回</p>

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(5) 生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実 (地域協働学習、主権者教育・消費者教育等)	事業 No,	33
		担当課	高等学校課

概要	選挙権年齢や成年年齢の引下げに伴い、政治や社会が一層身近になる中で、地域と学校とが協働して地域の課題解決を探究的に行う「地域協働学習」や、関係機関等との連携による主権者教育・消費者教育等を推進することにより、生徒の社会的自立、主体的に社会に参画する意識や態度等の育成の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○各校において生徒の社会的自立・社会参画につながる地域協働学習や主権者教育等の取組が効果的に推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画(補助シート) 地域協働学習の取組に記載された評価(自校評価): 総合評価 B以上の学校が 100%以上 (R2: 91.4% R3: 91.4%) ・県オリジナルアンケート「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」肯定的回答 3年: 65%以上 (R2: 60.4% R3: 62.3%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大の懸念に対しては、家庭科の授業を中心に、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深める授業が各校において実施されている。</p> <p>■各校における地域協働学習のさらなる充実に向け、各校の取組の成果と課題を県内全体で共有する機会を拡充する必要がある。</p> <p>■主権者教育や消費者教育のさらなる充実に向け、関係機関とのより効果的な連携の在り方を検討する必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	①学校経営計画(補助シート) 地域協働学習の取組に記載された評価(自校評価): 総合評価 B以上の学校が 95%以上	KPIの状況 (R3末)
	②県オリジナルアンケート「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」肯定的回答 3年: 64%以上	
	③副教材「社会への扉」を効果的に活用した学校の割合: 100%	① 91.4%
		② 62.3%
		③ 75.0%

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●地域協働学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の社会的自立、主体的に社会に参画する意識や態度等を育成するため、各校における地域課題解決学習等の活動の充実を図る。 	<p>◆各校における地域協働学習の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な探究の時間等における授業実践(地域活性化に向けた活動、防災活動、商品開発等) <p>◆好事例についての情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等連絡協議会(総合的な探究の時間)の開催(1月)
	<p>●主権者教育・消費者教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の社会的自立、主体的に社会に参画する意識や態度等を育成するため、各校における主権者教育・消費者教育等の取組の充実を図る。 	<p>◆関係機関の連携機会等についての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県選挙管理委員会や県消費生活センター等の関係機関による出前授業等の案内の周知(4月～) <p>◆各校における主権者教育・消費者教育等の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科(公民科、家庭科など)における授業実践 ・出前授業等の活用 <p>◆好事例についての情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等連絡協議会の開催(7～10月)

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(5) ソーシャルスキルアップ事業	事業 No,	34
		担当課	高等学校課
概要	より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動の推進や、生徒が計画を立てたり日々の学習や活動を記録したりすることにより自己管理能力等を育成する「学習記録ノート」を活用した取組などを通じて、社会で人と人とが関わりながら生きていくための欠かせないスキルを生徒が身につけることができる指導・支援の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。</p> <p>・県オリジナルアンケート集計結果 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：95%以上 (R2 3年：92.3% 2年：85.1% 1年：87.7%) (R3 3年：91.6% 2年：85.0% 1年：87.5%)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□「学習記録ノート」については、定期的に教員が確認することで、生徒とのコミュニケーションツールともなっており、生徒の変化の早期発見や生徒理解につながっている。</p> <p>□「仲間づくり合宿」については、新型コロナウイルス感染症対策として、各校が内容を変更しながらも目的を達成することができた。</p> <p>■「学習記録ノート」の活用には個人差があり、より効果的な活用に向けて、好事例等を県全体で共有する必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・県オリジナルアンケート集計結果 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：90%以上	KPIの状況 (R3末)	
		3年：91.6% 2年：85.0% 1年：87.5%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	●仲間づくり合宿の実施 ・新入生を対象とした仲間づくり合宿を実施し、高校入学後早い段階から、個に応じたきめ細かな指導を組織的に行うことで、中途退学防止や、より良い高校生活を円滑に送ることができる環境を整えていく。	◆仲間づくり合宿 ・仲間づくり合宿に係る計画書の作成(4～6月) ・実施後における成果と課題の洗い出し、報告書の提出 ・宿泊合宿、体験活動の実施：30校	
	●「学習記録ノート」の活用 ・生徒が日々の学習や活動を記録することにより、自己管理能力を育成するとともに、振り返りを通じて自己評価を行うことで自己理解を深める	◆学習記録ノート活用事業 ・23校24課程で活用【R4】 ・県教育委員会主催の会等において、「学習記録ノート」の効果的な活用事例等を紹介(7～10月) ・学習記録ノート活用事業報告の取りまとめと好事例の収集(1月)	
●学校経営計画による目標の共有、進捗管理 ・学校経営計画(補助シート)に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。	◆学校経営計画(補助シート)の提出・確認 ・学校経営計画の提出(目標値等の記載) 各学校 → 県教育委員会(6月) ・学校経営計画の提出(当年度の状況を記載) 各学校 → 県教育委員会(3月) 各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言 ◆県オリジナルアンケートの実施：年2回		

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(5)	事業 No,	35
	学びをつなげる環境教育の推進	担当課	幼保支援課・小中学校課・高等学校課 特別支援教育課・生涯学習課・教育センター

概要	持続可能な社会の創り手となる子どもたちの資質・能力を育成するため、本県の特徴を生かした体系的な環境教育を就学前・小・中・高等学校等において推進するとともに、環境教育に係る教員の指導力の向上や学習機会の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○学校等において、本県の自然資源や外部専門人材等を効果的に活用した体系的な環境教育が実践できている。</p> <p>①山の学習支援事業を活用して森林環境学習に取り組む小中学校数：年 73 校 (R2：年 67 校)</p> <p>②環境学習講師派遣・紹介による地球温暖化を含む環境学習受講者数：2,500 人/年以上 (R2：1,777 人/年以上)</p> <p>※①②の目標は、県脱炭素社会推進アクションプランにおける県林業環境・振興部の KPI</p> <p>③本県の特徴を生かした環境教育に関する取組を実践している学校等の割合：100% (R3：100%)</p> <p>④GAP 認証に向けた取組を実践している農業高校の割合：100% (R3：100%)</p>
---------------------------	---

目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	<p>■脱炭素社会の実現等、地球環境問題に関する指導充実の必要性が増しており、それに伴い、教員のカーボンニュートラルや SDGs 等に対する理解及び環境教育に関する指導力の向上が必要である。</p> <p>■本県独自の森林環境教育副読本「もりたび」や、「授業で使える環境学習プログラム」を発行しているが、その活用は限定的である。</p>
---------------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①本県の特徴を生かした環境教育に関する取組を実践している学校等の割合：100%	KPI の状況 (R3末)
	②環境保全をテーマとした探究学習を行っている高等学校：30%以上	

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		<p>●本県の特徴を生かした学習活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前・小中学校・高等学校等における体系的な環境教育を推進(幼保・小中・高等・特支)学習指導要領等に基づく地球環境問題に関する取組を促進する。 ・課題解決型学習の実践(高等学校課)高等学校の指定校において、SDGs やカーボンニュートラルをテーマに含めた課題解決型学習を実践し、取組成果を普及する。 ・農業高校における GAP 認証に向けた取組の拡充(高等学校課) ・環境教育の取組の発信(生涯学習課)自然資源や外部専門人材等を効果的に活用した環境教育の取組を発信し、好事例を横展開できるようにする。 ・家庭生活での環境教育の実践促進(生涯学習課)環境に係るチェックシートの活用等による家庭生活での環境教育を促進する。
<p>●教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員研修内容の充実(教育センター)地球環境問題に関する指導内容の研修を通して、教員の資質・指導力の向上を図る。 ・「授業で使える環境学習プログラム」等の活用促進(生涯学習課)授業づくりを支援するために、教職員ポータルサイトへ環境教育に係る情報や資料等を掲載する。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆年次研修における教科研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に係る学習指導要領の趣旨及び指導内容の理解についての講義を実施：各年次1回(4～6月) ◆「授業で使える環境学習プログラム」の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の学習プログラム(H25作成)を新たな学習指導要領に合わせて内容を更新し、ホームページ等に掲載、各校へ周知

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(5) グローバルな視点での教育の推進 (学習指導要領に基づく国際理解・国際親善教育の推進)	事業 No,	36
		担当課	小中学校課 高等学校課
概要	グローバル社会の中でさまざまな課題の解決を目指し、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を児童生徒が身につけられるよう、全ての小・中・高等学校等において探究的な学びや国際理解・国際親善教育を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○児童生徒が外国の文化や言語に興味・関心をもち、その国の人々の生活や考え方を理解するために、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることができる。</p> <p>①【小学校】「これまで、学校の授業以外で、英語を使う機会があった（地域の人や外国にいる人と英語で話す、英語で手紙や電子メールを書く、英語のテレビやホームページをみる、英会話教室に通うなど）」と肯定的に回答した児童の割合：50%以上〔R3 37.3% (44.4%)〕</p> <p>②【中学校】「これまで、学校の授業やそのための学習以外で、日常的に英語を使う機会が十分にあった（地域の人や外国にいる人と英語で話す、英語で手紙や電子メールを書く、英語のテレビやホームページをみる、英会話教室に通うなど）」と肯定的に回答した生徒の割合：50%以上〔R3 34.0% (34.8%)〕</p> <p style="text-align: right;">※参考 ()内は全国平均</p>		
目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	<p>■グローバル社会の中で生き抜くために、児童生徒が様々な国の文化と我が国の文化との共通点や相違点に気づき、言語や文化に対する関心を高め、互いを尊重できる態度を身につけていくことが必要である。</p> <p>■日常的に外国の方と接する機会が少なく、国際親善教育を進めるに当たって難しさがある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>・児童生徒が外国の文化や言語に興味・関心をもち、その国の人々の生活や考え方を理解するために、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることができる。</p> <p>上記質問項目の割合 ①小学校：45%以上 ②中学校：45%以上</p> <p>③CEFR A2（英検準2級相当）レベル相当以上の英語力を有する高校生の割合：50%</p>	KPIの状況 (R3末)	
		<p>① 37.3%</p> <p>② 34.0%</p> <p>③ 40.3%</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●全ての学校における国際理解・国際親善教育の推進</p> <p>・文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を児童生徒が身につけられるよう、学習指導要領等に基づく国際理解・国際親善教育の取組を促進する。</p>	<p>◆外国語活動・外国語科や社会科、道徳科の授業における国際理解、国際親善教育の計画的な実施</p> <p>◆JET プログラムを通じた外国青年の招致</p> <p>・外国語指導助手 (ALT) の配置</p> <p>・国際交流員 (CIR) による出前講座の活用</p>	
	<p>●デジタル技術を活用した国際交流の推進</p> <p>・全ての学校において、国際交流の機会を持つことができるよう、デジタル技術を活用した交流実践事例等を横展開する。</p>	<p>◆実践好事例等の普及</p> <p>・デジタル技術を活用した様々な国際交流実践例 (好事例) や国際交流情報等の共有 (教職員ポータルサイトでの公開)</p>	

※「高知県英語教育推進のためのガイドライン」に基づく取組の推進については、事業 No,18、No,24 に記載

事業 名称	基本方針1 対策2-(5) 外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進	事業 No,	37
		担当課	小中学校課・ 高等学校課・教育センター

概要	昨今の在留外国人の増加に対応するため定めた「高知県日本語教育基本方針」に基づき、日本語指導を必要とする外国人等の児童生徒が生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう、公立学校における受入体制の整備や日本語指導教員等の資質能力の向上の取組など、外国人児童生徒等の適切な教育の機会確保に向けた取組を促進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○外国人等の子どもたちが、生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするための適切な教育機会の確保ができています。 ・日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入：100% ※「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省)
---------------------------	---

目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> ■現在の県内の日本語指導を必要とする児童生徒数は少ないため、国の配置基準を参考に配置数が決まる日本語指導教員だけでは、対象児童生徒の在籍する学校全てに対応することは困難な状況である。そのため、対象児童生徒がいる各市町村・学校では、主に学習支援員やタブレット端末の翻訳機能の活用など、個々の実情に応じた対応が必要である。 ■日本語指導教員等の研修による体系的な人材育成は十分でない状況である。
---------------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入：100%	KPIの状況 (R3末)
		100% (受入児童生徒：23人)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●公立学校における受入体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒等の公立学校における受入人数に応じて、国の配置基準に沿った教員配置を行うとともに、本県の実態に応じて、国へ加配の要望を行う。 ・市町村教育委員会に対して、県内外における日本語指導が必要な児童生徒への対応事例の情報提供を行うとともに、個別事例の相談等に応じて助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆受入体制の整備及び支援 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等における日本語指導教員の配置 ・市町村教育委員会の要望聴取 (10月) ・国への申請 (11月) ・市町村教育委員会に対する情報提供や個別事例の相談等への対応：随時
	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語指導教員等の資質・能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導教員等の資質・能力の向上を図るため、引き続き、国等が実施する研修などの参加を推進する。 ・教員同士がお互いの実践を学び合う取組を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本語指導教員等の資質・能力の向上に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・人権セミナーの実施による外国人児童生徒等を取り巻く環境などの周知 ・国や関係機関の実施する研修への参加促進 ・教職員ポータルサイト等を活用した情報共有
	<ul style="list-style-type: none"> ●就学機会の確保に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の子どもへの就学機会が確保されるよう、各学校・地域(市町村)の取組を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆就学機会の確保に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び市町村教育委員会による就学状況の把握や保護者への情報提供 ◆入試情報の公開 <ul style="list-style-type: none"> 県立中学校・県立高校の募集に関する情報(6月)及び志願状況(1～3月)をホームページで公開

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-（6） 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	事業 No,	38
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	小・中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、教育活動の中に生徒指導の視点を位置付け、PDCA サイクルに基づく開発的な生徒指導（子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組めるよう学校等を指定し、未然防止の観点（不登校等の未然防止につながる市町主体の取組、課題改善に向けて組織的な学校の取組、よりよい集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営の充実）に基づく実践研究を推進するとともに、その成果を県内小・中・高等学校に普及を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○開発的な生徒指導が組織的に推進され、児童生徒の自尊感情や自己有用感が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合：40%（R2：33.9% R4.2：41.6%） ・「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒の割合：30%（R2：25.9% R4.2：36.2%） （指定2年目校の児童生徒意識調査で「そう思う」と回答した割合） <p>○不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍児童生徒数に対する新規不登校児童生徒数の割合が前年より減少（R2：1.35% R3.12：1.15%） 「魅力ある学校づくり調査研究事業」推進地域全体の新規不登校の割合
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□推進地域・学校で、PDCA サイクルに基づく施策展開と点検システムが定着し、子どもにとって安全・安心な居場所づくりの取組が推進されつつある。</p> <p>■未だ取組が教師主導に偏る傾向の学校があり、児童生徒の主体的な取組の充実に課題がある。</p> <p>■授業改善と学級経営の充実は重要な課題であり、推進リーダーと研究主任等が連携し、生徒指導の視点を位置付けた授業・学級経営の改善を組織的に進める必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合:40% ②「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒の割合:30% ③推進地域の在籍児童生徒に対する新規不登校児童生徒数の割合:1.00%	KPI の状況 (R3末)
		① 41.6% (R4.2月) ② 36.2% (R4.2月) ③ 1.15% (R3.12月)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●魅力ある学校づくり調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校等の未然防止につながる取組の検証改善を市町教育委員会が主体的に推進し、新たな不登校が生じにくい魅力ある学校づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆推進地域、拠点校の指定<1年目>1市、1校 ◆市町教育委員会による調査研究の推進体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究委員会：年4回、各校担当者会：年3回 ・公開授業研修会による成果普及：指定2年目
	<p>●学校活性化・安定化実践研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒意識調査を指標として、学校の課題に応じた未然防止の取組の実施と継続した検証改善により、人権教育・開発的な生徒指導の取組の浸透を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆推進校の指定<2年目>：2校 ◆いじめや不登校の未然防止に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・推進会議：年4回 ・講師招へいによる校内研修：年2回 ・授業研究会：年2回 ◆校内支援会に対する支援訪問：年4回 ◆公開授業研修会による成果普及：指定2年目
	<p>●夢・志を育む学級運営のための実践研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動を基盤とした話し合い活動や児童生徒が主体的に活躍できる場の充実を図ることで、よりよい集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆推進校の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・<1年目>1地域、<2年目>2地域・1校【R4】 ・<1年目>1地域・2校、<2年目>1地域【R5】 ◆学級運営アドバイザーの支援訪問：年3～4回 <ul style="list-style-type: none"> ・研究授業、研究推進等に対する指導・助言 ◆校内支援会に対する支援訪問：年5回 ◆公開授業研修会による成果普及：指定2年目
	<p>●生徒指導主事会（担当者会）における周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校の研究成果等を行い、開発的・予防的な生徒指導の普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生徒指導主事会（担当者会） <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修：小・中、集合研修：高・特 ・地区別集合研修：小・中、高等学校合同実施（10月）
	<p>●推進リーダーのマネジメント力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進リーダーのマネジメント力等の向上を図る研修会を実施し組織的な研究を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆推進リーダー会議 <ul style="list-style-type: none"> ・年4回（うち1回は、管理職対象の学校支援会議を合同開催）

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(6) 校内支援会サポート事業	事業 No,	39
		担当課	人権教育・児童生徒課 心の教育センター

概要	生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において定期的実施している校内支援会が、支援を必要とする児童生徒に対して組織的かつ計画的な支援の場として充実するよう支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○校内支援会において、スクールカウンセラー（以下、SC）等からの助言を取り入れた見立てに基づいた支援方法が決定されている。</p> <p>・重点支援校での支援会において、SC等の見立てに基づいた支援の方向性が決定された割合：80% (R2：79.7% R3見込み：82.3%)</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□SC等の見立てに基づいた組織的な支援、未然防止や早期対応を視野に入れた協議が定着してきている。</p> <p>□定期的な訪問だけでなく、支援校担当者と密に連絡を取り、困り感に寄り添った対応が増加した。</p> <p>□新型コロナウイルス感染拡大により、支援会を中止したケースもあったが、多くは開催準備の打合せに Web 会議システムを活用するなどの工夫をして支援会を実施できた。</p> <p>■今後も状況によっては、Web 会議システムを活用する必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・重点支援校での支援会において、SC等の見立てに基づいた支援の方向性が決定された割合：79.5%	KPIの状況 (R3末)
		82.3% (3月末見込み)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●重点支援校への支援</p> <p>・校内支援体制の確立及び運営の充実を図るため、重点支援校を指定し継続的な学校支援訪問を実施する。</p>	<p>◆重点支援校の指定</p> <p>・毎年10校程度</p> <p>◆心の教育センター指導主事、SC等の支援訪問</p> <p>・1校当たり訪問回数：4回程度</p>
	<p>●学校等からの依頼による支援</p> <p>・校内支援体制の確立及び運営の充実を図ることを目的に、学校等からの校内支援会への参加、研修の依頼に対して学校支援訪問を実施する。</p>	<p>◆心の教育センター指導主事、SC等の支援訪問</p> <p>・指導主事、SC等が校内支援会に参加</p> <p>・指導主事、SC等が校内研修等の講師として参加</p> <p>・重点支援校、校内支援会参加依頼校への訪問 SC等による訪問</p>
	<p>●学校配置SCの支援（配置校）</p> <p>・学校配置SCの支援力を高めるため、心の教育センターのSCが校内支援会に参加した際、見立てについて助言するとともに、心の教育センターでのスーパーバイズを実施する。</p>	<p>◆配置校、配置教育支援センターでの研修</p> <p>・SC配置校、配置教育支援センターに心の教育センターのSCが訪問し、支援会等に参加しアセスメントの実施</p> <p>◆採用3年次までのしっ皆研修、希望者に対する研修</p> <p>・毎月1回程度土曜日に心の教育センターにおいて、SCスーパーバイザーによる個別面接</p>
	<p>●Web会議システムを活用した支援</p> <p>・学校配置・アウトリーチ型SC等への支援や、校内支援会での助言、緊急事案発生時等において、Web会議システムを活用し、SC等からの迅速、タイムリーな支援を行う。</p>	<p>◆Web会議システムの活用した支援</p> <p>・学校配置、アウトリーチ型SC等への支援</p> <p>・学校等での校内支援会への助言</p> <p>・緊急事案発生時の支援</p> <p>・Web会議システム活用のためのマニュアル改訂及び配付</p>

事業名称	基本方針Ⅰ 対策2-（6） 生徒指導主事会（担当者会）	事業No,	40
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している学校の割合：小・中・高 100% (R2 小：99.5%、中：99.1%、高：95.9% R3 小：100%、中：100%、高：94.0%) ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 55%以上 (R2 小 50.5%、中 52.8%、高 53.1% R3 小：53.5%、中：54.4%、高：52.0%) ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 35%以上 (R2 小 34.7%、中 37.0%、30.6% R3 小：28.3%、中：34.0%、高：30.0%)
-----------------------	---

取組の成果と課題 (R3末)	<p>□地区別生徒指導主事担当者会を小・中・義・高の合同開催とし、小中高の12年間を見通した視点での開発的・予防的な生徒指導についての研修を実施し、生徒指導実践力の向上を図ることができた。</p> <p>■生徒指導上の課題の初期段階における組織での情報共有や対応が不十分な学校があり、生徒指導主事（担当者）と不登校担当教員（担当者）が連携した取組を推進する必要がある。</p> <p>■個別支援の引継ぎを行う学校が増えているが、不登校等の未然防止につながる生徒指導の観点での集団指導の引継ぎはまだ不十分である。今後も生徒指導の観点での校種間連携を充実させる必要がある。</p>
-------------------	--

単年度のKPI (R4年度)	①開発的な生徒指導の取組を組織的に実施している学校の割合 ：小・中・高 100%	KPIの状況 (R3末)	① 99.1%
	②早期発見・早期対応に向けた組織的な生徒指導を十分行っている学校の割合 ：小・中・高 55%以上		② 53.5%
	③PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っている学校の割合 ：小・中・高 35%以上		③ 30.3%

実施内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		<p>●組織的な生徒指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組や課題についての協議、先進校の事例紹介等に関する研修を通して、生徒指導主事等の実践力・マネジメント力の向上を図り、PDCA サイクルに基づく組織的な生徒指導を推進する。
	<p>●校種間で連携した生徒指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区における生徒指導の充実を図るとともに、小・中学校、高等学校で情報共有し、生徒指導における校種間連携を充実させる。 	<p>◆高知県地区別生徒指導主事・担当者会（小・中・義・高）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別（4地区）集合研修の実施（～11月） ・それぞれの校種における取組について情報共有
	<p>●不登校に対する対応・支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校についての認識や対応に関する研修を各学校で実施するとともに、不登校担当教員（者）を中心とした組織的な支援体制の強化を図る。 	<p>◆校種別・地区別生徒指導主事・担当者会での周知：年2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『高知家』いじめ予防等プログラム」活用の徹底 ・校務支援システムを活用した初期対応の強化 ・不登校担当教員（者）を中心とした支援体制の確立 ・SC、SSWの校内支援会への確実な参加
	<p>●開発的・予防的な生徒指導の取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校や不登校担当教員配置校の研究成果普及を図り、各校の取組の充実を図る。 	<p>◆校種別オンライン研修と地区別集合研修を通じた取組内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校の効果ある取組や「開発的・予防的な生徒指導事例集」を活用した取組のポイント等の周知 ・オンライン研修・集合研修での実践交流 ・実践の振り返りと改善

事業名称	基本方針Ⅰ 対策2-(6) 不登校担当教員配置校サポート事業	事業 No,	41
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、不登校担当教員が中心となった校内支援会をはじめとする組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての小・中学校において、不登校担当教員（者）が明確に位置付けられ、未然防止と早期対応も含めた校内支援体制が構築されるとともに、不登校担当教員配置校においては、支援体制の強化や不登校等の未然防止・早期対応が組織的に推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校担当教員配置校（R2～：20校）の中で、不登校児童生徒の出現率が前年より減少した学校の割合：100%（R2：9校 45% R3：－ 集計中） ・不登校担当教員配置校のうち長期欠席出現率※が減少した学校の割合：100%（R2：70% R3：3校 15%（12月末の20日以上欠席）） <p>※長期欠席出現率：当年度内で30日以上登校しなかった（欠席、出席停止、忌引等）児童生徒の割合</p>
-----------------------	---

取組の成果と課題 (R3末)	<p>□新規不登校児童生徒の出現率を抑制している学校では、前年度や各学期の取組の検証を基に、不登校担当教員を中心に「早期対応・早期支援」の組織的な取組の強化ができています。</p> <p>□児童生徒の状況等について校種間で引継ぎは行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■研修を通して教職員の不登校に対する理解を深めるとともに、不登校について全教職員で考える場の充実を図り、不登校への理解や統一した対応方法について徹底することが重要である。 ■SCやSSWの見立てや助言に基づいた支援内容について校種間で確実に引継ぎ、接続をより円滑にすることが必要である。
-------------------	---

単年度のKPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校担当教員の配置校（R4：20校）の中で、新規不登校児童生徒の出現率が前年より減少した学校の割合：70%（年度内は長期欠席出現率で進捗を把握）以上 	KPIの状況（R3末） 15%（R3：3校） （12月末の20日以上欠席） （12月末）
-------------------	--	---

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校担当教員（者）の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・学校規模が大きく不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆不登校担当教員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・学校規模が大きく不登校の出現率が高い学校 R4：20校 ◆評価訪問：年間2回 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組の把握・評価及び指導
	<ul style="list-style-type: none"> ●「不登校対策チーム」による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、取組の進捗を把握するとともに支援・助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「不登校対策チーム」の定期的な訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・児童生徒課、心の教育センター指導主事の支援・助言：年間3回
	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校への理解や対応力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・各種集合研修や校内研修を通し、不登校担当教員配置校の効果的な取組を周知し、不登校への理解、発達障害等のある子どもを含む支援を要する子ども一人一人に必要な支援力向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆不登校担当教員スキルアップ研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校担当教員対象：年間2回 ◆校内研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員ポータルサイトに掲載された「不登校の予防・対応のために」（第三次改訂版）を用いた効果的な研修の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●初期対応と支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムや学習支援プラットフォームの「きもちメーター」を活用した情報共有、生徒理解の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校務支援システムや学習支援プラットフォームの「きもちメーター」を活用した情報共有：随時 <ul style="list-style-type: none"> ・欠席、遅刻、早退情報、児童生徒の気付き情報、「きもちメーター」情報の共有 ・早期情報の把握に基づく組織的な初期対応 ◆効果的な初期対応、支援体制モデルの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会を通じた県内各校への取組の周知 ◆SCやSSWを活用した専門的なアセスメントに基づく組織対応の実施

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-（6）	事業 No,	42
	いじめ防止対策等総合推進事業	担当課	人権教育・児童生徒課
概要	高知県いじめ防止基本方針に基づき、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。</p> <p>・『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合 教職員：100%、保護者・地域：90%以上 (R2 教職員：96.4%、保護者・地域：89.8% R3 教職員：94.4%、保護者・地域：87.9%)</p> <p>・「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の取組を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合 小・中・高等・特別支援学校：100% (R2 小：98.9%、中・高・特支：100% R3 小：100% 中：100% 高：98.0% 特支：100%)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□各学校におけるいじめ防止等の組織的な取組が進んでおり、いじめの早期発見・早期対応につながっている。</p> <p>■いじめ防止等の取組において、保護者や地域と連携した取組は十分ではない。</p> <p>■子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	①『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合 教職員：100%、保護者・地域：90%以上	KPI の状況 (R3末)	
	②「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の取組を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合 小・中・高等・特別支援：100%	① 教職員：94.4% 保護者・地域：87.9% ② 小 100%、中 100% 高 98.0%、特支：100%	
実施 内容	●『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用 ・いじめ予防等のために作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関において活用し、取組の充実を図る。	◆「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した取組実践 ・学校や PTA、地域、関係機関においてプログラムを活用した研修等を実施 ・プログラムの活用状況の把握 ・プログラムの内容見直し	
	●いじめ重大事態への対応 ・県立学校で発生したいじめの重大事態について、いじめ防止対策推進法等に沿った調査・報告等の対応が適切になされるよう、県教育委員会が学校に対して指導・支援を行う。	◆いじめ重大事態への早期対応 ・いじめの重大事態の速やかな報告について学校に周知 ◆再発防止に向けた学校の取組を支援 ・再発防止に向けた教職員研修の実施	
	●スクールロイヤー活用事業 ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、スクールロイヤー（弁護士）が、その専門的知識や経験をもとに、いじめ予防教育や法的相談の対応を行う。	◆事業の活用が促進されるように校長会等で周知 ◆学校における法的相談への対応 ・学校からの相談に対する法的助言の実施 ◆法令に基づく対応の徹底 ・いじめ防止の校内研修講師や校内支援会の助言者として学校等に派遣 ◆いじめ予防教育 ・児童生徒に対するいじめ予防教育の実施	
	●高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会 ・県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用を図る。	◆高知県いじめ問題対策連絡協議会：年 2 回 ・いじめをはじめとする子どもを取り巻く問題について協議し、関係機関・団体等の連携を推進 ◆高知県いじめ問題調査委員会：適宜 ・県教育委員会の諮問に応じた調査審議の実施	

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(7) こうちの子ども健康・体力向上支援事業	事業 No,	43
		担当課	保健体育課

概要	運動好きな子どもを育てるため、体力課題の解決に向けた外部人材の派遣や、指導主事等による学校訪問での助言、「体力・運動能力向上プログラム」の取組を推進するとともに、こうちの子ども健康・体力支援委員会において子どもの運動機会の充実や体力向上に向けた効果的な対策等を健康対策も含めて総合的に検討し、学校での実践につなげる。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県内全ての小・中学校が「体力・運動能力向上プログラム」の活用により、体力・運動能力が向上する。</p> <p>○全ての小学校で「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」が実施されて、子どもの運動する機会が増える。(R2:11校(5.8%) R3:3校(1.6%))</p> <p>○全国体力・運動能力、運動習慣等調査において50m走の記録が全国平均を上回る。 R1:小男9.56(全9.42)、小女9.72(全9.64)、中男8.09(全8.02)、中女8.96(全8.81) R3:小男9.56(全9.56)、小女9.68(全9.72)、中男8.07(全8.09)、中女8.99(全8.96)</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□課題校への訪問により、各学校が課題に対する意識付けができ、課題解決に向けた取組ができた。</p> <p>□コロナ禍にあっても、各学校において授業改善や体力向上のための工夫した取組が行われた。</p> <p>□全国調査開始以降初めて、小・中学校の男女ともに体力合計点が全国平均を上回った。</p> <p>■全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、調査開始以降、小・中学校ともに走能力に課題がある。</p> <p>■小中学校の体力総合評価のうち、下位のDE群の割合が若干増加している。</p> <p>■児童生徒数の減少や学校の統廃合、放課後の習い事等により、外遊びの仲間・時間・場所が減少している。</p> <p>■高等学校ではスポーツクラブや運動部の加入率が中学校と比べて大きく減少する傾向にあり、運動をする生徒としない生徒の二極化が進んでいる。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、50m走の記録が R3年度の全国平均を上回る。	KPIの状況(R3末)
		小男9.56(9.56) 小女9.68(9.72) 中男8.07(8.09) 中女8.99(8.96) ※()は全国平均

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「体力・運動能力向上プログラム」等の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校9年間を見通した取組を行うため、「体力・運動能力向上プログラム」を活用する。 ・本県の体力課題である走能力の向上に向けて学校に外部指導者を派遣する。 ・運動習慣の定着を図るため、「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「体力・運動能力向上プログラム」の活用、学校経営計画に位置付けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・体育主任研修会等での活用方法の説明 ・指定校(6校)によるプログラム活用を組み入れたカリキュラム・マネジメントに基づく組織的な取組の実施 ◆小学校へ「かけっこ先生」「なわとび先生」の派遣 ◆「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・「体力・運動能力向上プログラム」と運動させることによる活用促進
	<ul style="list-style-type: none"> ●体力・健康課題のある学校への訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等から、体力や健康について支援が必要である小学校を訪問し、体育授業や健康教育等の取組に対する助言を行い、学校の組織力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆訪問校(小学校)の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・年10校程度 ◆指導主事等による支援訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問回数:1校当たり3～5回 ・要請訪問の積極的な活用促進
	<ul style="list-style-type: none"> ●こうちの子ども健康・体力支援委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の運動・スポーツ活動の充実に向けた各種の取組をより効果的に展開するために、取組内容や運営方法をはじめ、進捗状況や成果の検証を行うなど、子どもの体力・健康対策を総合的に支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆こうちの子ども健康・体力支援委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・年3回 ・当課の事業実施状況等の検証及び本県の健康・体力課題の改善に関する助言

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(7) 体育授業の質的向上対策	事業 No,	44
		担当課	保健体育課
概要	体育・保健体育授業の質的な向上に向けて、各学校における教科会の充実、校内研修や年次研修の工夫・改善を図るとともに、先進的な取組を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が全国平均を下回っている。(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)</p> <p>R1 小:男 5.4% (全国 3.9%) 女 2.9% (全国 2.0%) 中:男 7.0% (全国 5.3%) 女 4.1% (全国 3.3%)</p> <p>R3 小:男 4.6% (全国 4.7%) 女 2.8% (全国 3.1%) 中:男 6.2% (全国 5.8%) 女 4.0% (全国 4.3%)</p> <p>○高等学校において、これまでの保健体育の授業で「運動の仕方がわかるようになったりできるようになったりしたことがない」生徒の割合が R3 年度 (調査開始) と比較して下回っている。(高知県体力・運動能力、生活実態等調査)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が、小男女・中女は全国平均も下回った。</p> <p>■児童生徒が、自己の課題に気付き、その解決に向けて試行錯誤しながら運動に取り組むような学習経験が少ない。(授業中に自分で工夫して練習する、先生や友だちのまねをする、授業外に自分で練習する等)</p> <p>■児童生徒が、運動が「できる・わかる」ようになるための多様な運動との関わり(する・みる・支える・知る)の経験が少ない。(児童生徒に合った場やルール等で行える、自分の映像をみられる等)</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>①小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が R3 年度の全国平均を下回っている。</p> <p>②高等学校において、これまでの保健体育の授業で「運動の仕方がわかるようになったりできるようになったりしたことがない」生徒の割合が R3 年度の県平均を下回っている。</p>	KPI の状況 (R3末)	
		<p>① 小男 4.6% (4.7%) 小女 2.8% (3.1%) 中男 6.2% (5.8%) 小女 4.0% (4.3%)</p> <p>② 高男 6.9% 高女 6.7%</p> <p>※ () は全国平均</p>	
実施 内容	内 容	具体的取組 (R4～5年度)	
	●小学校での授業改善に向けた取組の充実 ・授業改善に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、授業改善プロジェクト(R1～3)の授業協力者(中核教員)による地域での実技講習会等を実践し、その成果を全小学校に普及する。 ・各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、「体力・運動能力向上プログラム」や ICT の活用等による授業改善に向けた取組を推進する。	<p>◆小学校体育における中核教員の実践 ・小学校体育中核教員協議会:年3回 ・実技伝達講習会:年3回/各中核教員</p> <p>◆「高知の授業の未来を作る」推進プロジェクトにおける実践研究協働校事業(小中学校課と連携) ・中村小学校(教材研究会・授業研究会)</p> <p>◆学校や市町村研修会等への要請訪問の実施 学校からの申請(5月)、訪問(6～2月末)</p>	
	●中学校での授業改善に向けた取組の充実 ・各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、「体力・運動能力向上プログラム」や ICT の活用等による授業改善に向けた取組を推進する。	<p>◆「高知の授業の未来を作る」推進プロジェクトにおける実践研究協働校事業(小中学校課と連携) ・中村中学校(教材研究会・授業研究会)</p> <p>◆外部協力者を活用した授業改善の推進 ・外部協力者の活用(主として武道)</p> <p>◆学校や市町村研修会等への要請訪問の実施 学校からの申請(5月)、訪問(6～2月末)</p>	
	●高等学校での授業改善に向けた取組の充実 ・授業改善に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、「協力校」を指定し、実践研究を継続的に進め、その成果を全県立学校に普及する。	<p>◆協力校における授業改善に向けた取組 ・毎年3校指定 ・年間3回程度、指導主事による訪問 ・協力校の取組成果の普及</p>	
●研修の充実 ・授業の質を高めるため、近隣の小規模校が連携した授業研究や、小・中合同の研修会を実施するとともに、校内研修の充実を図る。	<p>◆体育主任研修会:小・中・高等学校(4～5月) ・年間1回の開催</p> <p>◆体育・保健体育指導力向上伝達講習会(8月) ・対象:保幼小中高特支の教職員 ・7講座</p> <p>◆高知県学校体育保健研究大会(11月) ・小・中・高等学校の体育・保健体育の授業公開</p>		

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-（7） 令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業	事業No,	45
		担当課	保健体育課

概要	<p>全国高等学校総合体育大会は、通称「インターハイ」と呼ばれ、学校対抗で行われる高校生スポーツの総合体育大会であり、令和4年夏に四国で夏季大会が開催される。（高知県での開催種目：8競技10種目（水泳：競泳・飛込・水球、ソフトボール、相撲、剣道、レスリング、テニス、ボクシング、少林寺拳法））</p> <p>選手、監督あわせて約1万人が高知県で熱く競い合うこの大会は、高校生のスポーツ実践と技能の向上とともに、高校生自身が運営を支えるなどの活動を通じて青少年健全育成を目的とする。</p> <p>また、地元の高校生が、高校生トップレベルの競技大会に出場「する」、開催準備・運営で大会を「支える」、大会を「みる」など様々な関わりを通して、スポーツに触れ関わりを増やす機会ともする。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○約1ヶ月間にわたる令和4年度全国高等学校総合体育大会が、安全・安心と一定の競技品質が確保されながら円滑に開催され、後催県への引継ぎや情報提供が完了している。（R4末）</p> <p>○今回の大会を総括し、今後の開催に向けて全国高等学校体育連盟（高体連）へ提案や情報提供ができています。</p> <p>○高知県で開催された競技だけでなく、運動部活性化事業全体を推進する機運の醸成が進んでいる。</p> <p>○中・高校生の技能の向上、夢や目標の実現に向けた創造性やチャレンジ精神が育まれる。</p> <p>○高校生が大会補助員、会場を彩る草花栽培、県外からの選手等のおもてなし活動、広報活動への参加、選手への手作り記念品づくりなどの活動を通じてスポーツに触れ、競技スポーツや生涯を通じた健康スポーツなどへ参加する意欲が喚起され、また、様々な活動を支える機運が醸成されている。（R4～R5末）</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□令和4年度の大会開催に向け、高知県実施計画や競技種目別大会実施要項の策定、また、大会補助員の動員等について各関係機関との連絡調整を行うなど、開催準備を着実に進めた。</p> <p>■県内の競技者が少ない種目については、審判や役員等について他競技以上に他県からの協力が必要である。また、医師・看護師などのスポーツ大会に欠かせない専門職の確保や衛生関係者のサポートが必要である。</p> <p>■厳しい財政状況の中で競技品質や安全性の確保、感染症対策等については適正な配慮を行う必要がある。</p> <p>■大会への選手としての参加だけでなく、高校生活動を通じた大会への参画により、生徒が達成感や成就感などの体験ができる機会となるような仕組みづくりが必要である。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>①県内役員・補助員等人員体制の調整、大会実施、予算執行等の完了</p> <p>②高校生が様々な活動を通じて大会を支えることに参加：全校（R3～4年度）</p>	KPIの状況（R3末）
		<p>① 役員・補助員の参加について調整：45 高等学校訪問</p> <p>② 高校生活動参加：45 校</p>

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
		<p>●関係団体との協力体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な大会運営を目指し、各関係機関（高等学校体育連盟、競技団体、会場地等）とさらに連携を強化しながら、開催準備を進める。
	<p>●競技開催準備及び競技開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 競技種目別大会を円滑に開催するため、競技運営に携わる人員の配置や業務にあたるための環境整備をする。 円滑な競技種目別大会開催に向けた会場等準備を進める。 	<p>◆全国高体連、四国他県等と協働した取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助員や役員の参加について各学校等と最終調整（4月～） 各競技団体等と仮設等運営準備の調整、実施（4月～）
	<p>●高校生活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「出場する」高校生のみならず、「運営を支える」観点から、高校生が積極的に大会の成功に向けて取り組む姿を全国にアピールする舞台となるよう活動を推進する。 	<p>◆出場「する」選手だけでなく、様々な活動を通じて高校生が大会を「支える」ことを大切に取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長協会等での情報提供や協力依頼、広報：随時 高校生活動推進委員会の開催：随時 総合開会式、御交流会（徳島県）、イベント（友情の種伝達式）等への参加（7月～） 大会期間中の補助員参加（7、8月）

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(7) 健康教育充実事業	事業 No,	46
		担当課	保健体育課

概要	健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に健康的な生活を送るために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、性教育やがん教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○健康教育の中核となる教員の資質の向上と、外部講師による効果的な指導等を実施することにより、望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のアンケートにおいて、「実践に十分生かせる」又は「実践に生かせる」と回答した教員の割合の合計：80%以上 (R2：96.1% R3：99.3%) ・外部講師を活用したがん教育の実践により、「健康に良い生活習慣が大切だと思う」と回答した児童生徒の割合：80%以上 (R2：98.5% R3：93.0%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□性教育推進協議会において作成した外部講師のための指導用教材を活用して推進校における講話を実施し、保健体育科等における学びをより深めることができた。</p> <p>□がん教育において、外部講師の派遣校が増加した (R2：56校→R3：66校)。また、講演はオンラインを活用するなど、感染対策や講師の負担軽減も図りながら実施することができた。</p> <p>■高知県体力・運動能力、生活実態等調査の結果 (R2は参考値) から、朝食を毎日食べる児童生徒の割合が小中で低下した (R2→R3：小5男 87→82%、小5女 86→85%、中2男 81→78%、中2女 78→75%)。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校の臨時休業や生活様式の変化等により、生活リズムが乱れている児童生徒が増加している。</p> <p>■健康教育は進んできたが、まだ十分とは言えず、性教育やがん教育、食育など、児童生徒を取り巻く健康課題に対応する教員の資質向上をさらに図るとともに、ICT を効果的に活用し、児童生徒の実践につながる指導をさらに推進する必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	①研修会アンケート「実践に十分生かせる」「実践に生かせる」：90%以上	KPIの状況 (R3末)
	②性に関する指導の手引きを活用した指導において「将来、自分やパートナーを大切にできる関係性について考えることができた」(生徒)：90%以上	

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●健康教育の中核となる教員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の中核となる教員 (保健主事、養護教諭、栄養教諭等) のさらなる資質向上に向けた取組の充実のための研修を実施する。 	<p>◆研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育推進研修会、学校保健推進研修会、食育・学校給食推進研修会、がん教育推進研修会：各1回
	<p>●児童生徒の主体的な実践につながる健康教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の主体的な実践につながる健康教育を実施するために、性に関する指導の手引きや健康教育副読本、各種教材を活用し、外部講師や各関係機関、家庭と連携した取組を推進する。 	<p>◆性に関する指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性教育推進協議会の開催：年2回 ・推進校の指定 R4：5校、R5：5校 ・手引きを活用した効果的な指導の周知、活用状況調査 ・外部講師や関係機関と連携した効果的な指導の実施 <p>◆がん教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん教育推進協議会の開催：年2回 ・外部講師の活用による効果的な指導の実施、普及啓発 <p>◆食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した効果的な食育の推進 (高知県学校栄養士会との連携) <p>◆ICTの適切な利用方法の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報モラル教育実践ハンドブック」等、ICT利用に関する指導用教材・指導資料の普及啓発 <p>◆健康教育副読本の活用による健康教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例集等を活用した効果的な指導方法の普及啓発 ・活用状況調査の実施：年2回 ・家庭への取組の普及 <p>◆新型コロナウイルス感染症予防のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導用教材及び指導資料を活用した指導の実施

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(8) 県立学校運動部活動活性化事業	事業 No,	47
		担当課	保健体育課
概要	<p>本県の県立学校の運動部活動を学校運営や地域づくりの核とし、運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、県立学校に運動部活動活性化推進部及び強化推進部を指定し活動費の支援を行う。(R2・3年度)</p> <p>さらにスポーツにおける競技成績の向上を図ることを目的として、県立学校へレベルの高い専門的な知識を持つ指導者(競技団体に協力要請)やスポーツ医科学の専門家(スポーツトレーナー等)を派遣する。(R4年度～)</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、生徒の知識や技能の向上につながった割合(4件法):90%以上</p> <p>○専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、顧問及び運動部活動指導員の指導力向上につながった割合(4件法):90%以上</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□R1年度と比較して、四国大会・全国大会の個人種目の入賞数が増加した。また、全国高校総体(インターハイ)においては、2名優勝することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国高等学校選手権大会 団体:8種目 個人:26名 (R1 団体:10種目 個人:21名) ・全国高等学校体育大会 団体:1種目 個人:7名 (R1 団体:1種目 個人:3名) <p>□R2・3年度の事業で、競技用具等の備品(ハード面)、遠征費等については一定支援ができた。</p> <p>■競技成績のさらなる向上を図るためには、よりレベルの高い専門的な知識に基づく指導が必要である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	①専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、生徒たちの知識や技能の向上につながった割合(4件法):80%以上	KPIの状況(R3末) — (R4から事業改編)	
	②専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、顧問及び運動部活動指導員の指導力向上につながった割合(4件法):80%以上		
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>●専門的な知識を持った指導者等の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るために、レベルの高い専門的な知識を持つ指導者(競技団体に協力要請)やスポーツ医科学の専門家(スポーツトレーナー等)を派遣する。 	<p>◆競技団体から専門の指導者の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回2時間×年間11回×15部 〈派遣基準〉 ①部活動指導員や専門の指導者が配置されていない運動部 ②指導者(顧問・部活動指導員)の指導経験年数が浅い運動部 ③指導者(顧問・部活動指導員)の指導実績が少ない運動部 等 <p>◆スポーツ医科学の専門家の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回2時間×年間2回×5部 〈派遣基準〉 ①運動部活動の指導経験が浅い指導者が配置されている運動部 ②日頃からセルフケアの必要性が高い運動部 等 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校から申請→内容確認 派遣部を決定(4月) 派遣開始(5～3月) ・各部署で年度末検証実施→県教育委員会へ報告 	

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(8) 運動部活動の運営の適正化	事業 No,	48
		担当課	保健体育課

概要	「高知県運動部活動ガイドライン」、「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要なとされる適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。</p> <p>・「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に明記した休養日及び練習時間を遵守している部活動の割合：100%</p> <p>(R3 市町村立中学校:休養日 97.4%・練習時間 92.3% 県立中学校:休養日 100%・練習時間 92.7% 県立高等学校:休養日 94.3%・練習時間 97.3%)</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□各学校の実施状況から、R2年度と比較して適正な運営に向けて改善されていることが分かった。</p> <p>■すべての部活動が休養日及び練習時間を遵守するまでには至っていない。</p> <p>■1週間の運動部活動が占める総運動時間は減少傾向にあるが、全国平均を上回っている。</p> <p>・中学男子：687.7分（全国657.8分）中学女子：689.8分（全国645.9分）</p> <p>※「高知県運動部活動ガイドライン」に沿った1週間の活動時間：11時間（660分）以内</p> <p>■部活動の地域移行に向けて、実践研究を継続的に取り組み、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などについて、検証を重ねていく必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>・「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に明記した休養日及び練習時間を遵守している部活動の割合：95%以上</p>	KPI の状況 (R3末)
		<p>〈市町村立中学校〉</p> <p>・休養日:97.4% 練習時間:92.3%</p> <p>〈県立中学校〉</p> <p>・休養日:100% 練習時間:92.7%</p> <p>〈県立高等学校〉</p> <p>・休養日:94.3% 練習時間:97.3%</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●「これからの部活動の在り方検討委員会」の開催</p> <p>・委員会を設置し、運動部活動の運営の適正化及び活動の充実、今後の部活動運営の在り方等について、総合的に支援する。</p>	<p>◆検討委員会</p> <p>・委員委嘱（4月）：10名程度</p> <p>・年間3回（6、10、2月）</p>
	<p>●部活動の適正化に関する調査の実施</p> <p>・県立学校で年間を見通した「適切な活動時間・休養日等が設定されているか」、「毎月の計画に沿った活動がなされているか」を実績により確認し徹底していく。</p> <p>・市町村教育委員会を通じて、市町村立中学校において、適切な活動時間・休養日等の設定による取組が進むよう依頼する。</p>	<p>◆調査の実施</p> <p>・各県立学校からの報告</p> <p>中間確認：活動状況（10月上旬）</p> <p>最終確認：1年間の活動実績（翌4月初旬）</p> <p>・各市町村（学校組合）教育委員会からの報告</p> <p>中間確認：活動状況（10月上旬）</p> <p>最終確認：1年間の活動実績（翌4月初旬）</p> <p>◆調査結果の活用</p> <p>・調査結果を基に各県立学校、各市町村に対して指導</p>
	<p>●「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組の推進</p> <p>・生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、拠点校（地域）において実践研究を実施する。</p>	<p>◆地域運動部活動推進事業の実践</p> <p>・市町村（中学校）が対象</p> <p>検討・運営会議：年3回（4月）</p> <p>活動開始（5月）</p> <p>市町村で年度末検証実施→県教育委員会へ報告</p> <p>◆取組の普及・啓発</p> <p>・研究成果の発信（実践研究報告書の送付）</p> <p>・市町村教育長会議等での実践内容の報告</p>

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(8) 運動部活動指導員配置事業	事業 No,	49
		担当課	保健体育課
概要	各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○運動部活動指導員を配置することにより、配置がされた部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。</p> <p>・運動部活動指導員を配置した部において、指導員が任用時間において単独で指導を行った時間の割合 ：中学校 100%、高等学校 80%以上</p> <p>※R4 年度から運動部活動指導員の配置支援事業（スポーツ庁）の補助要件が、運動部活動指導員は原則単独で指導、引率を行うこととなった。県内の中学校は全校で国の補助事業を活用して運動部活動指導員を配置している。</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□県立学校において、運動部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合は、R2 年度と比較して上回っている。</p> <p>（R3 中学校：51.0%（12月時点） 高等学校：45.1%（9月時点） R2 中学校：37.0% 高等学校：43.2% ※全部活動時間に対する指導員の単独指導時間の割合）</p> <p>■コロナ禍により、部活動の活動時間等を制限したことによって、計画通り実施できない部があった。</p> <p>■運動部活動指導員の単独での指導時間が 50%を下回っている部があった。</p> <p>■運動部活動指導員の配置拡大のための人材確保ができていない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・運動部活動指導員を配置した部において、指導員が任用時間において単独で指導を行った時間の割合：中学校 100%、高等学校 60%以上	KPI の状況 (R3末)	
		<p>全部活動時間に対する指導員の単独指導時間の割合</p> <p>中学校：51.0%（12月時点）</p> <p>高等学校：45.1%（9月時点）</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>●運動部活動指導員の配置等</p> <p>・各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や大会等の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。</p> <p>・運動部活動指導員の資質向上のための研修を行う。</p>	<p>◆運動部活動指導員の配置</p> <p>・県立中学校 12 名 高等学校 38 名【R4】</p> <p>◆市町村立中学校に運動部活動指導員を配置するための補助</p> <p>・15 市町村 54 名【R4】</p> <p>・スポーツハブ展開事業（スポーツ課）との連携</p> <p>・地域でのスポーツ環境づくり</p> <p>◆研修の実施</p> <p>・年間 2 回実施</p> <p>・配置に係る研修、指導力向上の研修</p>	

事業 名称	基本方針Ⅰ 対策2-(8) 文化部活動指導員・支援員の活用	事業 No,	50
		担当課	高等学校課 小中学校課

概要	文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制を整備し、望ましい文化部活動の推進を図る。また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の負担を軽減するために、文化部活動支援員の派遣や文化部活動指導員の配置を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○希望する学校に支援員・指導員が適切に配置され、生徒への効果的な指導に生かされている。 ○文化部活動における生徒の専門的な技術が改善されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・文化部活動支援員：合計 400 回以上の派遣（R2：232 回 R3：387 回）
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>指導員・支援員の配置校では、より専門的な技術指導や支援が行われている。 <input type="checkbox"/>教員に代わり部活動の指導を行う指導員の配置を行うことにより、教員の負担軽減にもつながっている ■指導できる人材が見つからず、指導員の配置希望があってもそれに添えない状況がある。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ①文化部活動支援員：380 回派遣（23 校 39 部） ②文化部活動指導員の配置：県立中 4 部 4 名、3 市町 3 部 3 名 	KPI の状況 (R3末)
		<ul style="list-style-type: none"> ① 387 回（22 校 38 部） ② 県立中 1 部 2 名 1 市町村 1 部 1 名

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ●文化部活動支援員の派遣（高等学校） <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な指導力を有した支援員を各校のニーズに応じて派遣する。 ・年間を通した指導に生かせるよう派遣回数の上限を増やす方向で取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化部活動支援員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数予定：380 回（23 校 39 部）【R4】 ◆実施要項の精査 <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況を踏まえ、各部あたりの派遣回数を増やすなど、実施要項の精査
	<ul style="list-style-type: none"> ●文化部活動指導員の配置（中学校） <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の文化部活動に単独での指導や引率ができる文化部活動指導員を配置することにより、文化部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化部活動指導員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への運営補助 ・県立中 4 部：4 名、3 市町 3 部：3 名【R4】
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域人材の確保・掘り起こし、休日の文化部活動の地域移行の可能性の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・教員の部活動指導に係る負担を軽減するために地域人材の確保・掘り起こしに努めるとともに、休日の部活動の地域移行の可能性について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域人材の確保・掘り起こし、休日の文化部活動の地域への移行の可能性の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の意向把握 ・市町村教育委員会との検討 地域人材の掘り起こし等 ・退職予定教員の在籍校に事業紹介チラシを送付（3月）

事業名称	基本方針Ⅱ 対策1-(2) 多機能型保育支援事業	事業No,	51
		担当課	幼保支援課
概要	就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備し、園庭の開放や子育て相談、未就園児の園行事への誘導などに積極的に取り組む保育所等を支援する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○保育所等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。</p> <p>・子育て支援体制の拡充に取り組む園の数・割合 園庭開放又は子育て相談の実施率：100% (R2：96.6% R3：96.2%) 多機能型保育支援事業の実施箇所数：40箇所以上 (R2：20箇所 R3：17箇所)</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>□地域の子育て支援として、多くの保育所において園庭開放や子育て相談の場が提供されている。</p> <p>■支援の要件となっている園庭開放や子育て相談等の実施回数に対する保育所等の負担感が大きい。</p> <p>■事業の必要性の理解はあるものの、施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業がしづらい状況が続いている。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	<p>①園庭開放又は子育て相談の実施率：97%以上</p> <p>②多機能型保育支援事業の実施箇所数：30箇所以上</p>	KPIの状況 (R3末)	
		<p>① 96.2%</p> <p>② 17箇所</p>	
実施内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●保育所等が行う子育てサービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備するため、園庭開放や子育て相談などの未実施園等への実施に向けた助言等サポートを実施する。 ・業務の事務負担等の軽減や保育士等の人材確保と定着のための取組を推進する。 	<p>◆保育所等が行う子育てサービスの充実に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等個別訪問 実施例や補助要件を緩和した補助金の紹介等 ・経営者等を対象とした保育士等の処遇改善と定着につながる研修等の実施：年1回（8月） 内容：働き方改革・業務改善等 	
<p>●多機能型保育支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備するため、「多機能型保育所」として取り組む保育所等への事業の継続・拡充に向けた支援を実施する。 ・業務の事務負担等の軽減や保育士等の人材確保と定着のための取組を推進する。【再掲】 	<p>◆多機能型保育支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等個別訪問【再掲】 実施例や補助要件を緩和した補助金の紹介等 ・実施園等による交流会の開催：年2回 ・保育所等が行う子育て支援情報のホームページでの発信 ・経営者等を対象とした保育士等の処遇改善と定着につながる研修等の実施：年1回（8月）【再掲】 内容：働き方改革・業務改善等 		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-(2) 保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	事業No,	52
		担当課	幼保支援課
概要	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を行う「家庭支援推進保育士」の配置を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。</p> <p>・保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率：100% (R2：93.9% R3：91.5%)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□家庭支援推進保育士等に対して研修の場で指導・助言をしたことにより、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。</p> <p>■厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援の充実に向け、引き続き、家庭支援推進保育士の資質向上と人材確保に取り組む必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率：95%以上	KPIの状況(R3末)	
		91.5%	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>●保育所等への家庭支援推進保育士の配置支援</p> <p>・家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養などを行う保育士を配置する。</p>	<p>◆保育サービス等推進総合補助金による配置支援</p> <p>・家庭支援推進保育士：43人【R4】</p>	
<p>●家庭支援推進保育士の資質向上のための取組</p> <p>・各園において、支援が必要な家庭ごとに家庭支援の計画と記録が作成されるなど、厳しい環境にある家庭の状況に合わせた適切な支援が行われるよう、研修等の充実により保育士のスキルアップを図る。</p>	<p>◆教育センターと連携した家庭支援推進保育講座の実施</p> <p>・年2回(6、12月)</p> <p>・家庭支援の計画と記録を作成するにあたっての課題や厳しい環境にある家庭への対応事例などを基にした演習の実施</p>		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-(2) 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	事業No,	53
		担当課	幼保支援課
概要	特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の市町村への配置を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5未)	<p>○厳しい環境にある子どもに対して、親育ち・特別支援保育コーディネーターを中心として、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における親育ち・特別支援保育コーディネーターの市町村への配置：11市13人 ・保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率：100% <p style="text-align: right;">(R2：93.9% R3：91.5%)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3未)	<p>□市町村が配置した親育ち・特別支援保育コーディネーターが、保育所等に対して個別指導等を実施したことにより、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。</p> <p>■親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	①保育所等における親育ち・特別支援保育コーディネーターの市町村への配置：11市13人 ②保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録作成率：95%以上	KPIの状況 (R3未)	
		① 10市12人 ② 91.5%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターの市町村への配置を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援保育・教育推進事業費補助金による配置支援 <ul style="list-style-type: none"> ・11市13人【R4】 ・コーディネーター未配置市町村への事業活用の働きかけ 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター対象の研修や、コーディネーターの役割・園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換等を行うことにより、各市町村における支援の質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・年2回(6、2月) ◆各園・各市町村の取組状況をコーディネーターへ情報提供 	

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-(2) スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>	事業 No,	54
		担当課	幼保支援課
概要	<p>厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を、保育者とスクールソーシャルワーカー（以下SSW）が連携して行う仕組みを構築する。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。 ・就学前児童や保護者への支援を担うSSWの配置市町村数：34市町村1学校組合 (R2：18市町村1学校組合 R3：19市町村1学校組合)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□SSWの就学前児童を対象とした活動の拡大により、子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながりつつある。また、園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が行われる市町村が増えてきた。</p> <p>■学校におけるSSWの活動が多忙で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。 ■SSWの専門性や求められる役割について、十分な周知ができていない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童や保護者への支援を担うSSWの配置市町村数：24市町村1学校組合 	KPIの状況(R3末)	
		19市町村1学校組合	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校におけるSSWの活動充実の促進 <ul style="list-style-type: none"> 小学生への支援を対象としている学校におけるSSWの活動範囲を就学前児童にも広げ、支援の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆SSW連絡協議会：年1回 <ul style="list-style-type: none"> SSW及び親育ち・特別支援保育コーディネーター等、家庭支援に携わる専門人材との情報交換等の実施 就学前児童への活動の拡大の必要性を周知・共有 	
<ul style="list-style-type: none"> ●就学前児童を担当するSSWの活動促進 <ul style="list-style-type: none"> 市町村への就学前児童を担当するSSWの配置を促進するとともに、初任者を対象にした実践事例等に関する研修やSSW間の情報交換、家庭支援に関する関係機関との連絡会などを実施し、SSWの活動を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆SSW活用事業による配置の促進 <ul style="list-style-type: none"> R4：24市町村、1学校組合 ◆SSWによる訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> 園等からの要請による訪問：随時 巡回訪問：15回 ◆SSW初任者研修：年2回 <ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する専門講座の受講 ◆SSW連絡協議会：年1回【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> SSW及び親育ち・特別支援保育コーディネーター等、家庭支援に携わる専門人材との情報交換等の実施 就学前児童への活動の拡大の必要性を周知・共有 		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-(4) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	事業 No,	55
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」という）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）を配置して、相談支援体制の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5未)	<p>○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校：100%（R2小：95.3%、中：96.3%、高：91.8%） ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校：90%以上、中学校：95%以上、高等学校：100% （R2小：68.4%、中：78.7%、高：69.4% R3小：70.6%、中：77.7%、高：81.1%）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3未)	<p>□校内支援会でのSCやSSWの活用が定着し、不登校児童生徒へのSCやSSWによる支援が進んできている。</p> <p>■SCやSSWの専門性の向上をより一層図る必要がある。</p> <p>■各学校からのSCやSSWの配置希望時間に対し、十分な配置時間を確保できていない。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<p>①90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校：100%</p> <p>②SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校：75%以上、中学校：80%以上、高等学校：70%以上</p> <p>③支援が必要な子どもについての情報共有に向け、SSWのカウンターパートとして児童福祉部署を位置付けている市町村の割合：100%</p>	KPIの状況 (R3末)
		<p>① 小:95.3%、中:96.3% 高:91.8% (R2)</p> <p>② 小:70.6%、中:77.7% 高:81.1%</p> <p>③ - (集計中)</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●SC及びSSWの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての公立学校にSCやSSWを配置し、心理や福祉の専門的な支援を受けられる体制を確立する。 	<p>◆全ての公立学校へのSC及びSSWの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC 全公立学校に配置 アウトリーチ型SCを11市に配置 ・SSW 全市町村・学校組合に配置 全県立学校に配置 ・活動状況と成果の把握 ・効果的な配置に関する情報収集 ・SC及びSSWの拡充・常動化に向けた予算措置について国へ提言
	<p>●支援力の向上や効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校やヤングケアラー等、厳しい環境にある子どもへの支援充実のため、SC及びSSWの専門性の向上を図るとともに、市町村教育委員会担当者や各学校のコーディネーター等がSCやSSWを効果的に活用できるよう研修等を実施し周知する。また、SSWと市町村児童福祉部署との連携を強化する。 	<p>◆SC及びSSWを対象とする研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修、SC等研修講座、SSW研修講座 <p>◆SC及びSSWの役割の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業説明会 ・相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会 ・SSW連絡協議会 <p>◆SSWと市町村児童福祉部署との定期的な情報交換等の実施</p>
	<p>●校内支援会の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校で実施する校内支援会でSCやSSWを活用し、専門性に基づいた支援が適切に実施されるよう取組を推進する。 	<p>◆校内支援会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上を目安に各学校で実施するよう依頼

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-(4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの アセスメント力向上研修	事業 No,	56
		担当課	人権教育・児童生徒課 心の教育センター

概要	スクールカウンセラー（以下 SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）の支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施する。心の教育センターに配置されている特に高い専門性を有する SC 及び SSW が各学校、教育支援センターに配置されている SC 及び SSW の指導や助言に当たる。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○経験の浅い SC 及び SSW がスーパーバイズや研修を受けて、各学校、教育支援センターで相談対応することによって、アセスメント力が向上している。 ・採用 3 年目までの SC 及び SSW がスーパーバイザーから年間 2 回以上スーパーバイズを受ける割合：100%（R2：100% R3：100%）
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3 末)	□経験の浅い SC や SSW が自身の専門性の向上のため、積極的にスーパーバイズを活用している。 ■SC や SSW の専門性を高めるために、不登校やヤングケアラー等、本県の課題に応じた効果的な研修テーマを設定し、研修を実施する必要がある。
----------------------------	--

単年度の KPI (R4 年度)	・ SC 及び SSW を対象とする研修への採用 1 年目の SC、SSW の参加率 ：100%	KPI の状況 (R3 末)
		100%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5 年度)
	●心の教育センターでのスーパーバイズ ・ SC の専門力向上を目的とした心の教育センターでのスーパーバイズを実施する。	◆心の教育センターにおいて、SC スーパーバイザーによる個別面接 ・採用 3 年目までの SC のスーパーバイズ
	●SC・SSW 勤務校、配置教育支援センターでのスーパーバイズ ・ SC 及び SSW の勤務校や配置教育支援センターの支援力向上のため、スーパーバイザーが出向き、スーパーバイズを実施する。	◆SC・SSW 勤務校でのスーパーバイズの実施 ・ SC 及び SSW の勤務校にスーパーバイザーや心の教育センターSC が訪問し、校内支援会等に参加しアセスメントを実施 ◆市町村教育支援センターでのスーパーバイズ ・ スーパーバイザーや心の教育センターSC が教育支援センターを訪問し、ケースごとにアセスメントを実施
	●心の教育センターにおける他の事業を活用した配置 SC への助言、事例検討 ・学校の支援力向上のため、心の教育センターSC が、校内支援会に参加した時や教育支援センターを訪問した時に、助言や事例についての検討を実施する。	◆心の教育センターSC による支援の実施 ・心の教育センター相談支援事業 ・校内支援会サポート事業における重点支援校等でのアセスメント研修：1 校につき 4 回程度 ・心の教育センターでの支援会 ・各学校の校内支援会への参加
	●SC 等、SSW 研修講座の開催 ・ SC、SSW の資質向上、相談活動充実のため、県外講師等を招へいした講義や事例検討を実施する。	◆SC、SSW を対象とする研修 ・ 初任者研修、SC 等研修講座、SSW 研修講座：各 2～6 回

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-(4) 心の教育センター相談支援事業	事業 No,	57
		担当課	心の教育センター

概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下 SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。 県東部・西部地域で相談活動を定期的に行うとともに、心の教育センターを土曜日・日曜日に開所し、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。また、市町村の教育支援センターを訪問し、支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○心の教育センター等の相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・心の教育センター東部・西部地域相談活動、土曜日（第1・第3）・日曜日開所相談対応率：100%（R3：100%） ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率：100%（R2：95.5% R3見込み：95.8%）
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	□感染症予防対策、電話での継続相談を実施するなど、コロナ禍においても心の教育センターの相談窓口を閉所することなく、土曜日（第1・第3）・日曜日開所を含め相談のニーズに対応することができた。 □教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率が向上した。（R1：72.7% R2：95.5% R3：95.8%） ■コロナ禍において、厳しい環境にある子どもたちの支援がさらに必要とされている。今後もより多くの相談ニーズに対応するため、SCの専門性の向上に努めるとともに、継続的な相談活動の広報活動、土曜日・日曜日の開所に取り組んでいく必要がある。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①土曜日・日曜日開所における相談対応件数：1日あたり4件 ②教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率：95%	KPIの状況 (R3末)
		① 1日あたり3.8件 ② 95.8% (3月末見込み)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	●心の教育センター相談活動の実施 ・児童生徒や家庭、教職員が抱える多様な相談ニーズに対応するため、SNSの活用や東部西部地域での相談活動、土曜日・日曜日開所など、選択肢を増やし活動を行う。	◆相談活動の実施 ・来所相談、メール相談、24時間電話相談 出張教育相談、こうち高校生LINE相談 東部西部地域での相談活動、土曜日（第1・第3）・日曜日開所 ◆来所等相談への対応 ・SC6名、SSW1名、相談支援員3名、指導主事5名 ・東部・西部地域相談活動は、担当者としてSC各1名を心の教育センターから週1回派遣 ◆広報用チラシの作成及び全児童生徒、関係機関への配付
	●学校の支援体制の充実に向けた支援 ・各学校における支援体制（校内支援会）の充実に向け、指導主事及びSC、SSW等の訪問支援を実施する。	◆依頼のあった学校等に対応 ・校内支援会への参加、研修依頼に対して随時対応 ◆心の教育センター指導主事、SC等の支援訪問 ・指導主事、SC等が校内支援会、研修等に参加
	●教育支援センターの相談支援体制の強化 ・教育支援センターの支援力を高めるため、心の教育センター指導主事等が、教育支援センターを訪問し、支援会、ケース検討会を実施し助言、支援を行う。	◆教育支援センター訪問支援の実施 ・各教育支援センターへの訪問：年間2回程度 ・指導主事訪問（SC、SSW等が参加する場合あり） ・Web会議システムを活用した支援
	●関係機関との連携 ・協議会・連絡会等の機会や訪問支援を通して、医療・福祉・警察など、児童生徒に関わるあらゆる関係機関との連携を図る。	◆教育相談関係機関連絡協議会 ・年間2回開催 ・高知県中央児童相談所などの県内10の関係機関が一堂に会し、支援に対する課題の共有や連携の強化について協議

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-（4） 不登校支援推進プロジェクト事業	事業 No,	58
		担当課	人権教育・児童生徒課
概要	<p>不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒への支援について、校内適応指導教室を設置し、学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実にを図る。</p> <p>また、不登校児童生徒や家庭において学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保のために市町村教育支援センターを拠点とした ICT を活用した自主学習について研究し、不登校児童生徒の自立支援に向けた重層的な支援体制を強化する。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○各学校において、不登校児童生徒等が安心して過ごせる居場所として、校内適応指導教室等が確保されている。また、個に応じた学習支援の充実のために、学習支援プラットフォーム等を積極的に活用するなどして、ICT を活用した自主学習の仕組みが充実している。(R3 モデル地域：4 地域)</p> <p>○90 日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等（医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSW など）の相談や支援を受けている児童生徒の割合 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100% (R1 小 93.1%、中 88.1%、高 76.5% R2 小 95.3%、中 96.3%、高 91.8%)</p> <p>○1,000 人あたりの新規不登校児童生徒数：全国平均以下 (R2 高知：小 6.4 人、中 23.0 人、高 9.7 人) (R2 全国：小 5.6 人、中 18.4 人、高 10.1 人)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□各モデル校及びモデル地域の実情に応じ、安心して学ぶことができる環境の整備や ICT 等を活用した個別学習等について取組を推進することができている。</p> <p>■校内適応指導教室の適切な運用方法、ICT を活用した効果的な自主学習についてさらに研究を深める必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>①校内適応指導教室コーディネーター配置校の中で新規不登校児童生徒の出現率が前年度より減少した学校の割合：70%（年度内は長期欠席出現率で進捗を把握）以上</p> <p>②推進モデル地域の教育支援センターにおいて、通所児童生徒のうち、ICT を活用した支援を実施した割合：50%以上</p>	KPI の状況 (R3末)	
		<p>① 0% (0 校) (12 月末)</p> <p>② - (集計中)</p>	
実施 内容	<p>内 容</p> <p>●校内適応指導教室における支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内適応指導教室モデル校を指定し、教室での集団学習に適応しづらい児童生徒への支援の充実にを図る。 指定校に校内適応指導教室コーディネーターを配置し、効果的な運営方法等について研究する。 	<p>具体的な取組 (R4～5 年度)</p> <p>◆校内適応指導教室モデル校の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル校の指定：7 校【R4】 校内適応指導教室コーディネーターの配置 配置校への訪問による取組状況の確認 配置校と所管の教育委員会へ効果的な取組についての助言実施 <p>◆校内適応指導教室コーディネーター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定校実践交流及び研究協議や県外講師による講演 <p>◆県外先進校視察</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進校の視察及び研究協議 	
	<p>●学習支援プラットフォーム等 ICT を活用した自主学習の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒等への学習の機会の確保のために学習支援プラットフォーム等 ICT を活用した自主学習について研究する。 	<p>◆モデル地域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル地域の指定：6 地域【R4】 訪問による取組状況の確認 <p>◆学習支援プラットフォーム活用推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進モデル地域の実践交流及び研究協議 <p>◆教育支援センター連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育支援センターの実践交流及び研究協議 	
	<p>●研究成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内適応指導教室モデル校及び学習プラットフォーム活用モデル地域指定における研究成果を県内に普及する。 	<p>◆研究成果のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果をまとめた研修資料等の作成 <p>◆研究成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不登校の予防・対応のために」（第三次改訂版）の教職員ポータルサイトへの掲載 生徒指導担当者会等での実践紹介 モデル校の先進的取組を校長会等で周知 	

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-(5) 食育推進支援事業	事業No,	59
		担当課	保健体育課
概要	朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできる力を育成するなどの実践力をつけるために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○家庭や地域と連携した取組を行うことにより、朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。</p> <p>・新規に事業を実施するボランティア団体及び実施校の増加（前年度比較） （R2：1団体・2校 R3：0団体・0校） R3 実施団体2・実施校3</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新規に食事提供活動等取り組む団体・学校はなかったが、取組を実施した学校では、ボランティア団体により感染対策が工夫され、厳しい環境にある児童生徒への食事の提供とともに、食育を実施することができた。</p> <p>■高知県体力・運動能力、生活実態等調査の結果（R2は参考値）から、朝食を毎日食べる児童生徒の割合が小中で低下した（R2→R3：小5男87→82%、小5女86→85%、中2男81→78%、中2女78→75%）。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業や生活様式の変化等により、生活リズムが乱れている児童生徒が増加している。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、取組を行うボランティア団体が少ない。</p> <p>■早朝からの取組となるため、学校・家庭・地域（ボランティア団体）の連携が必要不可欠である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・新規に食事提供活動を行う団体及び実施校の増加（1団体・1校）	KPIの状況（R3末）	
		0団体・0校	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>●朝食に関する知識や技術を身につけることができる取組の充実</p> <p>・朝食に関する知識や技術を身につけることができる取組の充実のために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援する。</p>	<p>◆食事提供活動の実施</p> <p>・支援するボランティア団体及び実施校の決定 5団体：6校</p> <p>・食育資料の提供：年2回</p> <p>・県教育委員会による各団体及び学校の実情に応じた支援及び訪問による指導・助言（衛生管理・食物アレルギー・新型コロナウイルス感染症対応等）</p>	

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-（6） 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	事業 No,	60
		担当課	高等学校課

概要	公立高等学校に就学する生徒の保護者等の教育に係る経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、授業料相当額の支給や低所得世帯への授業料以外の支援のための定額支給や奨学金の貸与などにより、実質的な教育の機会均等を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<input type="radio"/> 対象生徒等全員に制度が周知されている。 <input type="radio"/> 要件を満たす対象生徒等全員に支給や貸与等が実施されている。
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<input type="checkbox"/> 要件を満たす希望者全員に支給や貸与等が実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 制度について、対象者への周知徹底を継続していく必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<input type="checkbox"/> ①対象生徒等全員に制度を周知 <input type="checkbox"/> ②要件を満たす対象生徒等全員に支給や貸与等を実施	KPI の状況 (R3末)
		<input type="checkbox"/> ①対象生徒等全員に制度を周知 <input checked="" type="checkbox"/> ②対象生徒等全員に支給や貸与等を実施 ・就学支援金 10,694 名 ・奨学給付金 2,065 名 ・奨学金 385 名

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	●高等学校等就学支援金の支給 ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領等）することにより、教育費の負担軽減を図る。 ・中途退学した後、再び学び直す生徒に対して就学支援金の支給期間経過後も1年間学び直し支援金が支給される（定時制通信制は2年間）。 ・就学支援金が受けられない生徒でも、家計が急変した場合には、次年度、支援金の受給資格を審査するまでの間、授業料を免除する。 ・国の就学支援金の対象とならない既卒者や留年生などには、所得制限はあるが、本県独自の就学支援金を支給する。	◆要件を満たす希望者への支給 ◆制度の周知・徹底 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導（対象者への周知方法） ・ホームページへ掲載 ・市町村教育委員会と連携して中学校に制度の情報提供 ・学校へ案内文書配付（6、3月） ・対象の生徒全員に受給の意思確認実施
	●高校生等奨学給付金の支給 ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に支援を行う。	◆要件を満たす希望者への支給 ◆制度の周知・徹底 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導（対象者への周知方法） ・ホームページへ掲載 ・市町村教育委員会と連携して中学校に制度の情報提供 ・学校等へ案内文書配付（6月） ・受給資格のある保護者への周知
	●高知県高等学校等奨学金の貸与 ・経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する（卒業後6か月後から要返還）。 ・平成24年度以降の貸与対象者について150万円を超える収入が得られるまでの間、返還を猶予することができる所得連動型猶予制度を適用する。	◆要件を満たす希望者への支給 ◆制度の周知・徹底 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導（対象者への周知方法） ・ホームページへ掲載 ・市町村教育委員会と連携して中学校に制度の情報提供 ・学校等へ案内文書配付（11、2月） ・テレビ・ラジオ等での広報（11、3月）

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策1-(6) 多子世帯保育料軽減事業	事業 No,	61
		担当課	幼保支援課
概要	子どもを産み育てやすい環境の実現に向けて、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、3人以上の子どもがいる家庭に対し、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村（中核市除く）への助成を行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○全ての市町村で、多子世帯の保育料の負担軽減が行われている。 (R2:33市町村 R3:33市町村（中核市除く）)		
取組の 成果と 課題 (R3末)	□3人以上の子どもがいる家庭に対し、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村へ助成を行うことにより、多子世帯の経済的負担を軽減した。 ■子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、引き続き、多子世帯の保育料の負担軽減を図っていく必要がある。		
単年度の KPI (R4年度)	全ての市町村で、多子世帯の保育料の負担軽減が行われている。 (33市町村（中核市除く）)	KPIの状況 (R3末)	
		33市町村（中核市除く）	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●多子世帯の保育料軽減又は無料化を行う市町村への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆多子世帯保育料軽減事業費補助金による財政支援 <ul style="list-style-type: none"> ・27市町村【R4】 <ul style="list-style-type: none"> ※27市町村以外の6町村（馬路村、大川村、梶原町、仁淀川町、北川村、三原村）は規則等で無償化を規定 ※高知市は中核市のため対象外 	

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-(1) 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	事業 No,	62
		担当課	幼保支援課 教育センター
概要	保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を必要とする子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施する。また、特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○特別な支援を必要とする子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ・特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成率：100% (R2：61.9% R3：63.6%)		
取組の 成果と 課題 (R3末)	□全ての保育者が研修を受講したことなどにより、特別な支援を必要とする子どもへの理解が深まっている。 ■特別な支援を必要とする子どもやその保護者を組織的に支援するためには、個別の指導計画の作成が必要である。 ■多くの園で組織的な支援の必要性は認識されているものの、通常の保育業務の多忙さや書類作成に不慣れなこと等から、日々の記録に留まり、指導計画の作成にまで至らない園がある。		
単年度の KPI (R4年度)	・特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成率：70%以上	KPIの状況 (R3末)	
		63.6%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害に関する研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保育者を対象に、発達障害の特性や支援方法など、特別な支援を必要とする子どもの理解のための研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆発達障害に関する研修 <ul style="list-style-type: none"> ・集合研修(遠隔システム活用含む) 又はオンデマンド研修 (7月) テーマ：発達障害等の理解と支援 ・個別の指導計画の作成方法についての DVD (R2、R3 作成・配付) の活用促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ●各園への訪問指導の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち・特別支援保育コーディネーターや指導主事による各園訪問時において、指導計画作成の目的や効率的な記載の仕方により重点を置いた助言を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各園への訪問指導 <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家(言語聴覚士・作業療法士など)の派遣 ※特別支援教育課との連携 ・親育ち・特別支援保育コーディネーター等による各園への訪問指導：900園程度(通年) 		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-(1) 小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	事業 No,	63
		担当課	特別支援教育課

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身につけることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目なく実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校の割合：小・中学校 100% (R2 小：94.7%、中：89.8% R3 小：90.4%、中：90.3%) ・通常の学級に在籍する児童生徒に対し、必要に応じて個別の教育支援計画を作成している学校の割合：小・中学校 100% (R2 小：74.7%、中：57.1% R3 小：82.4%、中：67.4%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□新型コロナウイルス感染拡大の影響がある中でも、オンデマンド配信や Web 会議システムを活用しながら研修や学校への支援を実施した。</p> <p>■個別の教育支援計画を作成している小・中学校の割合は増加してきているが、中学校の作成人数が減少している。(小学校 R2：795 人→R3：812 人、中学校 R2：217 人→R3：193 人)</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①学校経営計画において、特別支援教育に関する取組を記載している学校の割合：小・中学校 100%	KPI の状況 (R3末)
	②通常の学級に在籍する児童生徒に対し、必要と考える児童生徒のいる学校において個別の教育支援計画を作成している学校の割合の増加 ：小学校：85%、中学校：80%	

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<p>●通常の学級における特別支援教育の推進のための校内支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援体制の充実や教職員の実践力向上のために、特別支援教育地域コーディネーターや特別支援学校教員、外部専門家等が各小・中学校を訪問し、校内支援体制や指導・支援の充実を図る。 	<p>◆特別支援教育地域コーディネーター※による訪問支援 ※各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育地域コーディネーターの訪問支援 ・校内支援会の実施 <p>◆医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家の巡回相談
	<p>●通級による指導担当教員間のネットワーク構築及び専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導担当教員の専門性の向上のために連絡協議会を開催し、ネットワークの構築を図る。 	<p>◆通級による指導担当教員連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導実施にあたっての課題の共有、解決に向けた協議 ・年間 2 回実施
	<p>●切れ目ない支援の取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の共有等、家庭や福祉と連携した切れ目ない支援の取組推進のために、理解啓発を図る。 	<p>◆教育と家庭や福祉との連携推進に関する理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員向けリーフレットの配付 <p>◆シート等を活用した引継ぎの実施の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村へ保護者向けリーフレットの配付 <p>◆特別支援連携協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド配信による情報共有 <p>◆特別支援教育に関する理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに基づく授業づくりなどに関するオンデマンド動画配信

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-(1)	事業 No,	64
	小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化	担当課	特別支援教育課
概要	小・中学校等と教育事務所・特別支援学校が連携し、障害のある児童生徒に対する指導方法・内容の工夫改善及び担当教員等の専門性向上を図る。特に、近年増加している自閉症・情緒障害特別支援学級において、地域の小・中学校の教員がともに学び合うことで、特別支援学級の教育の質の向上を図る。また、特別支援学校のセンター的機能により、特別支援学級へのサポートを強化する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○自閉症・情緒障害特別支援学級の担任同士で学び合うネットワークの構築により、特別支援学級担任の専門性の向上が図られ、特別支援学級の教育内容が充実する。</p> <p>・自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくり支援事業の公開授業研究会の参加者に対する事後アンケートにおいて「実践に十分生かせる」又は「実践に生かせる」と回答した教員の割合：80%以上</p>		
目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	<p>■小・中学校の特別支援学級のうち特に自閉症・情緒障害特別支援学級が急増しており、特別支援教育について経験の浅い学級担任が増加している。このため、組織的な支援体制及び研修体制の構築が必要である。</p> <p>■特別支援学級担任の専門性の向上が必要である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくり支援事業の公開授業研究会の参加者に対する事後アンケートにおいて「実践に十分生かせる」又は「実践に生かせる」と回答した教員の割合：80%以上	KPI の状況 (R3末)	
		－ (R4 新規 KPI)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●自閉症・情緒障害特別支援学級の教育の質の向上</p> <p>・地域の自閉症・情緒障害特別支援学級担任が互いに学び合うネットワーク体制を構築し、特別支援学級担任の専門性の向上を図る。</p>	<p>◆自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくり支援事業の実施</p> <p>・県内4カ所の拠点校の指定：2年間</p> <p>・拠点校において公開授業研究会を実施：年間1回</p> <p>・各教育事務所指導主事（特別支援教育地域コーディネーター）による授業づくり支援：3～5回</p> <p>・外部専門家（大学教員）による支援：年間1～2回</p> <p>◆自閉症・情緒障害特別支援学級研究協議会【R4】</p> <p>・オンデマンド配信による自校での研修</p>	
	<p>●小・中学校における知的障害教育の充実</p> <p>・インクルーシブ教育システムの構築に向け、小・中学校の知的障害のある児童生徒の学びの充実を図る。</p>	<p>◆知的障害特別支援学級担任の専門性の向上</p> <p>・特別支援学校と小・中学校との人事交流</p> <p>・山田、日高、中村の各特別支援学校と小・中学校教員との人事交流：1校1人</p> <p>・知的障害特別支援学級研究協議会【R4】</p> <p>・オンデマンド配信による自校での研修</p>	
<p>●各障害種特別支援学級における教育の充実</p> <p>・各障害種に応じた指導・支援の充実のために、小・中学校と特別支援学校等が連携し、指導方法・内容の工夫改善を図る。</p>	<p>◆特別支援学級等サポート体制の充実</p> <p>・特別支援学級等サポート事業の実施</p> <p>・特別支援学校からの訪問：年間1～3回</p> <p>・教育事務所からの訪問：年間1～2回</p> <p>・外部専門家（作業療法士等）による支援</p> <p>・特別支援学校のセンター的機能の強化</p> <p>・Web会議システムの活用</p> <p>◆各障害種特別支援学級担任の専門性の向上</p> <p>・特別支援学校教育課程研究集会への小・中学校からの参加促進</p>		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-(1) 高等学校における特別支援教育の推進	事業 No,	65
		担当課	特別支援教育課
概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身につけることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援が充実し、各学校の特色を生かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校の割合：100% (R2：78.0% R3：86.5%) ・通常の学級に在籍する生徒に対し、必要に応じて個別の教育支援計画を作成している学校の割合：100% (R2：42.1% 8/19校 必要な生徒が在籍している高等学校 R2：19校) (R3：66.7% 10/15校 必要な生徒が在籍している高等学校 R3：15校) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□通級による指導実施校の実践研究が進み、取組の周知等を通じて、高等学校における特別支援教育の必要性が理解され、学校経営計画へ特別支援教育の推進に向けた取組を具体的に位置付ける学校が増加している。</p> <p>■小・中学校での特別支援学級に在籍児童生徒が増加している一方、高等学校で通級による指導を受けることができる学校が少ないため、特別な支援を必要とする生徒一人一人の特性に応じた指導・支援が十分にできていない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	①学校経営計画において、特別支援教育に関する取組を記載している学校の割合：90% ②通常の学級に在籍する生徒に対し、必要に応じて個別の教育支援計画を作成している学校の割合：80%	KPI の状況 (R3末)	
		① 86.5% ② 66.7%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	●生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実 ・発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実を図るため、通級による指導の場を増やしていく。	◆高等学校における通級による指導の場の拡充 ・拠点校からの巡回指導方式による通級による指導を試行 ・拠点校2校→巡回指導2校	
	●高等学校における通級による指導内容の充実 ・通級による指導内容の充実のために、指導担当教員の専門性の向上を図る。	◆高等学校における通級による指導担当教員連絡協議会 ・年間3回 ・高等学校において通級による指導を実施するうえでの課題の共有、解決策の検討 ◆遠隔教育システムを活用した教職大学院教員への相談室の活用 ・教職大学院教員による生徒の実態把握や効果的な指導方法に関する助言 ◆指導主事等による通級による指導実施校への訪問 ・実施校における指導内容に関する情報収集	
●高等学校における特別支援教育の推進 ・高等学校における特別支援教育の推進のために、収集した通級による指導の実践事例の成果等を周知するとともに、特別支援教育についての理解啓発を図る。	◆通級による指導の実践事例、研究成果の周知 ・高等学校教職員対象の研究大会の実施 ◆高等学校生徒支援コーディネーター研修会 ・年間2回(集合研修とオンデマンド研修を1回ずつ実施) ・発達障害に関する理解啓発や指導支援のための研修動画等を配信		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-(1) 特別支援教育セミナー	事業 No,	66
		担当課	教育センター
概要	「インクルーシブ教育システム」の構築を目指して、発達障害等のある児童生徒に対し、障害特性等を理解して実践的指導力につながる指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○保育者及び教職員として、発達障害等のある児童生徒の実態を見取り、特性に応じた効果的な指導・支援ができています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等のある児童生徒の指導・支援に関するアンケート評価平均（4件法） 「研修内容を所属校で具体的な支援に生かすことができる」：3.0以上（R2：3.6 R3：3.6） ・「追跡調査」：：80%以上（R2：73.0% R3：87.5%） 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□「研修内容を所属校で具体的な支援に生かすことができる」の項目は 3.6 の評価であった。研修内容が受講者のニーズにあったこと、自所属ですぐに支援に生かせる内容が多かったことがその要因であったと考えられる。</p> <p>■セミナー後の「追跡調査」から、自所属でどのように共有したかについて、クラスや学年団で共有した割合 48.5%に対し、校内研修等で共有した割合は 15.6%であった。「インクルーシブ教育システム」の理念のもと子ども一人一人の多様な教育的ニーズに対応するためには、学校全体でどのように共有し、発達障害等の特性を理解した指導・支援に生かしていくのが課題である。</p>		
単年度の KPI (R4年間)	①「研修内容を所属校で具体的な支援に生かすことができる」：3.0以上 ②「追跡調査」：在籍校で実践に生かした項目：80%以上 校内で共有を図り、具体的な指導・支援つながったかどうかを見取る	KPI の状況 (R3末)	
		① 3.6 ② 87.5%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	●特別支援教育セミナーⅠ ・発達検査を含む実態把握に関する内容を理解し、子どもへの指導・支援を実践できる力を養うことができる研修を実施する。	◆年間1日（7月） ・対象：全ての校種の教員等 特別支援学校教育相談担当者 市町村就学等事務担当者 ・「検査結果からみえる子どもへの指導・支援」 ～実践へ生かす業（ワザ）～	
	●特別支援教育セミナーⅡ ・居心地のよい学級づくりのため、目的に則した教育活動を充実できる「学級経営」に関する研修を実施する。	◆年間1日（8月） ・対象：全ての校種の教員等 学校コーディネーター ・「明日からの学びへ導く学級経営」 ～教室の先へ続く学級づくり～	
●特別支援教育セミナーⅢ ・知的障害教育におけるプログラミング教育の基礎的理解に関する内容と、障害のある子もいない子どもともに学ぶ授業づくりに関する研修を実施する。	◆年間1日（8月） ・対象：特別支援学校の教員等 小・中・義務教育学校の特別支援学級担当教員 ・午前：「プログラミング教育にチャレンジ！」 ～知的障害のある子どもの論理的思考力とは～ ・午後：「みんなと一緒に学ぶインクルーシブ」 ～授業に参加している充実感を！～		

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-(2) 学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業	事業 No,	67
		担当課	特別支援教育課

概要	学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、各特別支援学校が、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「ICT を活用した教育の実践力向上」「キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術・スポーツ活動の推進」の3つの柱に沿った取組を重点化し、組織的・計画的な取組を進める。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○特別支援学校において、子どもたちの実態に応じた育成すべき資質・能力を明確にした「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業実践が行われている。</p> <p>○児童生徒の学習意欲の向上や、「分かる」「できる」授業づくりのために、障害の特性に応じた ICT 機器の日常的な活用と環境の整備ができています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業等において、毎日1回以上 ICT を活用している児童生徒の割合：100% (全学部 R2：20.2% R3：33.9%) <p>○全ての特別支援学校において、2020 オリンピック・パラリンピックや全国高等学校総合文化祭を踏まえ、授業やクラブ活動等で積極的に障害者スポーツや文化的な取組が実施されている。</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□特別支援学校高等部生徒への1人1台タブレット端末の整備完了(R3.12)に伴い、全ての特別支援学校児童生徒が ICT を操作できる環境が整い、授業実践に活用され始めている。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの文化・芸術、スポーツ大会が中止となり、発表の場が制限されている。</p> <p>■ICT 活用について学校で取組の差がみられるため、解消に向けて各校における組織的な取組が必要である。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①児童生徒の個別の指導計画への ICT の活用の明記 全学部：100%	KPI の状況 (R3末)
	②授業等において、毎日1回以上 ICT を活用している児童生徒の割合 小・中学部：100% 高等部：80%	

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に示されている資質・能力の育成と関連付けながら、各校で障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善の推進を図る。 	<p>◆外部専門家と連携した校内研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間2回程度 ・遠隔会議システムの活用など、感染症対策を踏まえた研修の実施 <p>◆指導と評価の一体化に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムを活用した個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成 ・高等部の準ずる教育課程のシラバスに評価計画を取り入れた改訂
	<p>●ICT を活用した教育の実践力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校において、個々の実態に応じて ICT を有効活用する新たな授業スタイルへの転換を目指し、大学等と連携した研修や外部人材の活用により、教員の ICT 活用指導力の向上を図る。 	<p>◆個々の実態に応じた新たな授業スタイルの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT に関する情報共有会の実施：年間3回以上 ・個別の指導計画に ICT 活用について明記 ・GIGA スクールサポーターによる学校訪問 ・職業教育における ICT 活用の推進 (リモートワーク等) <p>◆ICT を活用した支援方法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校：2校 ・地域支援、通級による指導の研究
	<p>●特別支援学校児童生徒の文化・芸術、スポーツ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国高等学校総合文化祭での経験を生かし、特別支援学校児童生徒の文化・術、スポーツ活動を、大会参加などの直接体験と ICT を組み合わせた間接体験を組み合わせる推進し、自己表現の場の充実や自己肯定感を高め豊かな生活につなげる。 	<p>◆障害者スポーツ大会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ大会 (5月) <p>◆ICT を活用した文化・芸術、スポーツ大会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルアート展への出品 ・肢体不自由特別支援学校の遠隔ボッチャ大会への参加

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-(2) 特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	事業 No,	68
		担当課	特別支援教育課

概要	児童生徒の障害の重度・重複化や教育的ニーズの多様化に対応するため、特別支援学校の免許保有率の向上とともに、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協力し、特別支援学校における専門性の向上及びセンター的機能の向上を図る。あわせて、障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」を各校において具体化し、教育課程の編成、授業改善等の取組を活性化する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5 領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合（採用3年未満と人事交流3年未満を除く）：90%（R2：59.8% R3：67.2%） ○ 特別支援学校における外部専門家等の活用が進み、教職員の専門性が向上することにより、自立活動等の授業が充実している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容（授業等）に関する満足群の割合：100%（R2：90.9% R3：88.1%）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □ 各学校において組織的に免許取得に向けた取組を行うことで、5 領域の免許保有率（採用3年未満と人事交流3年未満を除く）は増加している。 ■ コロナ禍による県認定講習の受講人数制限等により、計画通りの取得が難しい場合がある。国立特別支援教育総合研究所の通信認定講習等を活用し、計画的な免許取得を推進する必要がある。 ■ コロナ禍で、外部専門家が学校を訪問できない状況でも、その助言を得られる体制づくりが必要である。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ① 5 領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合（採用3年未満と人事交流3年未満を除く）：75% ② 特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容（授業等）に関する満足群の割合：95% 	KPI の状況 (R3末)
		<ul style="list-style-type: none"> ① 67.2% ② 88.1%

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学校教員の5 領域の免許保有に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に5 領域の免許保有を目指すため、免許取得計画による進捗管理及び認定講習等の受講促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 免許取得に向けた認定講習及び通信教育の受講 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校から個々の教員の免許取得計画の提出計画提出（4月） 取得状況提出（3月） ・ 県認定講習、国立特別支援教育総合研究所通信認定講習の活用
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習指導要領を踏まえた教育課程の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」を各校で具体化し、教育課程の編成、授業改善等の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教務主任・研究主任連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回（5月） ・ 教育課程研究集会の趣旨や開催内容の確認 ・ 各校の教育課程や校内研修計画等の情報共有 ◆ 教育課程研究集会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別で開催（知的障害は各校）年7回（7～12月） 県内の全ての特別支援学校及び特別支援学級等への参加の周知
	<ul style="list-style-type: none"> ● センター的機能の向上のため特別支援学校への外部専門家派遣による専門性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校に外部専門家を派遣し、教員の専門性向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外部専門家を活用した自立活動等の指導に関する教員への指導・助言 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画提出（4月） ・ 活用状況の把握：学期ごとに報告書提出

事業名称	基本方針Ⅱ 対策2-(2) 特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	事業No,	69
		担当課	特別支援教育課

概要	特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校において、地域で共に生活する児童生徒として、交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進し、卒業後の居住地域での生活や活動等へのスムーズな移行につなげる。また、居住地校交流を活性化するために、副次的な籍（副籍）に関わる仕組みの定着を推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○居住地校交流を活性化及び充実させることにより児童生徒の社会参加に向けた意欲が醸成されるとともに、社会性が育まれている。</p> <p>○副次的な籍（副籍）の仕組みが定着し、市町村教育委員会と連携した居住地校交流がスムーズに実施できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率：90%以上（R2：52.9% R3：63.6%） ・特別支援学校小学部1年生の居住地校交流の実施率：100%（R2：63.2% R3：62.5%）
-----------------------	---

取組の成果と課題 (R3末)	<p>□Web会議システムを活用した交流の実施が増加するなど、コロナ禍においても、安全・安心に居住地校交流を実施できる方法が検討、実行されるようになってきている。</p> <p>■交流校の担当教員が、副籍について十分に理解できていない場合に、円滑な実施に時間を要することがある。実施に向けて担当間の打合せ等を綿密に行い、副籍に対する理解が進むようにする必要がある。</p>
-------------------	--

単年度のKPI (R4年度)	<p>①特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率：80%以上</p> <p>②特別支援学校小学部1年生の居住地校交流の実施率：90%以上</p>	KPIの状況(R3末)
		<p>① 63.6%</p> <p>② 62.5%</p>

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施内容	<p>●小学部1年生全員実施の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学部1年生全員実施に向けて、市町村教育委員会が、居住地校交流について保護者に分かりやすい説明を行うことができるよう支援する。 	<p>◆リーフレットや実践ガイドを活用した説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学等事務及び教育支援に関する高知県連絡協議会で説明（4月） ・市町村事務担当者会で説明（9月） ・指導主事等による市町村訪問支援（5～8月）
	<p>●居住地校の副次的な籍（副籍）の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地校交流（副籍）の定着のために、リーフレット、実践ガイド等を活用し、保護者や各市町村教育委員会等への理解を促す。 ・円滑な交流実施のため、Web会議システムを活用した交流の実施を含め、新しい生活様式に対応した交流の実施を促進する。 	<p>◆居住地校交流（副籍）の要項等の発送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等が市町村を訪問し副籍について説明（5～8月） ・市町村に要項及びリーフレット、実践ガイド（Q&Aを追加）を発送（11月） <p>◆校長会で居住地校交流の充実について依頼及び説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域別小中学校長会（4月）
	<p>●継続率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教員と居住地校担当教員との綿密な事前協議により、交流内容等の充実を図ることで、継続率を向上させる。 	<p>◆校長会で居住地校交流の充実について依頼及び説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立特別支援学校長会（4月） <p>◆特別支援学校教員に対しての実践ガイドを活用した説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等が特別支援学校を訪問し、実施状況の確認及び実践ガイドの説明（9～12月）

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策2-(2) キャリア教育・就労支援推進事業	事業 No,	70
		担当課	特別支援教育課

概要	学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携・協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じた自立と社会参加が実現できている。 ・知的障害特別支援学校就職率（A型事業所を含めた一般就労）：全国平均以上 ・公立特別支援学校就職希望者の就職率：100%（R2.4月：92.7% R3.4月：100%）
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	□新型コロナウイルス感染症対策を行って、技能検定、進路支援推進会議を実施し、障害者の理解啓発を図ることができた。 □「特別支援学校就職サポート隊こうち」への登録企業が増加した。（R3.8月62社→R4.2月92社） ■進路決定時に職業とのマッチングに課題が生じ、離職となるケースがみられる。 ■一般就労を希望する生徒全員が希望する進路に進めるよう、企業側に特別支援学校の生徒について理解啓発を図る必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	①知的障害特別支援学校就職率（A型事業所を含めた一般就労）：全国平均以上 ②公立特別支援学校就職希望者の就職率：100%	KPIの状況（R3末）
		① 41.7% （全国平均 R1:34.7%） ② 100%（R3.4月）

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
	●キャリア教育の視点での授業改善 ・職業教育の改善のため、特別支援学校へキャリア教育スーパーアドバイザーを派遣する。	◆キャリア教育スーパーバイザーを活用した取組支援 ・キャリア教育スーパーバイザーを派遣し、職業教育等における生徒や教員に対する助言を実施
	●キャリア教育戦略会議の実施 ・職業教育や就労支援の充実を図るため、企業等が特別支援学校に訪問し、学校に助言をし、意見交換を行う。 ・会議への参加企業を増やすため「特別支援学校就職サポート隊こうち」等を活用する。	◆キャリア教育戦略会議への企業の参加の要請 ・事業者団体、就職アドバイザーと連携し登録企業を開拓 ・企業等へのリーフレットの配付、周知
	●高知県特別支援学校技能検定の実施 ・技能検定を実施し、生徒の学習意欲の高揚を図るとともに、労働局等が行う企業への説明会に参加し、障害者の理解啓発、特別支援学校卒業生の雇用の促進を図る。	◆技能検定の実施 ・2会場での実施 高知市（清掃、接客、情報） 四万十市（清掃、接客、情報） ・企業見学会の実施
	●就職アドバイザーの活用促進 ・特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、就職を希望している生徒の就職支援体制の強化を図り、進路保障の充実を図る。	◆就職アドバイザーの活用 ・特別支援学校2校に2名配置 ・全ての特別支援学校で活用を働きかけ ・生徒の実態に応じた現場実習先及び就労先の新規開拓
	●就労体験・職場実習・施設体験等の支援 ・卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるため、就労体験や施設体験学習を実施する。	◆就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ・体験先や実習先における生徒の障害特性等の実態の十分な把握への支援 ・就職アドバイザーと連携した就労のマッチング
	●早期からのキャリアガイダンスの実施 ・卒業後を見通した進路指導や児童生徒が主体的に進路を選択する力を培うため、就労支援セミナー、地域相談会等を実施する。	◆早期から保護者や生徒へのガイダンスの実施 ・各学校の状況に応じて実施
	●職場定着支援 ・職場へ定着するため、卒業生のアフターケアの情報や就労状況調査等から、職場定着の手立て・支援の充実を図る。	◆外部機関と連携し職場定着支援を支援 ・卒業生の就労状況についてのアンケート ・卒業生のアフターフォロー

事業 名称	基本方針Ⅱ 対策Ⅱ-(2) 医療的ケア児に対する支援の充実	事業 No,	71
		担当課	特別支援教育課 幼保支援課

概要	医療的ケア児の教育の充実に向けて、看護職員の専門性向上のための研修の実施や巡回看護師の配置により、学校サポート体制を構築する。また、小中学校等における医療的ケア児の円滑な受け入れが進むよう理解啓発を図る。さらに、医療的ケアに必要な乳幼児を受け入れる保育所等への看護師等の配置を支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○医療的ケア看護職員を対象とした研修の実施により、看護の質の担保及び専門性の向上が図られ、医療的ケア児が安全・安心に学べる環境が整っている。また、小学校等において医療的ケア児の円滑な受け入れが進んでいる。 ・学校等における医療的ケア看護職員研修により「専門性が向上した」と自己評価した看護職員の割合：肯定的な回答 90%以上（4件法）
---------------------------	--

目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	■医療的ケア児の実態は多様化しており、学校において個々の心身の状況や教育的ニーズ等に応じた適切な支援体制の強化が求められている。医療的ケア看護職員の専門性の向上や人材確保の視点からも研修体制や相談支援体制の確立が必要である。 ■保育所等における医療的ケア児の受け入れを拡充するには、看護師等の配置が必要である。
---------------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・学校等における医療的ケア看護職員研修により専門性が向上した看護職員の割合：肯定的な回答 90%以上（4件法）	KPIの状況 (R3末)
		- (R4 新規 KPI)

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		●医療的ケア看護職員の専門性の向上 ・医療的ケア児の教育の充実を図るため、医療的ケア看護職員対象の研修の実施及び巡回看護師の配置（高知若草特別支援学校）によるサポート体制の構築に取り組む。
	●総括的な管理体制の構築 ・県立特別支援学校における医療的ケアの総括的な管理体制の構築のため、関係機関による協議の場を設け、医療的ケアが必要な幼児・児童生徒の学校生活全般に関する総括的な協議を実施する。	◆医療的ケア運営協議会の開催（県立学校） ・全庁関係機関による「高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会」に位置付けて開催：年2回 ・学校関係者・医療従事者・保護者等によるワーキンググループの開催：年2回
	●市町村教育委員会及び小学校等への支援 ・小学校等における医療的ケア児の円滑な受け入れが進むよう支援する。	◆市町村教育委員会等への支援 ・指導主事等による訪問支援（要請に応じて随時対応） ・県立学校における「医療的ケア実施ガイドライン」の周知 ◆保護者や支援機関等への理解啓発 ・リーフレットの作成及び配付（5月） ◆小学校等へ教育・看護の両面からサポート ・特別支援学級等へのサポート ・巡回看護師の派遣
	●保育所における医療的ケアの実施 ・保育所等における医療的ケア児の受け入れを可能とするため、市町村が行う保育所等への看護師等の配置を支援する。	◆医療的ケア児保育支援事業費補助金による財政支援

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1-(1) 遠隔教育推進事業	事業No,	72
		担当課	教育センター
概要	<p>地域間格差を解消し多様な進路希望を実現するために、中山間地域等の高等学校等において、難関大学への進学などを希望する生徒のニーズに応じた遠隔授業や補習を教育センターから配信する。</p> <p>また、幡多地域等の高等学校に遠隔教育ネットワークを構築し（構成校9校）、教育センターからの授業配信とともに、構成校の強みを生かした学校相互型の遠隔授業に取り組むことで、市町村や経済団体とも連携して教育水準の維持・向上を目指す。</p> <p>さらに、免許教科外の教員が指導を行わざるを得ない小規模中学校に対して、遠隔教育システムを活用した免許教科外指導担当教員への支援に取り組む。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○難関大学への進学等を希望する生徒に対応できる難易度の高い授業や補習を配信し、生徒が希望する進路が実現できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔授業・補習受講生徒の希望国公立大学合格実績（現役）：70%以上 （R2：68.8% R3：76.9%（12月時点）） 学校のニーズに応じた遠隔授業の講座数：16校のべ44講座 週126時間 （R2：10校のべ14講座 週40時間 R3：11校のべ20講座 週53時間） 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□学校のニーズに応じた遠隔授業等を計画どおり実施するとともに、2校同時配信を2講座に拡充できた。</p> <p>□遠隔授業・補習受講生徒の希望進路実現割合（現役）が、12月時点で76.9%と目標を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔授業等において、生徒の学習が自律的な学びとなるよう、質的に転換していく必要がある。 実習を伴う科目など学校相互型遠隔授業における具体的な指導方法について、研究を進める必要がある。 小規模中学校では美術や技術等の教科において免許教科外の教員が授業を行っており、教科の専門性を担保するとともに教員の負担軽減を図るために、遠隔教育システムを活用した支援が必要である。 		
単年度の KPI (R4年度)	<p>①遠隔授業・補習受講生徒の希望国公立大学合格実績（現役）：70%以上</p> <p>②遠隔補習受講生徒の希望する資格取得・公務員試験合格実績：50%以上</p> <p>③遠隔授業の講座数：16校のべ24講座 週75時間</p>	<p>KPIの状況（R3末）</p> <p>① 76.9%（12月時点）</p> <p>② - 集計中</p> <p>③ 11校のべ20講座 週53時間</p>	
実施 内容	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 配信拠点型遠隔授業・補習等の実施 <ul style="list-style-type: none"> 難関大学への進学等を希望する生徒に対応するため、教育センターから遠隔授業や補習を配信する。 上記以外の補習、進学意欲醸成のための特別講座を実施する。 限られたスタジオで学校のニーズに応じるために、複数校同時配信を実施する。 	<p>具体的な取組（R4～5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆単位認定を伴う遠隔授業の講座数の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 教育センターに遠隔教育システムを増設（3→4） 16校のべ24講座 週75時間【R4】 16校のべ38講座 週113時間【R5】 ◆補習等の受信：19校 <ul style="list-style-type: none"> グループワーク型大学入試対策 英検対策 危険物取扱者試験対策 公務員試験対策：40回 ◆特別講座の実施：3回 <ul style="list-style-type: none"> 本県出身者等によるキャリア教育講演 ◆複数校同時配信の実施 <ul style="list-style-type: none"> 2校同時配信を2教科で実施（3校同時配信試行）【R4】 2～3校同時配信を3教科で実施【R5】 ◆1人1台端末を活用した反転学習やアクティブラーニングの手法を取り入れた遠隔授業の研究実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知版 CORE 遠隔教育ネットワーク構想 <ul style="list-style-type: none"> 幡多地域等の高等学校全体としての教育水準の維持・向上のために、教育センターからの授業配信とともに、構成校の強みを生かした学校相互型の遠隔授業に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校相互型遠隔授業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 4校から試行配信（農業、情報、芸術等）【R4】 単位認定を伴う遠隔授業を配信【R5】 5校 6講座 週13時間 	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆小規模中学校の免許教科外指導担当教員への支援 <ul style="list-style-type: none"> 教科の専門性を担保するとともに教員の負担軽減を図るために、免許教科外指導担当教員の授業（美術、技術）に対して、教育センターから遠隔で支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遠隔による支援の研究 <ul style="list-style-type: none"> 教育センターに中学校支援用遠隔教育システムを導入し、美術、技術の教員免許取得者を配置【R4】 研究指定地域を選定し、支援を実施【R4】 教育センターからの支援とともに、地域学校間連携による相互支援を試行【R5】 	

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1-(1) 学習支援プラットフォームの活用促進	事業 No,	73
		担当課	教育政策課
概要	1人1台タブレット端末を活用しながら個々の理解に合わせて段階的に学習を進められるデジタル教材や、一人一人の学習定着度を把握し学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「学習支援プラットフォーム」により、個々の強みを伸ばし、つまづきをサポートする個別指導を実践する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県教育委員会が作成した良質な学習教材を組み合わせ、基礎から応用まで体系的に学べるデジタルドリルや学校現場で多く活用されているテスト問題集、学習支援動画などをプラットフォームに掲載し、全教員の共通利用が図られている。</p> <p>○子どもたちのデジタル教材による学習履歴から、一人一人の学力の伸びやつまづきなど学習理解の状況を各教科の単元ごとに可視化できる分析シートを作成し、教員がポイントを押さえた個別指導や授業改善等に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台タブレット端末を活用し、児童生徒が日常的に学習支援プラットフォームでの学習に取り組んでいる割合：100% 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の本運用を開始し、各種デジタル教材（動画215本、小中高の各教科の問題全5,466問）を掲載することで、非常時にも家庭等で1人1台タブレット端末を活用して学習を進めることが可能な環境が整ってきている。また、オンラインによる協働的な学びや遠隔地との交流など、「学校の新しい学習スタイル」の取組が進み始めている。</p> <p>■教育データを活用した個別最適な学びを実現するために、スタディログをはじめとする各種教育データを収集・蓄積し、データに基づいた指導を実践していく必要がある。</p> <p>■各種デジタルツールの利用によるスタディログ等のデータを円滑に収集・蓄積・分析するためのシステム構築が必要である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・1人1台タブレット端末を活用し、児童生徒が日常的に学習支援プラットフォームでの学習に取り組んでいる割合：80%	KPIの状況 (R3末)	
		62.7% (1月末)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等と連携し、県独自の教材だけでなく、国や民間の各種デジタルツール利用時に発生するスタディログ等のデータを円滑に収集・蓄積・分析するためのシステムを構築する。 <p>●教育データを活用した個別指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタディログを分析し、一人一人の学力の伸びやつまづきなど学習理解の状況を把握することで、個に応じた学習指導を実現する。(小中学校課・高等学校課との連携) ・児童生徒が自分の気持ちの状態を入力する「きもちメーター」を活用して、一人一人の気持ちの変化と生活の様子を重ね合わせて状態を把握することで、不登校傾向の早期発見や支援につなげる。(人権教育・児童生徒課との連携) 	<p>◆各種デジタルツールとの連携（学習eポータルへの搭載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省CBTシステムとの連携（～3月） ・各社デジタルドリルとの連携（5月～） ・デジタル教科書との連携方法検討（～3月） <p>◆学習支援プラットフォームの機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタディログを分析・表示するための機能開発（～3月） <p>◆デジタルドリル・きもちメーターを用いた実証研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究校の指定・データ収集開始（4月） ・学校現場へのフィードバック（5月～） ・活用方法検討（5月～） 	

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1-(1) デジタル教科書の活用推進	事業 No,	74
		担当課	小中学校課
概要	「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるため、デジタル教科書の効果的な活用を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○国の普及促進事業を活用し、学習者用デジタル教科書を導入した学校の割合 100% (R3: 17.3%) ※R6 年度当初</p> <p>○紙の教科書とデジタル教科書を効果的に組み合わせることにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の中で ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合（「役に立つと思う」と回答した割合）小学校：80%以上、中学校：80%以上 かつ全国平均以上 〔R3 小学校：68.9% (66.1%)、中学校：65.8% (60.4%)〕 ・前年度に、教員が大型提示装置などの ICT 機器を活用した授業を、日常的に行っている学校の割合（1 クラス当たり「ほぼ毎日行った」と回答した割合） 小学校：70%以上、中学校：70%以上 かつ全国平均以上 〔R3 49.7% (53.8%)、58.1% (58.3%)〕 ※（ ）内は全国平均 		
目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	<p>■指導者用デジタル教科書を導入している市町村はあるものの、学習者用デジタル教科書の普及率は低く、児童生徒が主体的にデジタル教科書を活用して、学びの充実を図っている実践事例が乏しい。</p> <p>国の実証事業により学習者用デジタル教科書を導入している学校の割合：17.3% (294 校中 51 校)</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>①学習者用デジタル教科書を導入した学校の割合：90%以上（英語を除く） ※英語のデジタル教科書は全小中学校に導入</p> <p>②学習の中で ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合 小学校：70%以上、中学校：70%以上 かつ全国平均以上</p> <p>③前年度に、教員が大型提示装置などの ICT 機器を活用した授業を、日常的に行っている学校の割合 小学校：60%以上、中学校：60%以上 かつ全国平均以上</p>	<p>KPI の状況 (R3末)</p> <p>① 17.3%</p> <p>② 小：68.9% (66.1%) 中：65.8% (60.4%)</p> <p>③ 小：49.7% (53.8%) 中：58.1% (58.3%) ※（ ）内は全国平均</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●学習者用デジタル教科書の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習者用デジタル教科書を効果的に活用した取組を収集し、好事例を発信する。 	<p>◆デジタル教科書の活用に関する好事例の収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好事例を教職員ポータルサイトに掲載 	
<p>●指導者用デジタル教科書の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙の教科書とデジタル教科書を効果的に組み合わせた授業を推進する。 	<p>◆教育事務所及び小中学校課指導主事が、授業改善に向けた指導・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導の際に、効果的な活用場面や方法について指導・助言 		

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1-(1) 先端技術を活用した個別最適学習の充実	事業 No,	75
		担当課	高等学校課
概要	生徒一人一人のつまずきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、高等学校における1人1台タブレット端末やデジタル教材を効果的に活用した授業改善を進める。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての県立高等学校において、個々の学習状況や理解度に応じて、ICT を活用した個別最適な学習が実践されている。</p> <p>・授業でICT を効果的に活用している教員の割合：100% (R2：66.7% R3：76.4%)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□ICT 教育を実践していくための1人1台タブレット端末の整備が完了した。</p> <p>□AI 教育推進事業拠点校を中心に、授業や家庭学習でのICT を活用した個別学習プログラムの研究が進み、報告会では多くの学校、教員に研究成果等を共有することができた。</p> <p>□各学校において、ICT を授業で活用する基本スキルを習得した教員の育成を進めることができた。</p> <p>■ICT 機器やAI ドリル等の利用は、教科や授業の場面によって限界がある。</p> <p>■ICT 機器やAI ドリル等の効果的な利用を行うための教員の指導力が不十分である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・授業でICT を効果的に活用している教員の割合：80%	KPI の状況 (R3末)	
		76%	
実施 内容	<p>内 容</p> <p>●教職員の指導力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 教育を推進していくためにR2～3年度に実施したAI 教育推進事業の拠点校(安芸、嶺北、高知小津、佐川、窪川、清水)の取組事例の周知を行う。 ・外部講師、ICT 支援員などの外部人材を活用した校内研修及び活用支援等を通して、教職員がICT を効果的に活用するための指導力向上を図る。 	<p>具体的な取組 (R4～5年度)</p> <p>◆研究成果の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを活用して、AI 教育推進事業の拠点校(安芸、嶺北、高知小津、佐川、窪川、清水)の研究成果を全学校に共有 <p>◆ICT 支援員の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT の活用や教材作成等の支援 ・ICT を活用した指導力強化に向けた校内研修 <p>◆外部講師による研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なICT 活用の知識、技能の習得に向けた研修 	
	<p>●ICT を活用した個別最適化学習の実践・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践校において、1人1台タブレット端末及び民間業者のAI ドリルなどのシステムを活用して、生徒個々の学習状況に応じた教材を提供し、その成果を検証する。 	<p>◆個別最適化学習の実践・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践校：18校 ・民間企業のAI ドリル(英・国・数等)を活用した個別最適化学習の実践・検証 ・民間企業のオンライン辞書機能などを活用した個別最適化学習の実践・検証 ・研究成果を全学校に共有 	
	<p>●教育システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 教育の効果を引き出すための教育システムを整備する。 	<p>◆教育システムの整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援プラットフォーム「高知家まなびぼこ」やGoogle クラブルームなどの整備及び活用促進 	

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1-(1) 教員のICT活用指導力の向上	事業 No,	76
		担当課	教育センター・小中学校課 高等学校課・ 特別支援教育課・教育政策課

概要	ICT を活用した学習指導の充実を図るため、幅広い教員を対象とした指定研修の実施、情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員の計画的養成、教員同士の学び合いや校内研修等の取組を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○教員が、児童生徒の情報活用能力を育むために、ICT を効果的に活用した授業実践ができるようになる。</p> <p>・教員のICT活用指導力の状況 項目A～Dにおいて、肯定的回答(4件法)をした公立学校の教員の割合(平均):90%以上(R2:81.0%(全国:78.2%))</p> <p>※学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)</p> <p>A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力 B 授業にICTを活用して指導する能力 C 児童生徒のICT活用を指導する能力 D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□児童生徒がICTを使用する授業を週1回以上行った若年前期・中堅期の教員が半数を超えた。</p> <p>若年前期・中堅期の教員を対象としたアンケート「あなたは、児童生徒がコンピュータなどのICT機器を使用した授業をどの程度行いましたか」における回答の割合 「ほぼ毎日」:R2:5.9%→R3:20.0% 「ほぼ毎日」または「週1回以上」:R2:20.4%→R3:55.5%</p> <p>■ICTを活用した学習者中心の授業実践が十分ではなく、授業デザインの設計が課題である。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・教員のICT活用指導力の状況 国調査の項目A～Dにおいて、肯定的回答をした公立学校の教員の割合(平均):全国平均+5%以上 (R2全国:A 86.3%、B 70.2%、C 72.9%、D 83.3%)	KPIの状況(R3末)	
		A 89.0%、B 74.0% C 76.3%、D 84.8% (R2)	

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●「ICT活用指導力向上研修プログラム」を中心とした研修の充実(教育センター)</p> <p>・授業で効果的なICT活用ができるよう、年次研修において体系的な研修プログラムを実施する。</p> <p>また、教員が最先端の教材の活用方法や指導方法について体験的に学ぶことができるよう、ICT活用指導力を高める機会を確保する。</p>	<p>◆研修プログラムに基づいた研修の実施</p> <p>・初任者、2年、3年経験者:ICT活用指導力の自己チェックに基づくオンデマンド研修</p> <p>・7年経験者:ICTを活用した探究的な授業デザインについてのライブ配信研修</p> <p>・中堅教諭を含む全ての年次研修において、ICTを活用した研究協議等の実施</p> <p>◆ICT活用フォーラムの開催</p> <p>・全教員を対象に、対面とオンラインによるフォーラムの実施(10月)</p>
	<p>●情報教育推進リーダーの養成(小中学校課)</p> <p>・小学校におけるICTを活用した授業等の推進及び充実を図るために、民間企業の講師を活用し、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員を計画的に養成する。</p>	<p>◆情報教育推進リーダー養成プログラムの実施【R4】</p> <p>・12名程度養成、集合研修5回(4、6、8、12、2月)</p> <p>・授業実践研修:1学期2回、2学期2回</p> <p>・「高知県ICTハンドブック」の実践事例を増強し、教職員ポータルサイトに掲載</p> <p>◆情報教育推進リーダーへのフォローアップ研修:27回</p> <p>・授業づくり講座への参加:1人1回</p>
	<p>●ICT活用研修(高等学校課)</p> <p>・1人1台タブレット端末の効果的な活用を目的に、協働学習支援ツール等の具体的活用方法を身につけるための操作実習を行う。</p>	<p>◆民間教育事業者等と連携した研修の実施</p> <p>・Google for Education Kickstart Programのコア研修とアドバンス研修を、全教職員(希望者)に対し2セット実施:前期1セット、後期1セット</p>
	<p>●特別支援学校間の組織的な連携強化(特別支援教育課)</p> <p>・各校にICT活用の中核になる人材を確保し、組織的に情報共有を実施する。</p>	<p>◆ICT推進リーダーの指名:各校1名以上</p> <p>◆情報共有会の開催:年間3回以上</p> <p>・国公立特別支援学校15校の推進リーダーが参加し、各校におけるICT活用事例等の情報共有</p>
	<p>●授業における効果的なICTの活用・研究及び普及(小中学校課)</p>	<p>◆授業づくり講座の実施</p> <p>・拠点校43校における受講者参加型の教材研究会及び授業研究会実施(年間各2回)</p> <p>・ICTを効果的に活用した授業の公開及び実践事例を教職員ポータルサイトに掲載(随時)</p>
	<p>●各学校の校内研修等の充実(教育政策課)</p> <p>・各学校の情報教育担当者向けにICT活用に関する研究会や資料提供を行う。</p> <p>・各学校の校内研修を推進する。</p>	<p>◆校内研修の実施等に向けた支援</p> <p>・学校経営計画へのICT関連項目の明記</p> <p>・情報教育担当者会の開催:年3回実施</p> <p>・各学校からの要請に応じて校内研修等の取組を支援</p>

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1-(2) 学校のICT環境整備 (GIGAスクール構想の実現)	事業No,	77
		担当課	教育政策課
概要	ICTを活用した効果的な授業実践や、AI等の先端技術を活用した個別最適化学習の推進など、次世代型のICT教育に対応するため、県立学校におけるPC端末の整備を進めるとともに、普通教室及び特別教室において高速かつ大容量のネットワーク通信が可能な学習環境を整備する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」に沿って、県立学校において1人1台タブレット端末が整備され、学習支援プラットフォーム等で提供するデジタル教材をどの教室でも日常的に活用できる通信ネットワーク環境が整っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校における1人1台タブレット端末の整備 R3：全県立高等学校（高等部）に1人1台タブレット端末導入完了 ・県立中学校及び県立特別支援学校（小・中学部）における1人1台タブレット端末の整備（R2完了） ・普通教室及び特別教室の無線LAN整備（R2完了：移転校及び統合校を除く） 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□県立学校における1人1台タブレット端末の整備が完了するとともに、これらの端末がインターネットにアクセスするためのネットワーク整備が完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ■現行の教育ネットワークの保守期限であるR5年度に向けて、より効果的・効率的な仕組みにするための設計が必要である。 ■1人1台タブレット端末の効果的な活用を促進するため、ヘルプデスク機能の強化が必要である。 ■県や市町村が実施する調査業務の効率化に向けたICT環境の整備が必要である。 		
単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ネットワーク再構築の設計 ・GIGAスクール運営支援センターの整備 ・アンケートシステムの整備 	KPIの状況 (R3末)	
		<p>—</p> <p>(R4新規KPI)</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的な情報通信基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・現行の教育ネットワークの保守期限であるR5年度に向けて、1人1台タブレット端末等を活用した学習がトラブルなく日常的に実践できるよう、ネットワークの再編を含めた効果的・効率的な情報通信基盤の整備について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関との調整（～3月） <ul style="list-style-type: none"> ・庁内（旅費システム、セキュリティクラウドなど） ・市町村（教育ネットワークなど） ◆予算化に向けた仕様の検討（～10月） <ul style="list-style-type: none"> ・業者ヒアリング ・使用の検討・作成 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●GIGAスクール運営支援センターの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台タブレット端末等の効果的な活用を促進するため、各学校や家庭からの問合せに対応するヘルプデスク機能を持った「GIGAスクール運営支援センター」を開設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆GIGAスクール運営支援センターの開設・運用 <ul style="list-style-type: none"> ・開設（6月） ・運用（～3月） ◆R5年度の運用に向けた準備 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に向けた要望・新規参加希望調査（～10月） ・仕様の調整・予算化（～2月） 	
<ul style="list-style-type: none"> ●アンケートシステムの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村単位・学校単位・学年単位等で段階的に回答を集計・分析できるアンケートシステムを整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆システム開発 <ul style="list-style-type: none"> ・システムの設計・開発（～3月） 		

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1-(2) 情報通信技術支援員（ICT支援員）等の確保促進及び資質向上	事業 No,	78
		担当課	教育政策課

概要	ICT 支援員等を必要とする市町村のニーズを把握し、スキルアップに向けた研修や人材確保等の支援を行うことで、学校現場における ICT の積極的な利活用を推進する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○各市町村において、教育分野の ICT に関する専門知識と経験を有した ICT 支援員等が配置され、1 人 1 台タブレット端末や学習支援プラットフォーム等のデジタル技術を活用した「学校の新しい学習スタイル」へのサポートが実践されている。</p> <p>・文部科学省「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」に示されている ICT 支援員の配置目標水準（4 校に 1 人配置）を達成している市町村の割合：100%（R3：49%）</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3 末)	<p>□ICT 支援員等のスキルアップ研修により、学校現場をサポートする知識やノウハウの習得につながっている。また、関係する団体や大学等に対して ICT 支援員の業務の説明や就労の向けての条件調整等を実施し、人材確保に向けた情報の周知ができた。</p> <p>■R4 年度から 1 人 1 台タブレット端末が導入される県立学校に配置する支援員や、市町村立学校において新たに配置される支援員等の資質向上が必要である。</p> <p>■市町村によっては、ICT 支援員の人材確保が困難な状況が継続しており、人材を確保しやすい仕組みを整備する必要がある。</p>
----------------------------	--

単年度の KPI (R4 年度)	・ ICT 支援員の配置目標水準（4 校に 1 人配置）を達成している市町村（学校組合含む）の割合：71%（25/35 市町村等）	KPI の状況 (R3 末)
		51%（18/35 市町村等）

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5 年度)
		<p>●ICT 支援員等の資質向上への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校を支援する人材として必要な技術力や子どもとの関わり方など、学校現場での活動に関するスキルアップを支援する。
	<p>●ICT 支援員の確保に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が人材を確保しやすい仕組みの構築を図る。 	<p>◆関係組織と連携した仕組みづくり（～2 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業や団体、大学への協力要請 ・協力要請を得た情報を市町村と共有 ・県の移住施策との連携 ・県が支援する NPO 法人ウェブサイトにて人材登録

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1-(2) 校務支援システムの導入・活用促進	事業 No,	79
		担当課	教育政策課

概要	全ての公立小・中・高等・特別支援学校に共通の校務支援システムを導入し、教職員の出欠管理・成績管理・保健情報管理等の事務的業務に伴う負担軽減と効率化を図り、児童生徒と向き合う時間を創出する。また、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引継ぎなど、教育の質の向上に向けたシステムの活用を促進することにより、各学校における学習指導や生徒指導の一層の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○システムの導入により全公立学校の教職員の業務負担の軽減が図られるとともに、校内での学習指導や生徒指導への有効な活用に加え、校種間及び学校間での児童生徒情報の確実な共有が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校及び市町村立学校における共通の校務支援システムの整備率：100%（統廃合校を除く） （R3 市立及び県立特別支援学校：100%） ・統合型校務支援システムを日常的に活用している教員の割合 システムへのアクセス権限を持つ教員のログイン率：80%以上
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□特別支援学校への導入により、事務機能、個別の支援・指導計画等の機能が実装され、教職員の業務負担軽減となった。</p> <p>□県立学校では中高連携機能により、入試業務の負担軽減となった。</p> <p>□市町村立学校では、文書收受機能により文書の発出や保管など作業効率上がり、業務負担が軽減された。</p> <p>■業務のさらなる効率化に向けて機能を拡充する必要がある。</p> <p>■市町村立学校・特別支援学校の校務支援システムの設定・操作に不慣れな教員や新採教員に対し、継続的に習熟のための研修を実施し、システムの活用を促進する必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>・システムへのアクセス権限を持つ教員のログイン率 ※平日にグループウェア機能にログインした割合（年間平均）</p> <p>①管理職・学校事務：85%以上</p> <p>②教員：80%以上</p>	KPIの状況 (R3末)
		<p>市町村 ①管理職・学校事務：82.5%</p> <p>②教員：62.6%</p> <p>県立 ①管理職・学校事務：81.1%</p> <p>②教員：86.0%</p> <p>※R3.4月～R4.2月の平均</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●県立学校校務支援システムの機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の業務負担の軽減となる機能の充実を図る。 ・システムの活用を促進するため、新採職員等への研修を行う。 	<p>◆県立学校校務支援システムの機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における観点別評価の機能導入（～3月） ・特別支援学校における児童生徒の授業時間数集計管理機能の導入（～3月） ・文書收受機能の導入（～3月） <p>◆システム運用に伴う操作研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人カルテ機能操作・運用研修（4月） ・中学校進路担当者研修（11月） ・県立学校入試担当研修（11月）
	<p>●市町村立学校における校務支援システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの効果的な活用を図るため、全小・中学校の新任担当者等への操作研修等を実施し、日常的なシステム活用の定着を促す。 	<p>◆日常的な活用が低迷する学校等への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な活用（ログイン率）が低い学校の設置者に対し、教員のシステムへのログイン状況等を定期的に報告（7、10、2月） <p>◆各ブロック別操作研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任管理職研修（4月） ・中学校進路担当者研修（11月） ・オンラインを活用した補助研修：随時

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策2-(1) プログラミング教育における授業力向上	事業 No,	80
		担当課	小中学校課・教育センター 高等学校課

概要	小学校における情報教育の推進を担う中核教員の育成により、効果的なプログラミング教育の質の向上を図る。また、中学校技術分野担当教員や高等学校情報科担当教員への研修等を通して、プログラミングに係る指導力を強化し、系統的なプログラミング教育の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○プログラミングに対する教員の理解が促進され、全ての学校においてプログラミング教育の授業づくりが進み、各学校での効果的な実践が普及する。 ・「高知県 ICT 活用ハンドブック」に掲げた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した小学校の割合：100% (R2：60.6% R3：100%) ・効果的にプログラミング教育を実践した情報科担当教員の割合：100%
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	□情報教育推進リーダーの授業における ICT 活用能力が向上した。 (5月：2.9/5ポイント→2月：3.5/5ポイント) ※教員の ICT 活用指導力チェックリスト(文部科学省) ■情報教育推進リーダー在籍校(小学校27校)であっても、授業における ICT 活用頻度が少ない状況にあり、本事業の成果の普及が十分でない。 (他の友だちと意見交換したり、調べたりするために ICT 機器を週1回以上使用している県内児童の割合4年生53.8%、5年生49.5%) ■高等学校の情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」が新設されたことに伴い、小学校からの教育を踏まえながら、系統的にプログラミング等の学習を進める必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	①「高知県 ICT 活用ハンドブック」に掲げた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した小学校の割合：100% ②効果的にプログラミング教育を実践した情報科担当教員の割合：100%	KPI の状況 (R3末)
		① 100% ② - (R4新規KPI)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	●情報教育推進リーダーの養成(小中学校課) ・小学校における ICT を活用した授業やプログラミング教育の推進及び充実を図るために、民間企業の講師を活用し、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員を計画的に養成する。 ・リーダー認定後は、活動指針に基づき、ICT の活用及びプログラミング教育の普及に努める。	◆情報教育推進リーダー養成プログラムの実施【R4】 ・12名程度養成、集合研修5回(4、6、8、12、2月) ・授業実践研修：1学期2回、2学期2回 ・「高知県 ICT ハンドブック」の実践事例を増強し、教職員ポータルサイトに掲載 ◆情報教育推進リーダー認定者へのフォローアップ研修 ・授業づくり講座への参加 ◆情報教育推進リーダー活動指針に基づく、ICT の活用及びプログラミング教育の普及
	●教科研修及び免許教科外の教科教授担任講習会(技術分野)(教育センター) ・年次研修の受講者や免許教科外教員を対象に、学習指導要領の趣旨を踏まえたプログラミングに関する指導ができるよう研修を実施し、技術分野担当教員の指導力の向上を図る。	◆学習指導要領の趣旨及び指導内容に関する研修 ・年次研修における教科研修 各年次1回(4～6月) ・免許教科外の教科教授担任講習会1回(6月) ・教育研究会と連携した研修1回(1月)
	●情報科教育研修(高等学校課) ・教科「情報」の指導のポイント等を理解し、プログラミングやシミュレーションについて演習を行い、新教育課程の適切な実施ができるように、担当教員の資質向上と指導力の強化を図る。	◆情報科教育研修の開催 ・教科「情報」を指導する教員を対象としたしつ皆研修(10、11月) ・プログラミングやシミュレーション教材を学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」に公開
	●高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実(高等学校課) ・研究指定校(高知追手前高校)と高知工科大学による学習内容の協議、教育課程の編成	◆高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実 ・研究指定校(高知追手前高等学校)と高知工科大学による連携事業(講座Ⅰ・Ⅱ) ・講座Ⅰ(①デジタル社会について、②情報デザイン、③シミュレーション)1年生対象：9時間 ・講座Ⅱ(①データベース演習、②データ分析演習)2年生対象：6時間【R5】

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策2-(2) 高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	事業 No,	81
		担当課	高等学校課

概要	高度なデジタル技術を活用し、AIやデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向け、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できる環境を整備する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○生徒が、次世代に対応した資質や能力を身につけ、AIやデータサイエンス分野で活躍できるよう高大連携した教育システムが構築されている。</p> <p>R2：大学との協議、目標の設定</p> <p>R3：具体的な学習内容を協議、教育課程（高等学校）の編成</p> <p>R4：新教育課程での実践</p> <p>R5：全校で教育プログラムを活用：100%</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□データサイエンス分野など、次世代に対応した資質や能力について、大学と連携した教育システムを検討し、具体的な連携内容、教育プログラムを策定した。</p> <p>■教育プログラムの検証が必要である。(必要な資質・能力等についての学習評価)</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> 研究指定校（高知追手前高校）を設置 新教科「情報」について、高知工科大学と連携した教育プログラムを実践：9時間 	KPIの状況 (R3末)
		教育プログラムの完成

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		<ul style="list-style-type: none"> ●大学との協議、目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> 身につけさせたい力を明確にするため、学習評価の在り方を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な学習内容を協議 <ul style="list-style-type: none"> デジタル社会に対応した教育システムを構築するために、新学習指導要領「情報Ⅰ」で新しく導入される指導項目や専門的な分野に関して、高知工科大学が協力・支援できる教育内容について協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校、大学との連携・実践 <ul style="list-style-type: none"> 研究指定校での講座Ⅰ・Ⅱの実施：年2回 講座Ⅰ（①デジタル社会について、②情報デザイン、③シミュレーション）1年生対象：9時間 講座Ⅱ（①データベース演習、②データ分析演習）2年生対象：6時間【R5】 大学入試共通テスト（R7）に向けての対策
	<ul style="list-style-type: none"> ●教育課程（高等学校）の編成 <ul style="list-style-type: none"> 高知追手前高校での「情報Ⅰ」に関する教育課程及び年間指導計画（R4）を作成するために、現行「社会と情報」と「情報Ⅰ」の指導項目内容を比較し、専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できる内容について整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆デジタル社会に対応した教育内容の研究 <ul style="list-style-type: none"> 研究指定校での授業を公開：年2回 県全体への広がりを図るために教材の共有化 身につけさせたい力、学習評価の在り方について検証
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知工科大学による講演の実施 <ul style="list-style-type: none"> デジタル社会に対応した教育の実践ができるよう、最先端技術等について高知工科大学による講演やプログラミング実習等の情報科教育研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教員の指導力向上 <ul style="list-style-type: none"> 高知工科大学と連携した情報科教育研修（10、11月） デジタル社会に対応した教育を実践できる教員の育成

事業 名称	基本方針Ⅳ 対策1-(1) 中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	事業 No,	82
		担当課	小中学校課
概要	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを目指す市町村教育委員会に対して支援を行うことで、学校と地域との連携・協働により「チーム学校」として教育活動を充実させるとともに、社会に開かれた教育課程の実現を目指す。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、魅力と特色ある学校づくりを推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動に参加している学校の割合（肯定的な回答をした割合） 指定校：100%〔R2：66.7% R3：84.0%（89.7%）〕 ・地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 指定校：40%以上 かつ全国平均以上〔R2：38.2% R3：25.1%（15.2%）〕※（ ）内は全国平均 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□指定校において、生活科・総合的な学習の時間を柱とした9年間の学びをつなげるための体制づくりが整備されてきた。</p> <p>■全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、総合的な学習の時間に探究の過程を意識した授業を行っている学校の割合が全国より低くなっており、指定校の実践を通して具体的に指導の在り方を発信・普及していく必要がある。（全国：32.8% 県：32.3% 指定校：44.2%）</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>①保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動に参加している学校の割合（肯定的な回答をした割合） 指定校：90%以上 かつ全国平均以上</p> <p>②地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 指定校：40%以上 かつ全国平均以上</p>	KPIの状況 (R3末)	
		<p>① 84.0%（89.7%）</p> <p>② 25.1%（15.2%） ※（ ）内は全国平均</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●指定地域及び指定校への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や、特色ある学校づくり及び教育課程の編成など、体制整備への支援を行う。 ・生活科・総合的な学習の時間を柱とした9年間のカリキュラムを作成し、特色ある教育課程の編成及び実施に向けた支援を行う。 	<p>◆指定地域及び指定校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間：2年 ※指定終了後は、各市町村が主体となって取組を推進 6市町村（小学校7校・中学校6校）〔R3～4〕 6市町村（小学校7校・中学校6校）〔R4～5〕 ・取組、成果を県ホームページ等で発信 ◆専任アドバイザー（1名）による学校支援訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・1地域当たり訪問回数：指定1年目の地域 5回程度 指定2年目の地域 3回程度 ◆連絡協議会の開催：年4回 <ul style="list-style-type: none"> ・参加対象：指定校管理職、推進担当教員 等 ・生活科・総合的な学習の時間を柱とした9年間のカリキュラムの改善 ◆先進校視察研修 <ul style="list-style-type: none"> ・参加対象：指定校管理職、推進担当教員 等 ・生活科・総合的な学習の時間の授業の質の向上 ・コミュニティ・スクールの導入及び活性化 	

事業 名称	基本方針Ⅳ 対策 1- (2) 施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	事業 No,	83
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を推進する。また、山田高等学校の学科改編に伴う教室改修等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合する学校の施設について、現在の安芸桜ヶ丘高等学校の敷地に整備する。（本校舎・体育館新築・実習棟等改修） ・清水高等学校を土佐清水市内の高台に移転し、新たな校舎を整備する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校とを統合した学校を R5 年 4 月に開校するとともに、清水高等学校を R5 年度をめどに移転する。 ○山田高等学校では、R2 年 4 月の学科改編に伴い、教室改修等の教育環境の充実を図る。（R2 完了）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □（新）安芸中学校・高等学校の実習棟改修工事を 6 月に着手、校舎棟新築等工事を 12 月に着手した。 □清水高等学校の新校舎等基本設計を 10 月に完了し、12 月に実施設計に着手した。 ■（新）安芸中学校・高等学校については、R5 年度末の完成に向け各工事の進捗管理を徹底するとともに、工事内容の変更等に迅速に対応する必要がある。 ■清水高等学校の高台移転については、設計委託業者や関係課、関係者と緊密に連携し、地域の理解を得ながら、高台移転の取組を着実に進めていく必要がある。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ①（新）安芸中学校・高等学校既存校舎改修工事の完了（R4.5月） ②清水高等学校新校舎等実施設計の完了及び新校舎等工事の着手 	KPI の状況 (R3末)
		<ul style="list-style-type: none"> ①改修工事 R3.6月着手 ②実施設計 R3.12月着手

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合する学校の施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・R5 年 4 月に統合する学校の施設整備を着実に推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存校舎改修工事及び校舎等新築等工事の着実な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・安芸桜ヶ丘高等学校、建築課、工事業者等と定例会を実施し、進捗状況等を把握：月 1 回 ・既存校舎改修工事（目標：R4.5月完了） ・新校舎等工事（目標：R6.3月完了） （R5.4月（新）安芸中学校・高等学校の開校）
	<ul style="list-style-type: none"> ●清水高等学校の高台移転 <ul style="list-style-type: none"> ・早期高台移転完了に向け、新校舎等の整備に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆実施設計の進捗管理及び新校舎等工事の着手 <ul style="list-style-type: none"> ・清水高等学校、建築課、工事業者等と定例会を実施し、進捗状況を把握：月 1 回 ・実施設計（目標：R4.7月完了） ・一部先行工事及び造成工事（目標：R4.11月完了） ・新校舎等工事（目標：R5.1月着手）

事業 名称	基本方針Ⅳ 対策1-(2) 高等学校の魅力化・情報発信の推進	事業No,	84
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>中山間地域の高等学校の魅力化に向けて、次の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元市町村や企業と連携した探究学習や課題研究など学習内容の充実 ・優秀な指導者の招へいや練習環境の充実などによる部活動の充実・強化 ・学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信 ・市町村が行う中山間地域の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組への支援 <p>※中山間地域の高等学校：県立高等学校再編振興計画において定めた10校（本校8校、分校2校）。</p>
----	---

到達 目標 <small>めざす姿 (R5末)</small>	<p>○中山間地域の高等学校が、ICTの活用等による学習環境の充実、地元市町村や地元中学校とのさらなる連携向上などにより魅力化が図られ、地域内外から入学を希望される学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の高等学校のうち、R1年度と比較して入学者数が増加した学校数：10校中10校（R2：10校中0校 R3：10校中2校） ・中山間地域の高等学校のうち、地元中学校からの入学者数の割合がR1年度と比較して増加した学校数：10校中10校（R2：10校中4校 R3：10校中3校）
---	---

取組の 成果と 課題 <small>(R3末)</small>	<p>□教育センターを拠点とする遠隔授業等により中山間地域の高等学校でも生徒のニーズに応じた進路実現を図ることができる学習環境を整えられた。また、学校の魅力を全国に発信することにより、県外からの入学者数も増加している。（R2：10名→R3：21名）</p> <p>□教育振興施設整備事業費交付金を活用して、梶原町及び本山町（土佐町との共同事業）が各々の地域の教育力向上や活性化を目的として整備していた交流支援センターが完成した。</p> <p>■中山間地域の高等学校においては、人口減少に伴い中学校卒業生数も減少していく中、地元中学校からの生徒確保に向けた取組とともに、教育の質を向上させていく必要がある。</p>
--	---

単年度の KPI <small>(R4年度)</small>	<p>①中山間地域の高等学校のうち、R1年度と比較して入学者数が増加した学校数：10校中5校</p> <p>②中山間地域の高等学校のうち、地元中学校からの入学者数の割合がR1年度と比較して増加した学校数：10校中5校</p> <p>③地域みらい留学を活用し、県外から県立高等学校へ入学した生徒数：25名</p>	KPIの状況 (R3末)
		<p>① 10校中2校</p> <p>② 10校中3校</p> <p>③ 21名</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●中山間地域の高等学校の振興に向けた具体的計画の策定・実施支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元市町村などと連携して学校の振興に向けた事業実施を支援する。 ・行政や地域と学校が連携・協働を強化し、高等学校の魅力化を図る。 ・地域が一体となって子どもを育てる教育環境を整えることにより、地域の次世代を担う人材育成を推進する。 	<p>◆中山間地域の高等学校の振興に向けた具体的計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的計画を策定した中山間地域等の高等学校数 目標 R4：10校→R5：10校 <p>◆魅力化アドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力化アドバイザーによる助言・支援 目標 支援校 R4：5校→R5：7校
	<p>●小規模校の入学者数の増加を目指し、学校の魅力を全国に発信する事業を支援し、県外からの入学者数の増加につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域教育魅力化プラットフォーム主催の「地域みらい留学フェスタ」への参加を支援する。 	<p>◆小規模校の魅力を全国に発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域みらい留学への参加校 目標 R4：5校→R5：6校
	<p>●国の指定事業などの活用に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」など学習内容、学習環境の充実や学校の魅力化につながる国の指定事業等の採択や事業実施にあたって学校への支援を行う。 	<p>◆「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」など国の指定事業の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携・協働し、防災教育を核とする地域の防災・現在の視点を取り入れた教育カリキュラムの開発（大方高等学校） ・開発した地域の教育資源であるジオパークを題材とした教育プログラムの実践（室戸高等学校）

事業 名称	基本方針Ⅳ 対策1-(2) 県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	事業 No,	85
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づき、高知南中・高等学校と高知西高等学校との統合完了に向け、高知国際中・高等学校等における取組を推進するとともに、須崎総合高等学校の施設整備等を推進する。</p> <p>高知国際中・高等学校の国際バカロレア認定に向けた取組や、R3年度の高知国際高等学校開校に向けた取組を推進するとともに、国際バカロレア教育や学校への理解を促すため、積極的な広報に取り組む。</p> <p>須崎工業高等学校と須崎高等学校を統合し開校した須崎総合高等学校において、一部残っている施設整備工事等について着実に推進する。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○R5年度における高知国際中・高等学校の円滑な運営による統合完了：R5.4月</p> <p>○須崎総合高等学校における施設整備工事等（校内舗装等工事）の完了：R4.9月</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□4月に高知国際高等学校が開校し、11月より、国際バカロレア教育 DP（高等学校段階のプログラム）がスタートできた。</p> <p>■高知南中・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中・高等学校において、統合に向けて各校の連携や情報共有が必要である。</p> <p>■関係者、関係機関等と連携し、須崎総合高等学校の施設整備等（関連市道整備含む）を円滑に進める必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>①高知南中・高等学校と高知西高等学校の高知国際中・高等学校への円滑な継承（継承式の開催：R5.3月）</p> <p>②須崎総合高等学校における校内舗装等工事の完了：R4.9月</p>	KPIの状況 (R3末)
		<p>① 合同校長会の開催:3回</p> <p>② 未着手</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●高知国際中・高等学校における教育内容の充実等に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年度卒業する1期生の進路実現に向けた教育内容の充実に取り組む。(R6.3月:高知国際高等学校第1期生卒業) ・R5年度卒業生のうちDPコース選択生徒全員がIB資格を取得できるよう、教員の指導力向上に取り組む。 	<p>◆教育内容の充実等に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際バカロレア機構主催の公式ワークショップへの教員派遣 ・大学の国際バカロレア教員養成コースへの派遣 ・先進校から講師を招へいた校内研修
	<p>●高知南中・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中・高等学校の連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知南中・高等学校及び高知西高等学校が最終学年となることから、高知国際中学校・高等学校へ円滑な継承ができるように、各校の連携を図る。 	<p>◆高知南中・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中・高等学校の連携促進【R4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル推進教育委員会等を通じた各校の連携促進 ・統合校合同校長会や副校長会を通じての情報共有統合完了 (R5.4月)
	<p>●須崎総合高等学校における施設整備工事等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内舗装等工事を推進する。 ・須崎市との連携による関連市道整備等に向けた取組を推進する。 	<p>◆須崎総合高等学校における施設整備工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内舗装等工事の実施 ・須崎市との連携による関連市道整備等の取組推進 ・須崎市との定期的な協議：月1回程度

事業 名称	基本方針Ⅳ 対策1-(3) 市町村教育委員会との連携・協働	事業 No,	86
		担当課	教育政策課
概要	県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や高知県市町村教育委員会連合会等との情報共有・協議のための機会を設ける。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○本県の教育の振興、様々な教育課題の解決に向けて、県と市町村の教育行政が目標や課題を共有し、方向性を合わせた取組を実施している。		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により、集合型での情報共有の機会が少なくなったものの、必要に応じた情報共有を行うことができている。 <input checked="" type="checkbox"/> 本県の教育課題や県・市町村の施策の実施状況等について、県教育委員会と市町村教育委員会との定期的な情報共有の機会を引き続き確保するとともに、課題に対し適時に連携・協働して対応するための協議等の機会を積極的に設ける必要がある。		
単年度の KPI (R4年度)	・県と市町村が方向性を合わせた情報共有を実施している。		KPI の状況 (R3末)
			連合会との情報共有：3回
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村教育委員会連合会等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の連合会や協議会等との定期的な情報共有・協議のための機会を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村教育長会議及び合同研修会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・年間8回(予定) 市町村教育長会議：1回 市町村教育委員会連合会研修会：3回 都市教育長協議会意見交換会：2回 市町村教育長会研修会：2回 	
<ul style="list-style-type: none"> ●教育課題に応じた連携・協働 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市との連携や、全市町村に共通するICT環境の整備など、時機を捉えた教育課題について協議を行い、目標の実現に向けて連携・協働した取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県・高知市 知事・市長及び教育長連携会議 <ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催(8月) ◆「GIGAスクール構想」の実現に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・県及び7市町村でのGIGAスクール運営支援センター(ヘルプデスク)を設置・運営 		

事業 名称	基本方針Ⅳ 対策1-(3) 教育版「地域アクションプラン」推進事業	事業 No,	87
		担当課	教育政策課
概要	<p>県の第2期教育大綱や第3期高知県教育振興基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方針などを踏まえ、教育課題の解決に向けて推進される各市町村の自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議したうえで、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行う。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県と市町村が教育施策に関する方針や課題等を共有し、両輪となって事業を実施することで、地域の子どもの実情に応じた取組が行われている。</p> <p>○市町村の施策マネジメント力がより一層向上し、実効性の高い事業が展開されている。</p> <p>・各市町村が実施する事業検証において目標を達成できた割合：100%（R2：100% R3：100%）</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部の取組をオンラインによる実施に切り替えるなど、「地域アクションプラン」推進事業における ICT の活用が進み、各市町村等においても事業内容を見直す契機となった。</p> <p>■事業を計画するに当たって、県の基本目標や各対策に定める指標の達成に向けた関連付けが十分でない事例も見られ、適切な指導・助言を行う必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・各市町村が実施する事業検証において目標を達成できた割合：100%	KPI の状況 (R3末)	
		100%	
実施 内容	<p>内 容</p> <p>●高知県地域教育振興支援事業費補助金</p> <p>・県の教育大綱や基本計画に定められた方向性を踏まえた取組のうち、下記の要件に該当する事業を補助対象とする。</p> <p><事業要件></p> <p>I チーム学校の推進</p> <p>II 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実</p> <p>III デジタル社会に向けた教育の推進</p>	<p>具体的な取組 (R4～5年度)</p> <p>◆市町村の自主的・主体的な取組の推進</p> <p>・事業を活用する市町村等 (34市町村、1学校組合、1団体)</p> <p>・主な取組</p> <p>I チーム学校の推進 R4：34市町村等</p> <p>II 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実 R4：15市町村等</p> <p>III デジタル社会に向けた教育の推進 R4：8市町村等</p>	
	<p>●市町村の進捗管理及び施策マネジメント力の向上のための支援</p> <p>・各教育事務所に配置した担当指導主事等による事業内容への積極的な指導・助言の実施により PDCA サイクルを確立する。</p>	<p>◆事業計画策定時に目標値 (KPI) を設定</p> <p>・ヒアリング時に確認</p> <p>◆各教育事務所の担当者による指導・助言のための事業ヒアリング</p> <p>・年2回 (8、11月)</p> <p>◆進捗管理表による学期ごとの自己検証の実施</p> <p>・年3回 (7、11、3月)</p>	

事業 名称	基本方針Ⅳ 対策2-(1) 地域学校協働活動推進事業	事業 No,	88
		担当課	生涯学習課

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の設置率（小・中学校）：R4までに100% （R2：94.1% 小学校171校、中学校100校、義務教育学校2校） （R3：95.7% 小学校172校、中学校96校、義務教育学校2校） ・「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した小・中学校の割合：100%（R2：68.3% R3：80.1%）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□地域学校協働本部の設置率はR2：94.1%からR3：95.7%に、「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した割合はR2：68.3%からR3：80.1%にと順調に進んでいる。</p> <p>■市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの確保・育成及びコーディネート機能の強化などが求められる。</p> <p>■各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①地域学校協働本部の設置率（小・中学校）：100% ②「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した小・中学校の割合：91%	KPIの状況（R3末）
		① 95.7% ② 80.1%

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
		<p>●地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域との一層の連携・協働やコミュニティ・スクールとの一体的な推進に向け、市町村や学校、地域の方などに地域学校協働本部の意義や取組等について、周知・啓発を行う。
	<p>●厳しい環境にある子どもたちの見守り体制の強化に向けた「高知県版地域学校協働本部」への展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の取組を、下記要件を満たす「高知県版地域学校協働本部」へと発展を図る。 <p>※「高知県版地域学校協働本部」の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①充実した地域学校協働活動の実施 ②学校と地域との定期的な協議の場の確保 ③民生・児童委員の参画による見守り体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生・児童委員との連携促進 <ul style="list-style-type: none"> ・参画要請と学校訪問等による参画状況の確認 ◆市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校において資源や特色を生かした協働活動を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県版地域学校協働本部認定校の取組等を参考とした各地域や学校での主体的な取組展開 ・取組状況調査の実施（7、8月） ◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 <ul style="list-style-type: none"> ・県全体の設置計画における、当該年度実施校に重点を置いた訪問活動等による市町村や学校への助言等個別支援

事業 名称	基本方針Ⅳ 対策2-(1) 新・放課後子ども総合プラン推進事業	事業 No,	89
		担当課	生涯学習課
概要	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学び場の充実を図るため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援する。また、家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率（小学校）：100%（R2：96.3% R3：97.3%） ○「放課後学びの場」において子どもたちが学ぶ力を身につけることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）：100%（R2：98.8% R3：99.1%） 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □児童クラブ又は子ども教室の設置率、学習支援の実施率は年々高まっている。 ■待機児童及び国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 ■各児童クラブや子ども教室によって活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識・技能の向上などが引き続き求められる。 		
単年度の KPI (R4年度)	①放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率（小学校）：97.3%以上 ②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）：100%	KPI の状況 (R3末)	
		① 97.3%	② 99.1%
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	●放課後児童クラブ・子ども教室の設置及び活動内容の充実 ・「新・放課後子ども総合プラン」を実施する市町村に対し財政的な支援を継続するとともに、放課後等における補充学習・体験活動の実施や学び場の充実を図る。	◆設置促進と活動内容の充実 ・市町村への運営補助 ・放課後補充学習（学校管理下）の取組と連携した一体的な実施 ・全市町村ヒアリング、取組状況調査の実施（8～10月） ・児童クラブ施設整備への助成	
	●人材育成、人材確保 ・放課後児童支援員認定資格研修など、活動に携わる方々が必要な専門知識を習得するための研修機会を確保・充実することで資質向上を図る。	◆放課後児童支援員認定資格研修の開催 ・4日間：年1回 ◆子育て支援員研修（放課後児童コース）の開催 ・2日間：年1回 ◆放課後児童支援員等の資質向上研修の開催及びオンデマンド配信 ・年10回程度	
	●厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備 ・家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも児童クラブを利用しやすくするために、補助金の活用や利用要件を満たす対象者への制度等の周知について市町村に働きかけを行う。	◆利用しやすい環境整備 ・利用料減免や開設時間延長等にかかる財政支援 ・児童クラブの利用要件を満たす対象者への声かけや補助 ・事業の活用を市町村に周知徹底	
●学び場人材バンクによる支援 ・人材紹介や、出前講座の実施による、多様な学びの機会の提供を通して、児童クラブ、子ども教室の活動を支援する。	◆学び場人材バンクの運営 ・関係者からの紹介や広報誌等を活用した、ボランティアなど地域人材の発掘・登録 ・出前講座の実施や人材育成等への支援		

事業 名称	基本方針Ⅳ 対策2-(2) P T A 活動振興事業	事業 No,	90
		担当課	生涯学習課

概要	学校、保護者、行政が協働して、地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区において PTA の研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTA の具体的な活動につなげる。また、保幼小中高 PTA の連携した取組が、多くの保護者の参画を得て活性化するように、PTA 活動を支援する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的な PTA 活動が推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA ・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上 (R1：75.4% R3：81.0% (代替研修)) ・ PTA ・教育行政研修会で学んだことを単位 PTA の取組につなげた割合：100% (R1：96.0% R3：82.0% (代替研修))
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3 末)	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は PTA ・教育行政研修会が全ての地区で中止となった。代替の研修機会として、県小中学校 PTA 連合会主催の「土佐の子育て交流会」の場で、県が推進する取組である「早寝早起き朝ごはん」をテーマとして、子どもたちの「睡眠」について意見交換・協議を実施し、子どもの基本的な生活習慣の重要性について啓発を行った。</p> <p>■参加者が興味・関心を持ち、家庭・学校・地域の課題に合った研修内容の検討が必要である。</p>
----------------------------	--

単年度の KPI (R4 年度)	・各地区 PTA ・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上	KPI の状況 (R3 末)
		81.0% (代替研修)

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<p>●PTA ・教育行政研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内7地区で、地域ごとの教育課題に応じたテーマを PTA や県・市町村教育関係者が意見交換し、地域での活動につなげていくための研修会を開催する。 	<p>◆PTA ・教育行政研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度県内7地区で順次開催 R4の開催予定 安芸地区 (5月) 香美・香南地区 (7月) 土長南国地区 (8月) 吾川地区 (7月) 高岡地区 (7月) 幡多地区 (6月) 高知地区 (2月) ・計画に掲げる指標の達成に向け、研修において、基本的な生活習慣の確立や良好な親子関係構築に向けた家庭内の会話の重要性について、啓発・情報発信 ・環境に係るチェックシートの活用等による家庭生活での環境教育の実践促進
	<p>●各教育事務所との検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者のアンケートを基に次年度の研修内容を検討し、PTA ・教育行政研修会の充実を図る。 	<p>◆各教育事務所と次年度の各地区 PTA ・教育行政研修会について検討会の開催 (12～1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートに基づいた改善点の分析 (12月) ・県小中学校 PTA 連合会の役員と次年度のテーマに向けた協議 (1月)
	<p>●高知県小中学校 PTA 連合会との教育研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの声を直接聞くことにより学校、家庭、教育行政の連携強化を図る。 	<p>◆高知県小中学校 PTA 連合会と高知県教育委員会事務局の教育研修会の開催 (2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に係る内容をテーマに取り入れ、家庭・地域での取組を促進

事業 名称	基本方針Ⅳ 対策2-(2) 家庭教育支援基盤形成事業	事業 No,	91
		担当課	生涯学習課

概要	<p>保護者を対象とした子育て講座をはじめとする市町村が行う家庭教育支援の取組の充実・強化を図る。</p> <p>また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣する。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上している。</p> <p>○多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的な生活習慣が確立されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児（4～5歳）と小・中学生の生活リズム名人認定率：50%以上 〔R2：43.7% R4.3月末：39.9%〕 ・「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合：85%以上かつ全国平均以上 〔R1 小学校：81.1%（81.4%）、中学校：79.6%（78.0%）〕 〔R3 小学校：81.0%（81.2%）、中学校：80.5%（79.8%）〕 ※（ ）内は全国平均 〔「している」、「どちらかといえばしている」と回答した割合〕 ・「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合：95%以上かつ全国平均以上 〔R1 小学校：90.3%（91.6%）、中学校：92.8%（92.8%）〕 〔R3 小学校：89.6%（90.4%）、中学校：92.9%（92.7%）〕 ※（ ）内は全国平均 〔「している」、「どちらかといえばしている」と回答した割合〕
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□家庭教育支援基盤形成事業未実施の市町村へ事業説明を行ったことにより、2町が新たに事業を行うことになった。</p> <p>■より多くの地域に取組を広げていくためには、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していくことが必要である。</p> <p>■全ての家庭がよりよい生活習慣を確立するために、継続的な啓発や研修等の取組が必要である。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	①未就学児（4～5歳）と小・中学生の生活リズム名人認定率：45%以上	KPIの状況 (R3末)
	②「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合：82%以上	
	③「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合：92%以上	① 39.9% (R4.3月末)
		② 小 81.0% 中 80.5%
		③ 小 89.6% 中 92.9%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<p>●市町村の家庭教育支援の取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての家庭がよりよい生活習慣を確立するために、保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を推進する。 	<p>◆家庭教育支援への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20市町村【R4】 ：うち家庭教育支援チーム※6市町 6チーム ※地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりする支援チーム
	<p>●「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域において「親の育ちを応援する学習プログラム」を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域でプログラムの活用促進を図る。 	<p>◆認定ファシリテーター養成研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3日間 <p>◆保育園等へのファシリテーターの派遣</p> <p>◆各地区入門講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部、西部、中部地区で学習プログラムを体験する講座を実施：各地区1回
	<p>●早寝早起き朝ごはん県民運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「早寝早起き朝ごはんフォーラム」を開催し、よりよい生活習慣の啓発を図る。 ・基本的な生活習慣などの状況を親子で点検する「生活リズムチェックカード」の活用促進を通じて、よりよい生活習慣の定着を促す。 	<p>◆「生活リズムチェックカード」の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全保育所、幼稚園等の4～5歳児及び全小学生にチェックカードを配付 <p>◆「高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム 2022」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場とオンラインのハイブリッド開催

事業 名称	基本方針Ⅴ 対策1-(1) 園内研修支援事業	事業 No,	92
		担当課	幼保支援課
概要	県内のどこにおいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の周知を図りながら、各園が行う園内研修の取組を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した教育・保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合 : 100% (R2 : 74.2% R3 : 73.7%)		
取組の 成果と 課題 (R3末)	□ガイドライン等を活用し、園内における保育の振り返りや職員間の話し合い等、アドバイザーなどの園への訪問支援等で、保育の見直し・改善を行った園が増加した。 ■保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用方法等について引き続き周知していく必要がある。		
単年度の KPI (R4年度)	・ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合 : 80%以上	KPI の状況 (R3末)	
		73.7%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●園内研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・組織的・計画的な研修体制を確立し、園内研修のさらなる質の向上が図られるよう、幼保支援アドバイザー、幼保支援課指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆園内研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知・実施 内容例 保育を見合っでの研修、指導計画の充実、乳幼児保育のDVD視聴 等 ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣 : 130 回程度 (通年) 各園の研究テーマや課題に基づいた研修支援 ガイドラインを活用した研修支援 	
<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック別研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドル職員を育成するために、「ブロック別研修会」を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ブロック別研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた組織的な園内研修の実施に向けた研修支援 : 130 回程度 (通年) ・ブロック別研修会の開催 : 県内 13 ブロック 13 園 ・ブロック交流会の実施 (2月) 実践発表、園内研修実施の啓発、園内研修実施園 (26 園) の情報交流 		

事業 名称	基本方針Ⅴ 対策1-(1) 園評価支援事業	事業 No,	93
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、県教育委員会が作成した「園評価の手引き」を活用し、各園が行う園評価の取組を支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○園経営計画に基づく園評価が各園で実施され、質の高い教育・保育を目指した園運営の組織的・継続的な改善が進められている。</p> <p>・園評価の実施率 幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育所：100% (R2：幼保連携型認定こども園・幼稚園：100%、保育所：89.7%) (R3：幼保連携型認定こども園・幼稚園：100%、保育所：96.2%)</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□園評価に関する研修の実施や幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を実施したことにより園評価に取り組む保育所が増加した。</p> <p>■園評価への正しい理解に基づく実施と、よりよい実践に向けた評価のPDCAサイクルの確立を促す必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>・園評価の実施率 ①幼保連携型認定こども園・幼稚園：100% ②保育所：95%</p>	KPIの状況 (R3末)
		<p>① 100% ② 96.2%</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●園評価の手引き研修会の実施</p> <p>・各園の特性を生かした、園評価への正しい理解と地域における実践交流等を図るための研修会を実施する。</p>	<p>◆園評価の手引き研修会</p> <p>・教育センター研修において実施：年2回（9、12月）</p>
	<p>●評価計画等のPDCAサイクルに基づく園評価の実施に向けた支援</p> <p>・各園で組織的・計画的な教育・保育の実施や改善が行われるよう、個別による相談会等を実施する。</p>	<p>◆幼保支援アドバイザー等による相談支援・園内研修支援</p> <p>・市町村単位の相談会、個別相談会の実施（通年）</p>
	<p>●園評価等の実施状況の把握</p> <p>・園評価（学校評価）の実施状況調査を行い、各保育所等における園評価の実施を促す。</p>	<p>◆園評価等の実施状況調査（12月）</p> <p>・園評価等を実施していない園の状況把握による個別支援の実施</p>

事業 名称	基本方針V 対策1-(1) 保育者基本研修	事業No,	94
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、教育センターを中心に、保育者のキャリアアップ研修を実施する。また、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組む。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育者として専門性が高まり、基礎的な保育の実践力が身につけている。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合 研修受講率 新規採用保育者研修：80%以上 (R2：50.0% R3：47.0%) ○管理職がリーダーシップを発揮することにより、人材育成や園組織の改善が図られている。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合 研修受講率 主任・教頭等研修：80%以上 (R2：74.5% R3：75.8%) 所長・園長研修：80%以上 (R2：69.0% R3：75.1%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □所長・園長研修、主任・教頭等研修の受講率は年々上昇し、研修受講者が増加することにより、人材育成や園組織の改善につながった。また、受講者が研修内容に概ね満足できる研修となっていた。 ■研修代替の保育者が確保できないことや、複数の保育者を研修に参加させることが困難といったことから、新規採用保育者の研修への参加が十分でない。また、新型コロナウイルスの感染拡大のため、研修に参加することを差し控えた園もあった。 ■所長・園長研修、主任・教頭等研修の受講率は上昇しているが、十分な参加とはいえない。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講率 新規採用保育者研修：70%以上 主任・教頭等研修：80%以上 所長・園長研修：75%以上 	KPIの状況 (R3末)
		<ul style="list-style-type: none"> 新採：47.0% 主任・教頭等：75.8% 所長・園長：75.1%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		<ul style="list-style-type: none"> ●基本研修（新規採用保育者研修）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士・幼稚園教員・保育教諭として専門性を高め、基礎的な保育の実践力を身につけるための研修を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ●基本研修（主任・教頭等研修、所長・園長研修）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップを発揮し、園経営の責任者として、人材育成や組織改善などの経営的資質の能力を身につけるための研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理職ステージにおける研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ステージⅠ センター研修：3日（うち遠隔2日） ・ステージⅡ センター研修：2日（うち遠隔1日） ・人材育成や保護者対応に関する内容の充実 ◆「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・基本研修全般において、キャリアステージごとに活用 ・講義、グループ協議の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●研修実施に係る代替保育者の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・保育者が研修に参加しやすくするため、代替保育者の配置に対して支援するとともに、研修代替要員等として配置可能な子育て支援員を養成する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修代替保育者の配置に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度の活用について施設設置者への広報を実施 ◆子育て支援員を養成する研修の実施（5～8月） ◆子育て支援員等の資質向上のためのフォローアップ・現任研修の実施（2月）

事業 名称	基本方針Ⅴ 対策1-(1) 保育士等人材確保事業	事業 No,	95
		担当課	幼保支援課
概要	保育所の安定的な運営や、多様な保育サービスの実施に必要な保育士が確保できるよう、保育士再就職支援コーディネーターの配置や、保育士資格の取得を目指す学生に対する返還免除規定のある修学資金の貸付などの取組により、保育人材の確保を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○保育所等において、年度途中の入所や、障害児保育、延長保育等の多様な保育サービスの実施に必要な保育人材が確保できている。		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□保育所等において、年度途中の入所や、障害児保育、延長保育等の保育ニーズに対応するために必要な保育人材は一定数確保できた。</p> <p>■施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、0歳児などの途中入所児童の把握が難しいこと等の要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する正規職員を採用しづらい状況にある。</p> <p>■待機児童数は減少傾向にあるが、依然発生している状況である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	①福祉人材センターがマッチングし就職した保育士等の件数：20件以上 ②待機児童数：0人	KPIの状況 (R3末)	
		① 30件 (R4.2.1) (R2: 38件) ② 12人 (R2: 28人)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	●潜在保育士の就職支援 ・福祉人材センターに保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士の活用支援等を行う。	<p>◆保育士再就職支援コーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等での求人情報の把握 ・就職説明会等での求職者と施設のマッチング ・職場見学・体験のコーディネート等、潜在保育士向け就業前研修の企画・実施 <p>◆未就学児を持つ潜在保育士に対する保育料の一部貸付など利用実績の少ない貸付制度のさらなる周知</p>	
	●保育士を目指す学生への修学支援 ・指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に修学資金を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。	<p>◆保育士修学資金貸付の実施</p> <p>◆高等学校での保育職の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内高校の訪問の実施：15回 (5～3月) 	
●保育士等の離職防止 ・保育者の業務負担の軽減や保育職場の働き方改革などにより、保育士等の離職防止を図る。	<p>◆保育所等の経営者層を対象とした研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育現場の業務改善に関する研修の開催：年1回 (8月) 内容：働き方改革・業務改善等 		

事業 名称	基本方針V 対策1-(2) 保幼小連携・接続推進支援事業	事業No,	96
		担当課	幼保支援課

概要	各園で生まれた一人一人の子どもの生きる力の基礎を小学校へ円滑につなぐため、「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用し、各園・各小学校における接続期のカリキュラムの作成・実践・改善を支援する。あわせて、モデル地域における保幼小連携・接続の取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○就学前の教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率（それぞれ年3回以上実施） 連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2 保育所・幼稚園等：49.5%、小学校：55.7% R3 保育所・幼稚園等：59.5%、小学校：66.1%） 子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2 保育所・幼稚園等：42.6%、小学校：50.6% R3 保育所・幼稚園等：40.9%、小学校：58.7%）
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□これまで重点的に支援を行ったモデル地域（田野町・越知町・黒潮町）の取組成果の県内全域への普及や、アドバイザー等による助言などの取組により、各園が行う公開保育に参加する小学校教員が増加するなど、各地域における取組が充実してきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■園・小学校双方が、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に定める「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、接続期の子どもへの理解を深める必要がある。 ■複数の保育所・幼稚園等から1つの小学校へ入学する比較的規模の大きい地域における課題を踏まえた接続期のカリキュラム作成等への支援が必要である。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①保幼小の連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：80%、小学校：80%	KPIの状況（R3末）
	②保幼小の子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：80%、小学校：80%	

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用した各地域の取組支援 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などを踏まえた接続期の子どもへの理解を深め、実態に応じた接続期のカリキュラムの作成や交流会などが行われるための、保幼小連携アドバイザー等の訪問支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理職等への理解の促進 ・接続期カリキュラムの理解・作成に向けた講話や演習の実施 ◆研修による理解の促進 ・管理職研修（園長・校長）等での保幼小連携・接続の理解と啓発のための講義を継続実施 ・保幼小連携アドバイザー等による連絡会や交流会等への訪問支援 ◆保幼小連携・接続プロジェクトチームによる、各地域のカリキュラムの作成や連絡会・交流会等の進捗管理 ・プロジェクトチーム会：年4回
	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地域における「保幼小の架け橋プログラム」における「架け橋期のカリキュラム」の開発支援 ・文部科学省の「幼保小架け橋プログラム事業」を受け、複数の保育所・幼稚園等から1つの小学校へ入学する比較的規模の大きい地域のモデルとなる取組を市と連携して支援 ※架け橋期：5歳児～小学1年生の2年間（文部科学省による定義） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域におけるカリキュラム開発委員会の実施 ・カリキュラム開発委員会の実施：年4回程度 ・公開保育や研究授業、交流会等の実施を通じた「架け橋期のカリキュラム」の検討・開発（通年） ◆架け橋期のカリキュラムの実践及び市内・県内全域への普及【R5～】

事業 名称	基本方針Ⅴ 対策2-(1) 親育ち支援啓発事業	事業 No,	97
		担当課	幼保支援課

概要	保護者の子育て力、保育者の親育ち支援力の向上に向け、保護者を対象とした良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話やワークショップを行うとともに、保育者を対象とした保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などに関する事例研修等を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。 ・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2：48.5% (141 園/291 園) R3：56.1% (162 園/289 園))
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	□全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。 ■保育者が組織的・計画的に保護者支援を行うためには、研修計画に基づいた取組が行われる必要があるが、支援の必要な家庭や子どもへの個別対応による多忙感、書類作成の負担感が先行し、計画作成が十分に進んでいない。 ■研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：80%	KPIの状況 (R3末)
		56.1% (162 園/289 園)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	●保育者研修の実施 ・保育者の親育ち支援力の向上のため、保育者を対象とした親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める研修を支援する。 ・計画作成の意義や効率的な作成方法について個別の園訪問を通じて助言する。	◆保育者研修の実施への支援 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 内容：事例研修や講話、保護者の保育者体験の啓発など ・市町村単位の合同研修への支援 ・園訪問を通じて研修計画作成への支援
	●保護者研修の実施 ・保護者の子育て力の向上のため、保育所・幼稚園等において講話やワークショップなどを行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深める。 ・研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者等のために、保育者による子育てに役立つ解説動画を作成・配信し、より幅広く啓発を行う。	◆保護者研修の実施への支援 ・園のニーズや課題に応じた講話やワークショップ ・就学時健診等の機会を活用した講話 ・保護者会、PTA を対象とした研修 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ◆解説動画の作成・配信

事業 名称	基本方針Ⅴ 対策2-(1) 親育ち支援保育者スキルアップ事業	事業 No,	98
		担当課	幼保支援課

概要	各園において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう、親育ち支援担当者等のスキルアップや、各地域の「親育ち支援地域リーダー」の育成を図る。
----	---

到達 目標	○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。
めざす姿 (R5末)	・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2：48.5% (141園/291園) R3：56.1% (162園/289園))

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□親育ち支援講座や地域別交流会・連絡会等の実施により、親育ち支援担当者や地域リーダーの親育ち支援のスキルアップにつながった。</p> <p>■親育ち支援担当者が自園における役割や研修計画等の作成について理解を深め、中心となって取り組む必要がある。</p> <p>■園数の少ない地域等においては、地域のネットワーク化を図りさまざまな保護者の実態に合わせた支援方法を近隣の市町村の取組から習得できるようにする必要がある。</p> <p>■研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が計画的に実施されていない園があることから、親育ち支援研修計画の作成方法などの周知を行っていく必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：80%	KPIの状況 (R3末)
		56.1% (162園/289園)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	●親育ち支援講座の実施 ・親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についての研修を実施し、保育者(親育ち支援担当者)の親育ち支援力の向上を図る。	◆親育ち支援講座 ・一般研修：年1回(7月) ・キャリアアップ研修：年1回(9月)
	●親育ち支援担当者研修会の実施 ・親育ち支援担当者が役割を自覚し、研修計画作成の意図や方法について理解を深める研修を行い、各園の親育ち支援実践力の向上を図る。	◆親育ち支援担当者研修会 ・親育ち支援担当者の役割等についての講義・演習「ネットワークを広げよう！親育ち支援担当者の在り方」 ・3地域で実施：年各2回 ◆各園の親育ち支援の取組状況調査の実施(7月)
	●親育ち支援地域別連絡会の実施 ・親育ち支援地域リーダーが地域の親育ち支援の課題に向けた取組の検討や実践交流を行い、親育ち支援の充実につなげる。	◆親育ち支援地域別連絡会 ・市町村での親育ち支援推進に向けた取組の協議 ・親育ち支援交流会の計画・実施について協議 ・6地域で実施：年3回以上
	●親育ち支援地域別交流会の実施 ・各園の親育ち支援担当者が近隣市町村の園とのネットワークをつくり、地域の課題に応じた研修や実践交流を行うことにより、自園の取組の充実につなげる。	◆親育ち支援地域別交流会 ・各市町村の親育ち支援地域リーダーを中心とした研修 ・6地域で実施：年1回以上
	●親育ち支援地域リーダー研修会の実施 ・親育ち支援地域リーダーのスキルアップやコーディネート力の向上を図り、各園や地域における親育ち支援の内容の充実につなげる。	◆親育ち支援地域リーダー研修会 ・6地域のリーダーを対象とした研修 ・年1回

事業 名称	基本方針Ⅴ 対策2-(2) 基本的生活習慣向上事業	事業 No,	99
		担当課	幼保支援課
概要	乳幼児期からの望ましい生活習慣や保護者の関わり方の重要性についての保護者理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげるため、保育所・幼稚園等において、基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的生活習慣が定着している。 ・夜10時までに寝る幼児の割合(3歳児):95%以上(R2:95.1% R3:95.5%)		
取組の 成果と 課題 (R3末)	□「幼児期の基本的生活習慣パンフレット」等を活用した取組が浸透したことにより、午後10時までに寝る3歳児の割合が増加した。 ■多くの園で「生活リズムカレンダー」等を活用した親子の取組が行われているが、基本的生活習慣の定着が厳しい家庭があるため、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。		
単年度の KPI (R4年度)	・3歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した 保育所・幼稚園等の割合:100%	KPIの状況(R3末)	
		100%	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園等において、基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施するとともに、保護者への啓発を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の基本的生活習慣パンフレット・リーフレットの配付(5、9月) 基本的生活習慣の確立 メディア機器との上手な付き合い方 ・「情報モラル教育実践ハンドブック」等の活用 ◆基本的生活習慣取組強調月間の取組状況調査(7月) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者を対象とした学習会等 <ul style="list-style-type: none"> ・各園において、保護者を対象とした基本的生活習慣に関する学習会を、親育ち支援保護者研修に位置付けて実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学習会等の実施支援 <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・就学時健診等での就学に向けたリーフレットとDVD活用 	

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(1) 社会教育振興事業	事業 No,	100
		担当課	生涯学習課

概要	社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図る。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育主事の養成及び社会教育担当者の資質向上により、社会教育の推進体制が強化されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事を配置している市町村数：26 市町村 (R2：13 市町村 R3：18 市町村) ○社会教育関係者の活動の活性化や交流の促進により、地域の交流や活性化が進んでいる。
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □研修会を会場だけでなくオンラインでの参加も可能なハイブリッド型の開催方法にしたため、コロナ禍で会場参加を不安に感じる市町村担当者や遠方の市町村担当者の参加が容易になり、「年間3回の研修会に一度も担当者が出席していない町村数」が今年の5町村から2町村となった。 ■市町村における社会教育行政の優先度が必ずしも高くないため、各地域で社会教育を活性化していく推進力となる人材が不足している。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①社会教育主事を配置している市町村数：20 市町村	KPI の状況 (R3末)
	②県教育委員会が開催する年間3回の研修会に一度も担当者が出席していない町村数：0 町村	

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	●市町村社会教育担当者の人材育成 ・市町村社会教育担当者が社会教育に関する専門的な知識・技能を取得するための研修会を開催する。	◆社会教育主事等研修会 ・年3回(5、8、2月)【R4】 第1回：社会教育・生涯学習入門ネットワークづくり 第2回：人権教育と社会教育 第3回：社会教育の評価
	●社会教育主事の養成 ・社会教育主事の資格取得を促進し、社会教育に関わる助言・指導を行う社会教育主事を養成する。	◆四国地区大学社会教育主事講習への派遣 ・2名派遣(鳴門教育大学)【R4】 ・2名派遣(香川大学)【R5】 ◆国立教育政策研究所主催の社会教育主事講習への派遣 ・1名派遣(愛媛大学サテライト)
	●社会教育関係団体の活動支援 ・地域の社会教育活動の要であるPTAや青年団をはじめとする社会教育関係団体の組織の強化、活動の充実のため、団体の事業に対し助成する。	◆社会教育関係団体への助成を通じた活動支援 ・補助先7団体 ・社会教育関係団体主催事業の広報等の支援
	●社会教育関係者間の交流促進 ・社会教育関係団体や関係者が多様な実践事例に学ぶ機会を提供し、関係者間の交流を深めるとともに、社会教育の活性化につなげる。	◆社会教育実践交流会：年1回 ・実行委員会：年3回 ・各地区社会教育実践交流会開催の支援 ・オンライン・オンデマンド配信の検討

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(1) 学びを支える自然体験活動の推進	事業 No,	101
		担当課	生涯学習課
概要	子どもの生きる力を育成するために、小学校や民間団体等が、青少年教育施設や公民館等を活用して行う森林環境教育や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援する。また、こうした機会の充実に向けて、森林環境教育や自然体験学習を推進できる人材を育成する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○本県の豊かな自然環境を活用した森林環境学習や体験活動を経験したことのある児童生徒が増加している。 宿泊体験活動実施校・民間団体：15校・10団体 (R2：3校・3団体 R3：2校・3団体) ○事業実施校全てにおいて、参加児童生徒の「生きる力」が育成されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施後アンケート結果が実施前に比べて向上している学校の割合：90% (R2：66.6% R3：100%) ○学校林をはじめとした森林など、身近な自然環境を活用し、体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材の育成が進んでいる。 R3からの研修受講者：60人以上 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □森林活用指導者育成事業では、受講者のうち5名の研修修了を認定し、今後、指導者として各地域で体験を中心とした森林環境教育を実施できるよう、関係機関に情報提供を行った。 ■学校における行事の精選や新型コロナウイルス感染症の影響により、集団宿泊体験を実施できる機会が減少している。 ■森林活用指導者育成研修の受講者及び修了者に、各地域で活躍できる場を確保するとともに、修了者が増加するような研修方法の検討や指導者に必要なスキルを高めるための研修を継続する必要がある。 		
単年度の KPI (R4年度)	①宿泊体験活動実施校・実施民間団体等：15校・10団体 ②環境教育に係る森林活用指導者育成研修受講者数：30名	KPIの状況 (R3末)	
		① 2校・3団体 ② 12名 (うち修了認定5名)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●自然体験活動等の推進に向けた、市町村教育委員会や関係団体への事業の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・明確な森林環境教育のねらいを持った事業実施を促進するために、事業内容とともに既実施市町村や学校の活動事例をもとに効果等を説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業周知、募集 <ul style="list-style-type: none"> ・校長会等での情報提供 ・市町村教育委員会、学校への実施希望調査 (4月)【R4】、(9月)【R5】 ・市町村教育委員会、学校・民間団体 (NPO 法人や社会福祉法人、青少年教育団体等) に対する募集 (4月～) ◆事業内容の分析 <ul style="list-style-type: none"> ・参加した児童生徒 (事前・事後)、保護者、学校に対してアンケートを実施し、分析結果を各校へフィードバック 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●森林環境教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・森林活用指導者育成研修の受講者が、研修終了後に指導者として、各地域で体験を中心とした森林環境教育を行っていくよう、市町村や関係機関へ受講者の情報を提供し、環境教育の実践につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業周知、募集 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、市町村教育委員会、校長会等で説明 ・受講者募集 (6～7月) <ul style="list-style-type: none"> 全日程を受講できない参加者に対して、複数年にわたる受講が可能であることを周知 ・研修実施 (8～2月の4日程度) ◆受講者情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会及び県立学校への説明 ◆受講者の状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者の活動状況を継続して調査を行い、教職員ポータルサイトに好事例等を掲載 (7、12月) 	
<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育に係る施設等の情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員ポータルサイトに青少年施設や環境教育に関わる内容等を情報提供するために、県施設等の取組を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・国の動向や、他団体等の環境教育に関わる情報及び青少年施設に関する情報を教職員ポータルサイトに掲載 		

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(1) 青少年教育施設振興事業	事業 No,	102
		担当課	生涯学習課

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <p>・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：172,000人以上 （R2：89,734人 R3：103,307人（R4.2月末実績））</p> <p>県立青少年教育施設：青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響下においても、定員や日程、開催時期の変更などにより、できる限り主催事業等を実施した。</p> <p>■コロナ禍において、青少年教育施設の強みを生かした複数団体の交流や宿泊を伴う事業の実施は難しい状況であるが、感染症対策を徹底し各事業の実施効果を最大限に発揮できるよう、事業内容や受入方法などを随時見直ししながら、実施していく必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：100,000人以上</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策のため、宿泊定員を50%に制限していることなどを踏まえ、R3年度の実績相当人数とする。</p>	KPIの状況 (R3末)
		103,307人 (2月末実績)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●魅力的な体験プログラムの実施</p> <p>・近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ禍においても安心して参加できる事業の充実を図る。</p>	<p>◆主催事業の実施</p> <p>・年間を通じた主催事業の実施</p> <p>・アンケート結果を踏まえた既存事業の見直しや新規事業の開発</p>
	<p>●効果的な広報の実施</p> <p>・様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。</p>	<p>◆様々な媒体による年間を通じた広報の実施</p> <p>・各小・中学校や市町村教育委員会等への施設パンフレット、事業チラシ等の配付</p> <p>・ホームページやSNSを活用した情報発信</p> <p>・校長会での事業説明</p> <p>◆プロスポーツキャンプとの連携（青少年センター）</p> <p>・プロスポーツキャンプと連携した企画の検討</p>
	<p>●不登校の未然防止</p> <p>・施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。</p>	<p>◆中1学級づくり合宿事業の実施</p> <p>・学校との事前調整</p> <p>・事業の実施（4～6月）</p>
	<p>●不登校児童・生徒等の自立支援</p> <p>・農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。</p>	<p>◆不登校対策事業の実施</p> <p>・「どきどき探検隊」の実施（青少年センター） 実施回数：年間5回程度</p> <p>・「わくわくチャレンジ体験」の実施（幡多青少年の家） 実施回数：年間6回程度</p>

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(1) 高知みらい科学館運営事業	事業 No,	103
		担当課	生涯学習課
概要	県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図るため、高知市が設置する高知みらい科学館の運営費を負担するとともに、県として積極的に運営に参画する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県内全域の理科教育・科学文化振興の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間入館者数：200,000人以上（うちプラネタリウム観覧者数：50,000人以上） ・年間利用学校数：180校以上 <p>(R2 入館者数：114,412人(うちプラネタリウム観覧者数：18,245人)、利用学校数：180校)</p> <p>(R3 入館者数：107,332人(うちプラネタリウム観覧者数：18,226人)、利用学校数：161校) (R4.2月末実績)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□コロナ禍で来館できない県民のために、ミニサイエンスショー等の動画を作成し、インターネット上で公開した。また、新型コロナウイルス感染症の予防について科学的な視点から解説したリーフレットを作成し配布することにより、県民への啓発につなげることができた。</p> <p>□プラネタリウム観覧者数は、99席以下の小規模館でH30年度からR2年度まで3年連続全国1位であり、R3年度においても、R4.2月末時点の観覧者数は昨年同時期を上回っている。</p> <p>■子どもから大人まで、何度でも来館したくなる、また、科学への関心をより高め、ひいては児童生徒に理系分野の科目にも興味を持ってもらえるよう、設置者である高知市と連携して事業内容のさらなる充実を図る必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	①年間入館者数：200,000人以上 (うちプラネタリウム観覧者数 50,000人以上) ②年間利用学校数：180校以上	KPIの状況 (R3末)	
		① 107,332人 (2月末) (うちプラネタリウム 18,226人) ② 161校 (2月末)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●県内全域の理科教育及び科学文化の振興を図るため、科学館の運営に参画する。 ・高知みらい科学館は高知市の施設であり、業務においても全て高知市が行うが、県内唯一の科学館であり、県内全域の理科教育等を振興するため科学館運営に参画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業内容の充実に向けた検討 ・科学館事業検討会による進捗管理：月1回 ・サイエンスショー及びプラネタリウムプログラムの検討会：随時 ・科学館スーパーバイザー等外部有識者からの意見聴取による中長期計画への助言 ・中長期計画策定に向けた支援 (R4.9月策定予定) 	

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(1) 志・とさ学びの日推進事業	事業 No,	104
		担当課	教育政策課 生涯学習課
概要	高知県教育の日「志・とさ学びの日」(11月1日)の趣旨に沿って「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人一人が学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」ため、県民の皆様が教育の現状について知り、考えるためのきっかけづくりなどの取組により教育的な風土を醸成する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県民に教育について理解と関心を深めていただき、生涯にわたり学び続ける喜びや意欲を育むことで教育的な風土がつけられている。</p> <p>・教育の日関連行事の実施件数 県：140件以上、市町村：300件以上 (R1県：120件、市町村：280件) (R3県：54件) ※教育・文化週間の前後(11月1日～7日の本週間及び前後2週間程度)に実施された件数</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合型の啓発イベントはほとんど開催できなかったものの、インターネット環境を活用し、関連行事である高知県PTA研究大会の配信を行った。 (国による「教育・文化週間」の行事件数調査の実施が見送られたため、「教育の日」関連行事の件数調査も未実施)</p> <p>□テレビ広報番組『『みらいスイッチ』キャリア教育で切り拓く高知の未来』にて、「志・とさ学びの日」の周知・啓発を行った。(本放送：11/6 視聴率3.3%、再放送：11/20 視聴率2.6%)</p> <p>■教育関係者を中心に周知が着実に進んできているが、県民全体における認知度は十分でない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・教育に関する施策やデータ等を市町村広報紙等に公表した市町村(学校組合) 数：35市町村(学校組合)	KPIの状況(R3末)	
		35市町村	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>●教育の現状に関する周知・広報 ・各種媒体を活用し、子どもたちの現状や課題等を広く県民に周知・広報することで、高知県の教育について考えるきっかけとする。</p>	<p>◆教育関係データの公表 ・県：教育関係データや取組状況を県政広報番組や県広報誌にて公表 ・市町村：地域の教育関係データや取組状況を市町村広報紙や各種媒体にて公表</p>	
	<p>●啓発行事・関連行事等の実施 ・県や市町村、学校等が行う教育文化行事を教育の日関連行事と位置付けるとともに、趣旨の浸透を図り、生涯学習につながる風土を醸成する。</p>	<p>◆関連行事における周知・広報 ・11月1日前後に実施する関連事業として位置付けた行事において、ロゴマーク等を活用しPRを行うとともに関連行事を周知 ・PTA研究大会等において保護者等に対し周知・啓発</p>	

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(1) 生涯学習活性化推進事業	事業 No,	105
		担当課	生涯学習課
概要	<p>県民一人一人がニーズや希望に応じて学び、その成果を発揮できるよう、市町村や民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談を NPO 法人に委託して行う。</p> <p>※H28 県民世論調査設問「生涯学習をもっと盛んにするために力を入れるべきこと」 →最も多い回答「生涯学習に関する情報提供の充実」：30.3%</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○生涯学習支援センターが、県民にとって生涯にわたって学び続けるための情報拠点となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数（ページビュー数）：70,000 件/年 以上 (R2：57,012 件 R3：64,817 件 (2月末)) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□生涯学習ポータルサイトについて、広報活動及びアクセスする際に地域ごとの情報がわかりやすくなるよう画面を変更したことにより、アクセス件数が増加した。</p> <p>■ポータルサイトがより多くの県民に利用されるために、今後も講座等実施機関との円滑な連携により、できるだけ多くの情報を掲載するとともに、幅広く広報していくことも必要である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数（ページビュー数） ：65,000 件/年 以上 	KPI の状況 (R3末)	
		64,817 件 (2月末)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習ポータルサイトの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトの新たな情報提供元の開拓を行うために、特に情報量が少ない分野については、関係する機関を掘り起こし、情報提供元の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報提供元との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の情報提供元へ新たな情報提供を依頼 ・新たな情報提供元の開拓：年間2 機関程度 ◆情報掲載及び PR の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村広報誌にサイト情報の掲載を依頼 ・チラシ「まなび場 Search」を配布する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●県民に向けた生涯学習に関する情報提供や、生涯学習に関わる多様な相談への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・県民の生涯学習ニーズに対応するため、生涯学習関係の情報提供や相談業務等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生涯学習ポータルサイトの管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会が実施する生涯学習に関する講座の照会、サイトへの掲載（5、10月） ◆相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・電話やメールによる相談への対応 ：NPO 法人委託、2 名体制 	
<ul style="list-style-type: none"> ●高知県視聴覚ライブラリー及び塩見文庫の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県が所有する視聴覚資料等を適切に保管し、貸出や閲覧に供するため、管理業務等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県が所有する貴重 16 mmフィルムを管理、順次デジタル化 (DVD 化) <ul style="list-style-type: none"> ・16 mmフィルムで残っている県民ニュース等貴重な情報を管理 ◆学校や民間団体に活用可能な教材を購入、貸出 <ul style="list-style-type: none"> ・県民のニーズに応えられるような教材の選定 		

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(2) 図書館活動事業	事業 No,	106
		担当課	生涯学習課

概要	県民の知的ニーズに応え、課題解決の支援ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供、関係機関と連携したサービスの提供に取り組むとともに、広報誌等を通じてサービス等の周知を図り、図書館の利用を促進する。また、協力貸出や人材育成の支援などにより、市町村立図書館等への支援を強化する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県内の図書館が住民の日常的な学習・文化活動を支援し、仕事や暮らしの中で生じる様々な課題の解決を支援する「知」の拠点、情報の拠点となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民一人当たりの図書貸出冊数（私立図書館を含む。）：4.9冊以上（R1：4.4冊 R2：4.3冊） ・県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数：35,000冊以上（R2：33,823冊 R3：35,934冊（2月末）） ・オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数：30,000件以上（R2：26,530件 R3：25,551件（2月末）） ・電子図書館閲覧数：30,000回（R2：14,495回 R3：6,922回（2月末））
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□オーテピア高知図書館における1日当たりの個人貸出冊数は3,833冊（R4.2月末）で、昨年度同期（3,765冊）に比べ増加しており、県民ニーズに応えることができています。</p> <p>■課題解決支援のため、関係機関等との連携によるお互いの強みを生かした講座の開催や、利用者自らが課題を解決できるよう様々な情報源から必要な情報を収集し活用する能力向上への支援が必要である。</p> <p>■県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報を得られる環境を整えるため、市町村立図書館等の課題等に適切な助言をするとともに、運営に役立つ研修の開催やニーズに沿った資料の貸出しが必要である。</p> <p>■図書館サービスの認知度向上のため、さらなる周知を行い、利用促進につなげる必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数：35,000冊以上	KPIの状況（R3末）
	②オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数：30,000件以上	
	③デジタルギャラリー閲覧件数：50,000件以上	① 35,934冊（2月末） ② 25,551件（2月末） ③ 43,821件（2月末）

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施 内容	<p>●地域を支える情報拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多様なニーズに応えるため、新鮮で幅広い資料（紙・電子）を収集、保存、提供する。 ・ポストコロナ、デジタル化に対応するため非来館型サービスを充実する。 ・歴史的価値のある所蔵資料の保存と文化・学問・芸術・産業等での活用促進のためデジタル化を進める。 	<p>◆資料の充実とデータベースの整備による情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙資料（一般図書、雑誌・新聞）の収集 ・電子図書館の充実、データベースによる情報の提供 ・Webサイト等によるレファレンスの受付 <p>◆歴史的価値のある資料の保存・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重資料の目録作成、資料のデジタル化及びWebサイトでの公開
	<p>●課題解決支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える様々な課題の解決を支援するため、関係機関と連携した相談会の開催やレファレンスサービス（図書館資料による調べもの案内）の利用促進を図る。 ・司書の専門性を高めるため、専門講座などの県内外研修への派遣や館内研修の充実を図る。 	<p>◆様々な課題解決支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスファインダーやブックリストの作成 ・データベース講習会等 ・アウトリーチ職員を核とした関係機関担当者会 ・関係機関と連携した相談会等 ・出前図書館の実施 <p>◆司書の専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の専門講座等への派遣、館内研修等
	<p>●県内の読書・情報環境の充実に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報が得られる環境を整えるため、協力貸出や研修等の実施により市町村立図書館等の運営や人材育成を支援する。 ・特に、新たな図書館の整備が予定されている市町の円滑な開館に向けた支援を実施する。 	<p>◆協力貸出の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村支援用資料の収集、貸出用セットの作成・提供 <p>◆市町村職員等研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体系的研修、ブロック別研修、非来館型研修 <p>◆助言・サポートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回訪問、電話、メールによる助言・サポート
	<p>●オーテピアの様々なサービスの周知、PR等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービスの利用促進のため、関係機関を通じてサービスを周知する。 ・児童生徒1人1台タブレット端末での電子図書館の利用を促進する。 ・利用者の利便性向上のため、マイナンバーカードと図書館カードを連動させる。 	<p>◆「プッシュ型」の広報と対象を絞った図書館サービスの周知と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、施設等への訪問による図書館サービスの周知 ・児童生徒1人1台タブレット端末を活用した電子図書館の利用についてのPR ・マイナンバーカードと連動させるための「図書館情報システム」の改修

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(2) 読書活動推進事業	事業 No,	107
		担当課	生涯学習課

概要	県内全域の図書館等の振興に向け、「高知県図書館振興計画」に基づき、市町村図書館の活動を支援するとともに、子どもたちが日常的に読書に親しみどこに住んでいても読書ができる読書環境の充実を促進するために、「第四次高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティア講座などに取り組む。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの自発的な読書活動が行われ、家庭や地域での読書時間が増加している。 ○発達段階に応じた読書活動が定着し、家庭での読書が習慣化している。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が家や図書館で普段（月～金）に全く読書をしない割合が全国平均より3ポイント以上下回る。 (R1 小学校：16.1% (全国 18.7%)、中学校：31.0% (全国 34.8%)) (R3 小学校：22.4% (全国 24.0%)、中学校：33.6% (全国 37.4%)) ○地域における図書館の需要を拡大し、本県の読書・情報環境の改善につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館の年間入館者数：950,000人 (R1：799,834人 R2：658,954人)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □読書ボランティア養成講座により、地域で読書活動推進を担う人材育成が進んでいる。(R3：191人) □県立図書館における市町村立図書館等への協力貸出や児童レファレンス件数は前年より増加しており、読書を推進する環境整備が進んでいる。(市町村立図書館等への協力貸出 R2：28,664冊 R3：32,874冊) (児童レファレンス件数 R2：5,982件 R3：6,241件) (いずれもR4.1月時点) ■全く読書をしない割合は、小・中学校ともに前回調査のR1年度より増加しており、読書に興味・関心を持ってもらうような取組が必要である。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・児童生徒が家や図書館で普段（月～金）に全く読書をしない割合が全国平均より3ポイント以上下回る	KPIの状況 (R3末)
		小学校 22.4% (24.0%) 中学校 33.6% (37.4%) ※ () は全国平均

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ●「高知県子ども読書活動推進計画」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県子ども読書活動推進計画」の進捗管理を行うために協議会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県子ども読書活動推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況の点検・評価 ・年1回開催
	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが本に触れる機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが初めて本と出会い、保護者も一緒になって読書を楽しむ場をつくるため、保育所・幼稚園、図書館等での読み聞かせ活動を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆本との出会い事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村において実施される0歳児健診の場などを活用し絵本を配付 ◆ブックスタート応援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に推薦図書リスト「絵本 おはなし 宝箱」配付 ◆読書会等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部等との連携やボランティアの活用などを実施しながら、読書会等の読書を楽しむイベントを実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●読書ボランティアの養成 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書推進に関わる人材を育成するため、読書ボランティアの養成及び講座を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆読書ボランティア養成講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地区別講座、全体講演会、出張講座 ◆読書ボランティアの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ等による読書活動の推進に向け、読書ボランティア名簿を市町村へ周知・活用の促進
<ul style="list-style-type: none"> ●「高知県図書館振興計画」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に定める取組を進めるために、県民が求める図書館の価値や、施策の優先度を高めるための働きかけを行う。 ・モデルとなり得る成功例をつくるために、新たな図書館の整備を予定している市町村等を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県市町村図書館等振興協議会における進捗状況の点検・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・2年ごとの進捗管理を実施【R4】 ・中間検証の実施【R5】 ◆市町村に向けた支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・首長部局、教育委員会双方への機会を捉えた働きかけ ・新たな図書館整備を予定している市町村等への重点的な支援（図書館サービスの企画支援等） ・事業モデルの展開：2市町村【R4】 	

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(3) 中学校夜間学級教育活動充実推進事業	事業 No,	108
		担当課	高等学校課 小中学校課

概要	さまざまな背景を持つ方の就学機会(学びの場)を確保するため、個々の生徒の学習状況に応じた教材の選定や指導方法の工夫などを行い、学ぶ喜びを実感できる教育環境を整備することにより、公立中学校夜間学級(夜間中学)の教育活動の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○中学校夜間学級を開校し、様々なニーズに応じた学びが実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に対する広報・周知活動の実施 ・ 個別ニーズに応じた教育課程の編成 ・ 円滑で持続可能な学校運営及び教育活動の実施
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□「高知県立高知国際中学校夜間学級」をR3年4月に開設し、生徒の様々な学びのニーズに応え、生徒が学ぶ喜びを実感できる中学校夜間学級の運営、教育環境の整備ができています。</p> <p>■入学対象となる方へ夜間学級の情報を届けて入学につなげるために、さらなる周知を図る必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・円滑で持続可能な学校運営及び生徒の学びのニーズに応じた教育活動の実現	KPIの状況(R3末)
		在学者：9名

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<p>●円滑な学校運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の個々の状況に応じた教育環境の充実を図り、生徒の学びのニーズに応じた授業づくりを推進する。 	<p>◆教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導計画などの改善 ・ 備品や教材等の整備 ・ 日本語指導等の研修への教員の派遣 <p>◆教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の学習状況やニーズに合わせた教材の工夫
	<p>●生徒募集に向けた広報周知活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間学級に係る広報活動を充実することで、入学生の確保につなげる。 	<p>◆広報周知活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間学級のホームページの充実 ・ ポスターや学校案内の作成・配付 ・ 報道機関への報道依頼 ・ 説明会や見学会の実施 ・ 外国籍の対象者向けに見学会等を実施 ・ 労働局や経済団体、若者サポートステーションなど関係機関への広報協力依頼 ・ パネル展の実施
	<p>●市町村教育委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会と県教育委員会が、夜間学級の運営等について情報共有を図るため、協議の場を設ける。 	<p>◆連絡協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会に夜間中学に関する担当窓口設置を依頼 ・ 生徒が在住する市町村教育委員会との連絡協議会を開催：年2回

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(3) 若者の学びなおしと自立支援事業	事業 No,	109
		担当課	生涯学習課

概要	中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、就職氷河期世代（概ね 40 歳代）のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方などに対し、「若者サポートステーション」を核にして修学や就労に向けた支援を行い、社会的自立を促進する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○社会的自立に困難を抱える若者を一人でも多く支援機関につなぐことにより、修学・就労などによる社会的な自立が実現している。 ・「若者サポートステーション」利用者の進路決定率（単年度）：40%以上 （R2：42.8% R3.2月：35.0%）
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3 末)	<p>□支援対象者の特性に応じた効果的な支援が行えるように、関係機関への訪問、研修会や学校で「若者サポートステーション」の説明等を行った結果、関係機関等との連携を広げることができた。</p> <p>□支援関係者の資質向上を図るため、「若者はばたけプログラム」活用に向けた研修会や地区別連絡会を実施し、支援関係者のスキルアップや事業周知を行うことができた。</p> <p>■地理的、経済的理由等により「若者サポートステーション」への来所が難しい支援対象者の支援が難しい状況があり、オンライン相談等の活用を一層進めていく必要がある。</p> <p>■就職氷河期世代（概ね 40 歳代）の社会的自立に向けて、研修による支援者の資質向上や、職場体験の拡充等が必要である。</p>
----------------------------	---

単年度の KPI (R4 年度)	・若者サポートステーション利用者の進路決定率（単年度）：40%以上	KPI の状況 (R3 末)
		35.0%（2 月末）

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5 年度）
		<p>●社会的自立に困難を抱えた方に対する支援 ・こうち、なんこく、はた若者サポートステーション（すさき・あきサテライトを含む）による修学・就労支援を実施する。</p>
	<p>●関係機関との連携強化 ・連絡会を開催し、各市町村関係課、支援機関、学校等との連携強化を図り、支援につなげるための情報交換等を実施する。</p>	<p>◆地区別連絡会、高等学校担当者会の開催 ・県内 6 カ所にて開催（6～7 月） ・「若者はばたけネット」等の事業周知や情報共有</p>
	<p>●支援関係者の資質向上 ・支援プログラムの活用研修会を開催し、「若者サポートステーション」スタッフ及び県内若者支援員の資質向上を図る。</p>	<p>◆就職氷河期世代活躍支援に携わる支援者研修 ・「若者はばたけプログラム」を活用し、支援者を対象とした研修会を開催：年 3 回（7～11 月） ・就職氷河期世代に対する支援者を対象</p>
	<p>●支援が必要な方を「若者サポートステーション」につなげるための取組 ・市町村教育委員会や高等学校等に対して、「若者はばたけネット」を活用して、支援が必要な方を「若者サポートステーション」へつなげるよう働きかけを行う。</p>	<p>◆各県立学校や関係機関等への事業周知及び誘導依頼 ・事業説明やチラシ配付 ◆市町村教育委員会への聞き取り調査 ・中学校を進路未定で卒業した生徒の状況把握：年 3 回 ◆私立学校への事業周知及び聞き取り訪問調査 ・事業説明や卒業生の状況把握：年 1 回</p>

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策1-(3) 定時制教育の充実	事業 No,	110
		担当課	高等学校課

概要	定時制教育において、就学・就労に向けたきめ細かな支援や、聴講生の受け入れ拡充などに取り組む。また、社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○専門的な知識や技術の習得、資格取得など、定時制教育を通じて自身のキャリアアップを図ることができる。 (高知工業高校定時制専修コースの充実)</p> <p>○聴講生の受け入れ拡充：生涯にわたって学び続けることのできる多様な学びの場を充実させる。 (R2実績 県立定時制高校：12校中、聴講生受け入れ校：5校、実人数：43人) (R3実績 県立定時制高校：12校中、聴講生受け入れ校：5校、実人数：51人)</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□聴講生の受け入れについては、各校で多様な講座が実施され、地域の学び直しの場として多様な学びのニーズに対応するなど、各校が工夫して実施している。</p> <p>■特別な支援を必要とする生徒もいることから、受入体制が整わない学校もある。こうした生徒への支援体制を整えながら、聴講生の受け入れに向け環境整備を行っていく必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①高知工業高校定時制専修コース入学者数前年度以上 ②聴講生等の受入前年度以上	KPIの状況 (R3末)
		① 13人 ② 51人

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	●学習指導の充実 ・生徒の学びに向かう力や達成感、主体的に学習に取り組む態度の育成につながるよう、授業改善や学習活動の充実に向けた取組を推進する。	◆学校訪問等の実施 ・生徒の学校生活の様子や学習状況の把握するための学校訪問実施：年2回程度 ・教員の授業実践力、進路指導や生徒支援等、教員の資質能力の向上に向けた指導・支援の充実
	●専修コースの充実 ・専門的な知識や技術の習得のため、定時制専修コースの充実を図る。	◆実践校の取組事例の共有 ・実践校の生徒の現状や卒業後の状況や課題についての共有 ・各種会合において取組事例の成果と課題を共有 ・各校における広報周知活動の継続
	●聴講生の受入体制の整備 ・各校における聴講生受入の促進を図るために、開設する教科の充実や見直しを行うとともに、実施校の拡充に向けた取組を推進する。	◆今求められる学びの把握 ・聴講生実施校間での情報交換 ・多様な学びのニーズに対応ができるよう各校での検討 ・聴講制度の実施校の拡充

事業 名称	基本方針VI 対策2-(1) 防災教育推進事業	事業 No,	111
		担当課	学校安全対策課

概要	児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○学校の防災教育において、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能を身につけている。 ・各学校が作成している安全教育全体計画の学年別重点目標【災害安全】(児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成)を達成できた学校の割合 小・中・高等・特別支援学校：100% (R3 小：100%、中：100%、高：100%、特：100%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	□各学校において、防災教育の取組は定着してきた。また、Web研修(学校しっ皆研修)を多くの教職員が受講したことや、県安全教育参考資料等の活用から、各学校の安全教育全体計画を整備したことにより防災教育の改善につながった。 ・防災教育の取組の年間数値目標を、H28からH30まで毎年100%達成。R1以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により目標を達成できなかった学校があった。 ■各学校において、安全教育全体計画に基づき児童生徒等の安全に関する資質・能力の育成を目指した防災教育の取組の質的な向上を一層図る必要がある。 ■各学校において、管理職のリーダーシップのもと、学校安全担当教員が中核となって組織的な取組を推進する体制を強化する必要がある。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4 4 報)	・各学校が作成している安全教育全体計画の学年別重点目標【災害安全】(児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成)を達成できた学校の割合 小・中・高等・特別支援学校：80%	KPIの状況(R3末)
		小：100%、中：100% 高：100%、特：100%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		●安全教育研修会の実施 ・「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の実践の在り方や各学校の「危機管理マニュアル」の改善に資する研修を行い、学校における防災を中心とした安全教育の質的向上及び教職員の危機管理能力の向上を図る。 ・研修内容を各学校の防災教育及び安全管理に確実に反映できるようにする。
	●学校安全総合支援事業【災害安全】 ・モデル地域において、拠点校を中心に各学校が連携して防災教育に取り組み、学校安全推進体制の構築とともに、県内への取組の普及・啓発を図る。	◆モデル地域、拠点校の指定 ・モデル地域：3市町村予定【R4】 拠点校：4校【R4】 ◆県内への取組普及・啓発 ・モデル地域、拠点校による研修会・発表会 ・推進委員会やホームページ等による実践の普及・啓発
	●「高知県高校生津波サミット」の開催 ・県内全ての高等学校及び特別支援学校を対象としたサミットの開催により、実践校の取組成果の発表とともに、防災リーダーとしての意識の向上を図る学習や実践交流を行い、県内各校の防災に関する取組の向上を図る。 ・実践校を募り、アクションプラン等による高校生の主体的な防災活動を支援する。	◆「高知県高校生津波サミット」の取組 ・実践校の取組への支援：2年間 ・個の資質向上を目指した防災士の資格取得支援 ・学習会及び県内フィールドワークの開催 ・被災地訪問の実施 ・『世界津波の日』高校生サミットへの参加 ・「高知県高校生津波サミット」の開催(11月)
	●学校防災アドバイザー派遣事業 ・大学教授等の専門家を学校等に派遣し、「危機管理マニュアル(学校防災マニュアル)」や避難訓練への助言及び避難場所・避難経路の安全性の確認等を行うことにより安全対策や安全管理の強化を図る。	◆学校防災アドバイザー派遣 ・アドバイザー：大学教授等16名登録(R3現在) ・派遣回数：20回程度予定【R5継続予定】 ・アドバイザー活用の働きかけ(特別支援学校のスクールバスの安全対策強化を含む)

事業 名称	基本方針VI 対策2-(1) 登下校の安全対策の促進	事業 No,	112
		担当課	学校安全対策課

概要	登下校時の安全確保に向けて、児童生徒等自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関と連携・協働した学校安全の取組の充実・強化を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等が自らの命を守るため、危険を予測し、回避するために必要な知識・技能を身につけている。 ○全ての学校において、家庭や地域、関係機関と連携・協働した安全の取組が実施されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動などの登下校の安全対策について、家庭や地域、関係機関との連携・協働体制ができていない小学校の割合：100% (R2 小学校：100% R3 小学校：100%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □小学校を中心に、スクールガード（学校安全ボランティア）や PTA 等による登下校時の子どもを見守る活動が実施されている。 ■安全教育は教育課程上明確な授業時間の位置付けがなく、各学校の教育計画に意図的に組み込み、確実に安全教育を実施する必要がある。 ■様々な自然災害や、事件・事故など、児童生徒等を取り巻く安全上の課題が複雑化・多様化する中で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、連携・協働体制を維持し、強化していく必要がある。 ■登下校時の子どもを見守る活動が、高齢化や地域コミュニティの希薄などが要因となり組織的な取組が困難になってきているケースがある。さらに、地域ぐるみの見守り活動を促進していく必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動などの登下校の安全対策について、家庭や地域、関係機関との連携・協働体制ができていない小学校の割合：100%	KPI の状況 (R3末)	100%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ●安全教育研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・安全教育の指導力や、事件・事故に係る危機管理力の向上を図るため、安全教育研修会を実施するとともに、研修内容を各学校の安全教育及び安全管理に反映できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校の管理職や学校安全担当教員等を対象とした研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校 1 名以上参加のしつ皆研修（オンデマンドによる Web 研修） ・効果的な安全教育の指導法や事件・事故に係る安全管理体制の在り方の研修、学校安全総合支援事業における先進事例の共有 ・研修内容の活用に向けた働きかけ
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校安全総合支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域において、拠点校を中心に各学校が連携して安全教育（交通安全・生活安全）に取り組み、学校安全推進体制の構築とともに、県内への取組の普及・啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域、拠点校の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・（交通安全）モデル地域 1 市 2 拠点校【R4】 （学校安全 3 領域）モデル地域 1 市 1 拠点校【R4】 ※学校安全 3 領域とは、交通安全、生活安全、災害安全 ◆県内への取組普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域、拠点校による研修会・発表会 ・推進委員会やホームページ等による実践の普及・啓発
	<ul style="list-style-type: none"> ●通学路の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・国の「登下校防犯プラン」、市町村の「市町村通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に係る取組を促進する。 ・教育委員会や学校、警察、道路管理者等の連携による対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆通学路の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者会、教育長会、校長会等で取組強化を依頼 ・「高知県通学路安全推進会議」の開催（5月）
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学校や通学路等における子どもの安全を守る体制の整備を推進するため、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆登下校時の見守り活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動の強化に向けた市町村の取組への支援 ・スクールガード・リーダー連絡協議会（5月） ・市町村担当者会の開催（5月） ・スクールガード（学校安全ボランティア）養成講習会開催への働きかけ及び支援 ・本事業の未実施市町村に対する、事業活用の働きかけ
<ul style="list-style-type: none"> ●原動機付自転車安全運転講習の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の実態に応じて、資格指導員による原付運転の安全実地講習、自転車交通安全教室を実施し、交通安全ルール、マナーの徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講習の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：県立学校において毎年 10 校程度予定 ・講習や交通安全教室の実施に向けた働きかけ 	

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策2-(1) 自転車ヘルメット着用推進事業	事業 No,	113
		担当課	学校安全対策課

概要	<p>発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成31年4月施行）」に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を推進するなど登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県内の児童生徒の自転車の安全利用に対する意識が高まり、自転車通学時にヘルメットを着用する児童生徒が増加している。</p> <p>・県立学校における自転車通学者に占めるヘルメット購入（助成）率 県立学校：約2割（R3：約1割）</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□自転車の安全利用条例制定前と比べ、ヘルメットを着用している児童生徒の姿が街中でもみられるようになってきており、ヘルメット着用の重要性の認識は広がりつつある。</p> <p>□県立中学校では、自転車通学者数の8割を超える助成申請があり、4割強の生徒が購入している。</p> <p>□県立高等学校では、自転車通学者数の2割程度の助成申請があり、1割弱の生徒が購入している。</p> <p>■助成申請に対して購入者の割合が約半分と乖離しており、生徒のヘルメット着用に対する先入観や抵抗感を払拭する取組と生徒や保護者への働きかけ等、申請を購入に結び付ける効果的な手立てが必要である。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・自転車ヘルメット購入に係る助成の活用件数 県立学校：400件	KPIの状況 (R3末)
		280件

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●自転車ヘルメット購入に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車ヘルメット着用を促進するために、県立学校の自転車通学者を対象に、販売店でのヘルメット購入費の補助を行う。 ・市町村立学校の自転車通学者を対象に、ヘルメット購入に係る助成制度のある市町村へ補助を行う。 ・私立学校・国立学校の自転車通学者に、県立学校と同様の補助を行う。(担当：私学・大学支援課) 	<p>◆自転車ヘルメット購入に係る補助・助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校 委託事業：定額補助1人2,000円 ・市町村立学校 市町村への補助事業：定額補助1人1,000円 ・県立学校における合格者登校日を中心とした啓発 ・市町村への助成制度の活用に向けた働きかけ
	<p>●自転車安全利用に係る交通安全教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した学校の取組の促進を図り、生徒の自転車安全利用の意識を高める。 ・ヘルメット着用を題材とした指導用資料の提供や講師派遣により、学校の取組を支援する。 ・交通安全教育拠点校を中心とした、自転車ヘルメット着用推進に係る生徒の自主的な活動を支援し、取組を拡げる。 	<p>◆自転車交通安全教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を隔月1回、県警と連携して全ての中学校及び高等学校に配付 ・ヘルメット着用をテーマとした講演会等の実施【R4】 ・生徒の自主的な交通安全活動を支援 ・高校生自転車シンポジウムの開催（8月）【R4】
	<p>●自転車ヘルメット着用推進に係る啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各県立学校における自転車ヘルメット着用を推進する取組の強化を図る。 ・関係機関と連携した取組を進め、自転車ヘルメット着用の気運を高める。 ・ヘルメット着用の意識を高めるため、街頭啓発や各種広報誌及びメディア等、あらゆる機会を捉えた啓発を行う。 	<p>◆自転車ヘルメット着用推進に係る啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の取組の発信：「かぶっとご通信」発行：適宜 ・中高生へのヘルメット貸出 ・ヘルメット着用推進協議会の開催：年2回 ・校長会、教育長会、PTAの会等での説明、協力依頼 ・自転車マナーアップキャンペーン（5月）、春（4月）・秋（9月）・年末年始（12～1月）の交通安全運動 ・街頭啓発：月1回

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策2-(2) 学校施設の安全対策の促進	事業 No,	114
		担当課	学校安全対策課

概要	学校施設内における児童生徒の安全・安心を確保するため、また、発災時の避難所機能を維持するため、学校施設の耐震化や防災機能強化、備蓄物資の整備を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○発災時に避難所となる県立学校体育館について、発災後、地域住民等が安全に避難生活を送ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校体育館の非構造部材等の耐震化[*]率（対象 40 校）：100%（R2：90% R3：完了） <p>○公立学校の耐震対策や防災機能の強化により施設の安全が確保されることで、地震による建物の倒壊等から児童生徒の命が守られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の耐震化率：100%（R2：完了） ・市町村立学校の耐震化率：100%（R2：98.3% R3：98.9%（4.1 時点）） ・市町村立学校の室内安全対策の実施率：100%（R2：52.2% R3：62.3%（4.1 時点））
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□県立学校体育館の非構造部材等の耐震化については、対象 40 校全ての工事が完了した。</p> <p>□市町村立学校の室内安全対策の 4 月 1 日時点の実施率は、前年度より 10.1 ポイント上昇した。</p> <p>■市町村の財政等の事情により、学校の室内の安全対策が進みにくいため、国の財源を活用し、計画的に推進していく必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	①市町村立学校の耐震化率：100% ②市町村立学校の室内安全対策の実施率：100%	KPI の状況 (R3末)
		① 98.9% (R3.4.1) ② 62.3% (R3.4.1)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●市町村立学校施設の耐震化及び室内安全対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して、国からの情報や県における対策内容等を伝達し、あわせて国の財源活用を促す。 	<p>◆耐震化の促進、室内安全対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの情報、県における対策内容等の伝達 ・国の財源（交付金、起債等）を活用した早期対策実施の働きかけ
	<p>●県立学校施設（体育館を除く）の非構造部材等の耐震化改修の実施</p>	<p>◆長寿命化改修事業の中であわせて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 6 校【R4】→ 6 校【R5】 ・地質調査 1 校【R4】 ・実施設計 2 校【R4】→ 6 校【R5】 ・工事 2 棟（2 校）【R4】
	<p>●県立学校の教職員・生徒用の備蓄物資の管理及び市町村からの依頼に基づく避難者用の市町村備蓄物資の保管場所の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の教職員及び生徒が発災後、自宅に帰宅するまでの間に必要となる備蓄物資の更新等を行うとともに、市町村からの要請に基づき、市町村が避難者のために整備する備蓄物資の保管場所として県立学校の使用を一部許可する 	<p>◆生徒・教職員用備蓄物資の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備済備蓄物資（水・食料等）の更新（各年度 1/5 更新） <p>◆市町村の備蓄物資の保管場所の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの協力要請に応じて、市町村用備蓄物資の保管に向けた県立学校との調整及び学校施設の一部の使用を許可

※非構造部材等の耐震化：天井材の落下防止や窓ガラス飛散防止等

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策2-(2) 保育所・幼稚園等の施設整備の促進	事業 No,	115
		担当課	幼保支援課
概要	南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への支援を行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○施設の耐震化が推進され、乳幼児の安全が確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の耐震化率：100% (R3.3月末：96.8% R4.3月末見込み：98.4%) ・施設等の耐震診断実施率：100% (R3.3月末：99.1% R4.3月末見込み：100%) <p>○高台移転等により、南海トラフ地震で発生が予測される津波から安全に避難することが困難な全ての保育所・幼稚園等の乳幼児の安全が確保されている。</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□保育所・幼稚園等の耐震化は計画通り進んでおり、乳幼児の安全の確保が進んでいる。</p> <p>■津波浸水区域にある保育所・幼稚園等の高台移転について、移転計画の具体化に時間を要していること等により進みにくい状況にある。</p>		
単年度の KPI (R4 4 報)	①施設等の耐震化率：99.6% ②施設等の耐震診断実施率：100% ③高台移転等完了（具体的な対応方針の決定含む）：8施設	KPI の状況 (R3末)	
		① 98.4% ② 100% ③ 2施設整備	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●保育所・幼稚園等の耐震化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震の強い揺れに備え、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の耐震化に係る経費に対して補助を行う。 	<p>◆耐震化工事への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年度末耐震化完了に向けて、未実施の施設に対して、早期の耐震化を要請：1施設 ・保育所等整備交付金による耐震化の支援 (R4：1施設) ・私立幼稚園施設設備事業費補助金による耐震化の支援 (R4：2施設) 	
<p>●保育所・幼稚園等の高台移転、高層化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震で発生が予測される津波から、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の高台移転及び高層化に係る経費に対して補助を行う。 	<p>◆施設整備への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高台移転を希望しながら移転時期が決まっていない市町村を訪問等し、早期の具体的な対応方針の決定を要請 ・高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金・補助金による高台移転の支援 (R4: 1施設 (2施設の統合移転)) ※未実施園：12園 		

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策2-(3) 学校施設の長寿命化改修による整備の推進	事業 No,	116
		担当課	学校安全対策課

概要	老朽化が進行する学校施設を長く使い続けながら、児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」(平成29年12月策定)に基づき、施設の機能を維持・改善するとともに予防保全的な改修と高効率機器への更新や、太陽光発電設備の設置など環境への負荷を低減する工事を行う長寿命化改修等を進める。また、これにより、財政負担の平準化や施設あたりのライフサイクルコストの縮減を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○築40年を経過している109棟(計画策定時点)について、教育振興に係る施策や県立高等学校再編振興計画等との整合を図りながら、基本設計を行い学校ごとに改修方針を決定する。 ○長寿命化改修工事の実施により、安全・安心な学校施設へと改善する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の長寿命化改修の実施 基本設計：14校、実施設計：5棟(3校)、工事：5棟(3校) (R2年度からの累積数)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □安芸桜ヶ丘高等学校3棟については、長寿命化改修工事に着手した。 □高知追手前高等学校、高知小津高等学校の基本設計及び耐力度調査が完了した。 ■施設の老朽化は年々進行しており、計画に沿って確実に改修を進めていく必要がある。 ■事業の実施に当たっては、最初の基本設計の段階で、各棟の老朽化の進行状態を把握し、施設の利用方法や生徒数の減少等を踏まえて減築・集約について検討し、効率的に進めていく必要がある。また、既存施設を授業等で使用しながらの施工となるため、学校との日程調整についても事前に十分な調整が必要である。 ■長寿命化改修は事業費が大きかつ長期にわたるため、施工実績を蓄積しながら、採用する工法や実施内容等について随時再検討を行いながら、財政負担を軽減するための見直しを行っていく必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の長寿命化改修の実施 基本設計：6校 地質調査：1校 実施設計：2棟(2校) 	KPIの状況(R3末)
		※R3単年度実績 ・基本設計2校完了 ・耐力度調査2棟(2校)完了 ・工事3棟(1校)繰越

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●築40年を経過している学校施設の長寿命化改修等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を保持するため、学校単位で実施する基本設計を基に、棟ごとの対策方針を決定したうえで、調査(地質調査、耐力度調査等)、実施設計、改修工事を行う。 ・改修工事は構造体の長寿命化対策を中心に、空調設備などの高効率の機器への更新や、LED照明の導入などの省エネルギー化の推進、耐久性に優れた資材への取り替え、バリアフリー化などを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆基本設計の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・6校【R4】→6校【R5】 ◆地質調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・1校【R4】 ◆工事等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 2校【R4】→6校【R5】 ・工事 2棟(2校)【R4】

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策2-(3) 青少年教育施設の整備	事業 No,	117
		担当課	生涯学習課
概要	老朽化が進む青少年教育施設について、利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、優先度の高いものから計画的に改修や修繕を進める。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <p>・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：172,000人以上 (R2：89,734人 R3：103,307人（2月末））</p> <p>県立青少年教育施設：青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、 青少年体育館、塩見記念青少年プラザ</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□施設整備台帳の作成により、各施設の改修履歴や、今後対応すべき課題を明確にし、優先度の高いものから対応することができた。</p> <p>■老朽化する施設が多く、今後も引き続き、修繕・改修等に対応していく必要がある。</p> <p>幡多青少年の家 昭和52年建築 香北青少年の家 昭和53年建築 高知青少年の家 昭和63年建築</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：100,000人以上</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策のため、宿泊定員を50%に制限していることなどを踏まえ、R3年度の実績相当人数とする。</p>	KPIの状況 (R3末)	
		103,307人（2月末）	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●計画的かつ効果的な整備の実施</p> <p>・利用者に安全に安心して利用していただけるよう、優先度の高いものから順に修繕・改修等を進める。</p>	<p>◆修繕箇所の把握等</p> <p>・各施設の修繕要望の集約</p> <p>・施設整備台帳の更新</p> <p>・優先度の検討</p> <p>◆整備の実施</p> <p>・青少年センター球場段差改修工事【R4】</p> <p>・幡多青少年の家本館宿泊棟内部改修工事【R4】</p> <p>・青少年体育館屋根修繕工事【R4】</p> <p>・塩見記念青少年プラザ LAN 配線敷設工事【R4】</p> <p>・幡多青少年の家体育館非構造部材耐震化【R5】 他</p>	

第2期教育等の振興に関する施策の大綱に基づく
事業について

(令和4年度事業実施計画 知事部局)

事業一覧（知事部局）

No,	No,		No	事業名称	担当課
VI	2	私立学校の振興	(1)	1 教育環境の維持・向上に向けた支援	私学・大学支援課
			(2)	2 私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減	私学・大学支援課
	3	大学の魅力向上	(1)	3 地域活性化の核となる大学づくりの推進（産学官民連携センター）	産学官民連携センター
				4 地域活性化の核となる大学づくりの推進（県立大学）	私学・大学支援課
			(2)	5 学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実（県立大学・工科大学）	私学・大学支援課
				6 学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実（産学官民連携センター）	産学官民連携センター
			(3)	7 若者の県内定着の促進	私学・大学支援課
	4	文化芸術の振興と文化財の保存・活用	(1)	8 県民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進	文化振興課
			(2)	9 文化芸術等を活用した地域活性化の推進（文化芸術振興ビジョン推進事業）	文化振興課
				10 文化芸術等を活用した地域活性化の推進（文化広報誌発行事業）	文化振興課
			(3)	11 文化財の保存と活用の推進	文化財課
				12 高知城の保存管理と整備の促進	文化財課
				13 埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進	文化財課
	5	スポーツの振興	(1)	14 スポーツ参加の拡大	スポーツ課
			(2)	15 競技力の向上（スポーツ振興推進事業）	スポーツ課
			(3)	16 スポーツを通じた活力ある県づくり（スポーツツーリズムや地域におけるスポーツサービスの提供を通じた経済や地域の活性化）	スポーツ課
				17 スポーツを通じた活力ある県づくり（オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの振興）	スポーツ課

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策2-(1) 教育環境の維持・向上に向けた支援	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	私学・大学支援課
概要	学校経営の健全性を高め、教育環境の維持・向上を図るための支援を行う。また、教育の国際化やキャリア教育の推進など社会の変化に応じた教育の改革、児童生徒の学力向上、教員の指導力向上、個別支援が必要な生徒への対応など、学校が抱える課題を解決し教育力を強化する取組を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○各学校において学校運営の健全化が図られている。</p> <p>○それぞれの建学の精神に基づき、多様化するニーズに応じた個性豊かな教育活動を展開し、本県教育の発展に寄与している。</p> <p>○学校施設の整備や耐震補強が実施され、児童生徒が安心して教育を受けられる環境が整備されている。</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□学校運営の健全化が図られ、また、個性豊かな教育活動が展開された。</p> <p>□学校施設の整備や耐震補強により、教育環境が整備された。</p> <p>■社会の変化に応じた教育の改革や、児童生徒の学力向上、個別支援が必要な生徒への対応など、学校が抱える多様な教育課題への対応が必要となっている。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	① 運営費に対する助成の実施：11 法人 ② 特色ある学校づくりに対する補助の実施：10 法人	KPI の状況 (R3末)	
		① 11 法人へ交付予定 ② 10 法人へ交付予定	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●運営費に対する助成</p> <p>・学校経営の健全性を高め、教育環境の維持・向上を図るため、私立学校の運営費に対する助成を行う。</p>	<p>◆運営費に対する助成</p> <p>・学校訪問等を活用して予算や補助内容を周知 私立学校運営費補助金：10 法人 私立特別支援学校運営費補助金：1 法人</p> <p>・継続して助成を実施</p> <p>・順次各学校へヒアリングを実施（9月上旬～）</p>	
<p>●特色ある学校づくりに対する補助</p> <p>・教育の国際化やキャリア教育の推進など社会の変化に応じた教育の改革等、私立学校が抱える課題を解決し教育力を強化する取組を支援する。</p>	<p>◆特色ある学校づくりに対する補助</p> <p>・学校訪問等を活用して予算や補助内容を周知 私立学校教育改革推進費補助金</p> <p>・ICT 環境整備に係る国庫補助事業の募集内容を周知し、活用を促進</p> <p>・継続して補助を実施</p> <p>・順次各学校へヒアリングを実施（1月下旬）</p>		

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策2-(2) 私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	私学・大学支援課

概要	公立・私立を問わず全ての児童生徒が、家庭の経済状況に関わらず、安心して教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭の教育負担の軽減を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○全ての児童生徒が、家庭の経済状況に関わらず、修学機会が確保され安心して教育を受けることができる。
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□私立高等学校の授業料については、国の高等学校等授業料無償化により保護者の教育費負担が大幅に軽減された。</p> <p>■私立小・中学校の授業料については、国の支援策の規模が小さく、高等学校と比較すると保護者負担が大きいため、県において支援策を設ける必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	① 高等学校等就学支援金等の支給：11 法人 ② 授業料の軽減措置を行う私立学校に対する助成：11 法人	KPI の状況 (R3末)
		〈交付決定済〉 ① 私立高等学校等就学支援金 11 法人(R3.4月～R4.3月分) 私立高校生等奨学給付金 566 件 (R3.10月～R3.12月分) ② 私立学校授業料減免補助金 11 法人 (R4.3月交付決定予定) 私立中学校等修学支援実証事業費補助金 8 法人 (R4.2月交付決定予定)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●高等学校等就学支援金等の支給</p> <p>・全ての児童生徒が、家庭の経済状況に関わらず、安心して教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭の教育負担の軽減を図る。</p>	<p>◆高等学校等就学支援金等の支給</p> <p>・高等学校等就学支援金制度等に関する学校担当者説明会を実施(年に1回開催)し、補助内容、制度変更点等を周知</p> <p>・学校訪問を実施(年に1回訪問)し、予算や補助内容を周知</p>
	<p>●授業料の軽減措置を行う私立学校に対する助成</p> <p>・全ての児童生徒が、家庭の経済状況に関わらず安心して教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭の教育負担の軽減措置を行う私立学校に対して助成を行う。</p>	<p>◆授業料の軽減措置に対する助成制度など家庭における教育費の負担軽減につながる支援を実施</p> <p>・学校訪問等を活用して予算や補助内容を周知</p> <p>・継続して助成を実施 (国の私立中学校等修学支援実証事業の R3 年度末終了に伴い、私立学校授業料減免補助金を拡充予定)</p>

事業 名称	基本方針VI 対策3-(1)	担当部	産業振興推進部
	地域活性化の核となる大学づくりの推進（産学官民連携センター）	担当課	産学官民連携センター
概要	大学をはじめとする県内外の高等教育機関の研究内容の紹介や多様な講座の開設等を通じた産学官民の交流の機会を設けるとともに、交流の中で生まれたアイデアを具体的な事業プランまで磨き上げ支援すること等により、県内事業者の新たな事業展開を促進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○産学官民連携のプラットフォーム機能を生かした産業振興の推進 ①ビジネスチャレンジサポート等による支援件数（累計）：40件【R2～R5】 （第4期産業振興計画目標値）（R2：7件 R3：7件） ②産学官民連携課における産学官民が連携した事業化案件数（累計）：10件【R2～R5】 （第4期産業振興計画目標値）（R2：2件 R3：3件）		
取組の 成果と 課題 (R3末)	□産学官民の交流や情報交換の場づくりは進んでいる。 ■県内には、自社に十分な人員や研究開発経費を持ち、新事業・新製品開発に取り組むことができる企業が多 くない。 ■産学官民の連携によって大学等が有する研究開発力を活用し、新事業・新製品開発に取り組むことが重要 であるが、県内中小企業や個人事業主には高等教育機関への相談のハードルが高いとの声がいまだ根強い。		
単年度の KPI (R4年度)	① ビジネスチャレンジサポート等による支援件数：10件 （第4期産業振興計画目標値） ② 産学官民連携課における産学官民が連携した事業化案件数：2件 （第4期産業振興計画目標値）	KPIの状況（R3末）	
		① 7件 ② 3件	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	●コーディネート機能の発揮 ・常設の「相談窓口」で、事業の立ち上げや新事業の創出・産学連携等ビジネスに関する相談対応を行う。 ・各種セミナーや講演会、企業訪問等により、県内企業と高等教育機関の連携強化を図る。	◆相談窓口の設置 ・事業の立ち上げや新事業の創出・産学連携等ビジネスに関する相談対応を実施 ◆ビジネストレンドセミナー・似業種交流会議 ・「グリーン化」をテーマにセミナー及び交流会を各1回開催：2～3テーマ ◆シーズ・研究内容紹介（高知県・大学等連携協議会） ・各高等教育機関等の研究内容を紹介 オンライン型：7回程度、出張型：2～3回程度、招待型：2～3回程度などを組み合わせて開催 ◆経営者トーク（高知県・大学等連携協議会） ・県内企業経営者を講師に迎えた講演会：3回程度 ◆企業訪問キャラバン ・県内高等教育機関や県等からなるキャラバン隊による企業訪問 課題解決や共同研究の可能性を探るための意見交換等	
	●産学官民が連携した研究開発の促進 ・本県で事業化が期待できる産学官連携による研究開発を補助金により支援する。	◆産学官連携産業創出支援事業 ・産学官連携産業創出支援事業による研究支援を強化	

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策3-(1) 地域活性化の核となる大学づくりの推進（県立大学）	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	私学・大学支援課
概要	県立大学において、地域住民、NPO、県や市町村などと連携・協働して産業の振興や地域課題の解決に取り組む活動を積極的に推進するとともに、地域のニーズに応える人材育成を行うなど、大学における「地（知）の拠点」機能の充実・強化を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○大学の学生や教員が積極的に地域に入り、住民、NPO、県や市町村の職員などと連携することで、地域とのつながりを深め、産業振興の取組をはじめ、健康長寿県づくり、中山間対策、南海トラフ地震対策など、地域における課題の解決や活性化に協働で取り組む活動を推進している。		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<input type="checkbox"/> 包括連携協定を締結している自治体を訪問し、首長等と面談して意見交換を行い、連携の維持と強化に努めた。 <input type="checkbox"/> 立志社中では、6プロジェクトを採択し活動等の助言指導を行った。また、活動にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を行い地域活動に参画、各自治体や関係機関、地域の方々と協働で地域活動を行った。 <input type="checkbox"/> CSL（コミュニティサービスラーニング）サポートデスクでは、包括連携協定を締結している自治体からのボランティア情報6件を学生に周知し、延べ82人の学生の主体的な地域活動を支援した。 <input checked="" type="checkbox"/> 域学共生の取組のさらなる推進に向けて、H30年度に第1号が誕生した地域共生推進士をはじめとする卒業生などとの卒業後のネットワークづくりの検討が必要である。		
単年度の KPI (R4年度)	①域学共生に関する取組の実施 ②立志社中に関する取組の実施	KPIの状況 (R3末)	
		① 実習：611人 CSL：13人 ② 立志社中：6チーム 延べ146人	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●域学共生に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活性化に向けて、県や市町村をはじめとする関係機関、地域の方々との連携強化を図りながら、学生と教員が地域に入り、地域とのつながりを深める活動を推進する。 ・地域で活動している卒業生との連携により、地域の諸組織とのつながりを円滑に進め、域学共生の取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域学実習Ⅰ・Ⅱ、域学共生実習 ・CSL（コミュニティサービスラーニング）サポートデスク ※学生のボランティアを支援する窓口を運営 	
<ul style="list-style-type: none"> ●立志社中に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決に主体的に取り組む学生を大学として支援する。 (目標) ①地域の課題に高い関心を持った学生が、地域の方々と協働して取り組む ②学生が地域の方々と一緒に活動することを通じて、学内だけでは学べないことを学ぶ ③大学と地域が協働して、よりよい地域づくり・人づくりにつながる仕組みをつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆取組の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・順次、各プロジェクトへの参加者を募りながら、地域活動に参画していく。 (年間の流れ) プロジェクト募集（4月） プロジェクト審査（5月） 中間報告会（11月） 活動成果報告会（3月） 		

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策3-(2) 学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実 (県立大学・工科大学)	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	私学・大学支援課
概要	誰もが学び続け、夢や志に挑戦できる社会の実現に向け、大学における学び直しの機能を充実させ、社会人の学びを支援する。また、地域や産業を支える人づくりに向け、起業を目指す人材養成のためのビジネス研修をはじめ、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの充実・強化を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○「夜間主コース」の設置や社会人入試制度の導入により、働きながら学べる機能を拡充するとともに、公開講座や県民開放授業の開催、履修証明プログラム、科目等履修制度の充実によって、社会人のニーズに応じた多様な学習プログラムを提供するなど、大学における生涯学習、社会人教育の機能のさらなる充実・強化が図られている。		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□コロナ禍により、対面型の公開講座は中止としたが、オンデマンドを活用した公開講座を実施した。また、包括連携協定を締結している自治体との連携によって、中山間地域等のインターネット環境が整わない方々には、公民館や集落活動センター等の小さな拠点において視聴いただく取組を実施し、インターネット環境の整わない方も含め、「誰一人取り残さない質の高い生涯学習の機会の充実」につなげた。(県立大)</p> <p>□公開講座に YouTube での配信を取り入れたことで、興味ある方のオンデマンド視聴を可能とした。(工科大)</p> <p>■大学における生涯学習、社会人教育の機能のさらなる充実・強化を図りながら、受講対象となる社会人等への広報活動を充実させる必要がある。(県立大、工科大)</p>		
単年度の KPI (R4年度)	①県立大学文化学部夜間主コース（定員：30名）への社会人等の入学促進 ②公開講座等の実施	KPI の状況 (R3末)	
		① 25人入学 ② 県立大学 8回開催 工科大学 5回開催 (両大学オンライン) (3月末見込)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>●大学における学び直し</p> <p>・誰もが学び続け、夢や志に挑戦できる社会の実現に向け、大学における学び直しの機能を充実させ、社会人の学びを支援する。</p>	<p>◆県立大学文化学部夜間主コースへの社会人等の入学促進</p> <p>・Web オープンキャンパスやオンライン個別相談会等、Web を中心としつつ、対面方式を併用した積極的な広報活動を展開</p>	
実施 内容	<p>●学びの機会の充実</p> <p>・社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの充実・強化を図り、生涯学習の機会を確保する。</p>	<p>◆公開講座等の実施 (県立大)</p> <p>・オンライン形式による公開講座の実施等により、コロナ禍や高知県の地理的に不利な条件を超えて、さらなる県民の学び、学び直しの機会充実</p> <p>・各市町村や集落活動センター等との連携による学びの拠点整備</p> <p>(工科大)</p> <p>・オンライン形式による配信等の充実</p>	

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策3-(2) 学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実 (産学官民連携センター)	担当部	産業振興推進部
		担当課	産学官民連携センター
概要	産学官民連携センターにおいて、ビジネスの基礎知識から応用・実践力まで、受講者のニーズやレベルに応じて学ぶことのできる「土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐 MBA）」を実施することにより、産業人材の育成を進める。また、産業振興計画の強化ポイントである「グリーン化」、「グローバル化」、「イノベーション」の取組を牽引する人材を育成する連続講座を新設するなど、講座内容のさらなる充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○ビジネスの基礎を習得した、本県の産業振興に資する人材の育成 土佐 MBA 実受講者数 = 1,000 人 (R2 : 793 人 R3 : 888 人 (R4.1 月末)) (毎年度/本科+実科+こうちスタートアップパーク) ※第4期産業振興計画数値目標		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<input type="checkbox"/> 民間のオンライン講座（グロービス学び放題）を導入するとともに、県内のビジネス現場をよく知る講師による対面講座を拡充し、受講者ニーズに対応する講座内容としたことで、実受講者数が昨年度より増加した。 <input type="checkbox"/> 小規模事業者向けの「なりわいワイワイ塾」を県内3ヶ所（高知市、香南市、四万十市）で実施し、地域での学びの場を充実させた。 <input checked="" type="checkbox"/> 実受講者数は増加したが、目標には到達していないため、より一層効果的な広報を実施する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 受講者ニーズへの対応に加え、産業振興計画の推進に向け、講座内容のさらなる充実を図る必要がある。		
単年度の KPI (R4年度)	・土佐 MBA 実受講者数 = 1,000 人 (毎年度/本科+実科+こうちスタートアップパーク) ※第4期産業振興計画数値目標	KPI の状況 (R3末)	
		888 人 (R4.1 月末)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐 MBA）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式」や「社会構造の変化」に対応した効果的な講座を実施する。 ・「グリーン化」、「グローバル化」、「イノベーション」の取組を牽引する人材を育成する連続講座を新設し、講座内容のさらなる充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆本科（基本コース） <ul style="list-style-type: none"> ・経営に必要な基礎知識を分野ごとに体系的に学ぶ講座 <ul style="list-style-type: none"> おためし講座（5～9月） 入門講座（通年） 基礎講座（グロービス学び放題）（通年） 応用講座（7～12月） トップレクチャー（5～12月） ビジネストレンドセミナー（4～12月） ◆実科（実践コース） <ul style="list-style-type: none"> ・演習やグループワークなどを中心としたより実践的な講座 <ul style="list-style-type: none"> なりわいワイワイ塾（6～8月） 土佐経営塾（9～12月） グローバル人材育成講座（9～12月） 新事業・イノベーション創出講座（9～12月） 	
<ul style="list-style-type: none"> ●効果的な広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・土佐 MBA 活用促進に向けて、多様な媒体を用いた PR を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報素材のリニューアル【R4】 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやパンフレット等の刷新（4月） ◆多様な手段で効果的な広報を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告（3月） ・さん SUN 高知（4月） ・グロービスオンライン説明会の実施（通年） ・県内事業所・事業者団体への訪問（通年） ・インターネット広告（通年） ・メールマガジン配信（通年） 		

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策3-(3) 若者の県内定着の促進	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	私学・大学支援課

概要	若者の県外流出を防止し、地域活性化の中心となる「ひと」の地方への集積を図るため、県内高校から県内大学への進学者を増やすとともに、県内大学卒業者の県内就職を促進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県内大学卒業者の県内就職を促進するため県内企業に限定した就職セミナーの開催や県内企業に関する就職情報の発信等を行うとともに、産業界、県等が連携・協働して地域の雇用創出を図ることにより、県内大学生等の地元就職率が向上している。</p> <p>・県内大学生等の県内就職率：42.0% ※第4期産業振興計画目標値（R5末） （県立大 R2：32.2%、工科大 R2：19.0%）</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□先輩（県内就職内定者）の声を聞く機会の提供や県内企業に関する情報提供、業界研究セミナーの実施などによって、県内就職を志す学生の希望は比較的高い割合で叶っている。（県立大）</p> <p>■県内志向の学生には県内企業限定のセミナーは効果があるが、県外志向（県内との併願者含む）の学生を惹きつけるための効果的な情報発信等の対策が必要である。（県立大、工科大）</p> <p>■県外企業を選択する学生に対し、待遇面だけでなく県内企業の魅力を伝えるなどの方策についての検討が必要である。（県立大）</p> <p>■専門職（特に保健師、管理栄養士など）において、年度によっては業種としての採用がない場合もあるため、単年度での評価が難しい。（県立大）</p> <p>■出身地に関係なく、地域にこだわらずに就活を進める学生も少なくないため、業界・職種で絞り込んだ小規模セミナーへの変更や、採用実績等を参考に一定程度の認知度・人気企業に限定する等の思い切った転換なども検討する必要がある。（工科大）</p> <p>■コロナ禍によるオンライン化浸透で出会える企業に地域差がなくなり、とくに理系分野においては自身の専門を活かせる県内企業が少なく映る（求人件数はおよそ県内200/全国10,000）ことから、主要な県内企業には本学学生をメインターゲットとしたアプローチ（推薦求人や高度な連携教育）が求められる。（工科大）</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・県内大学生等の県内就職率：42.0% ※第4期産業振興計画目標値（R5末）	KPIの状況（R3末）
		R2年度県内就職率 県立大：32.2% 工科大：19.0 ※R3年度はR4.5～6月頃判明

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
		<p>●県内高校から県内大学への進学促進</p> <p>・将来的に県内企業への就職が期待できる県内高校生の県内大学への進学を促進するため、入学料の減免などを実施する。</p>
	<p>●県内企業に限定した就職セミナー等の実施</p> <p>・県内大学卒業者の県内就職を促進するために、県内企業に限定した就職セミナー等を実施し、就職情報を発信する。</p>	<p>◆県内就職セミナー</p> <p>・合同でのセミナーなどを状況に応じて、対面及びオンライン配信により開催（県立大、工科大）</p> <p>・3年次を対象としたキャリア教育について、状況により対面とオンライン配信で開催予定（県立大）</p> <p>・県内で活躍する社会人との交流が効果的と考えられることから、2年次を対象とした社会人との交流や課題解決型の研修プログラム（工学系）を検討（工科大）</p>
	<p>●低学年次へのキャリア教育の実施</p> <p>・県内企業の魅力等に触れる機会を低学年の段階においても確保するため、1年次を対象としたキャリア教育を実施する。</p>	<p>◆1年次を対象としたキャリア教育を検討及び実施</p> <p>・県内企業の経営者の方々を通じ、地場産業の取組や企業の想いを学生に伝える場を提供（県立大）</p>

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策4-(1) 県民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	文化振興課

概要	「文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県」の実現に向け、平成29年3月に策定した「高知県文化芸術振興ビジョン」に沿って文化施設を活用して取り組み、特に学校と連携した文化芸術活動を進める。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○県民が文化芸術を鑑賞・体験し、心の豊かさを実感することのできる環境が整っている。 R5年度の年間観覧者数目標（指定管理の協定締結時に設定した目標人数または各年度で設定する目標人数） 高知城歴史博物館：85,000人 美術館（主催展覧会）：50,000人 歴史民俗資料館：30,000人 坂本龍馬記念館：160,000人 文学館：24,000人 県民文化ホール（自主事業）：21,000人
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	□各文化施設において企画展を開催する等、県民が文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供した。 文学館：親子で楽しめる企画展（シンデレラ展、ノントン展、ふしぎ駄菓子屋銭天堂展等）を開催し、入館者数が目標数を上回った。 ■新型コロナウイルス感染症の影響により、入館者数は文学館を除いて目標数に届いていない（12月末現在）。 ※R3年8月21日～9月26日まで、高知城歴史博物館及び坂本龍馬記念館が新型コロナウイルス感染症対策のため休館 ■感染症対策を徹底しながら企画展及びイベントを開催し、入館者数の回復に向けて取り組む必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	年間観覧者数目標	KPIの状況（R3末）
	①高知城歴史博物館：85,000人 ②美術館（主催展覧会）：50,000人 ③歴史民俗資料館：30,000人 ④坂本龍馬記念館：160,000人 ⑤文学館：24,000人 ⑥県民文化ホール（自主事業）：21,000人	① 27,021人（1月末） ② 19,863人（1月末） ③ 13,597人（1月末） ④ 53,035人（1月末） ⑤ 35,515人（1月末） ⑥ 一人 （※R4年4月に集計）

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施 内容	●県立文化施設での質の高い文化芸術に親しむ機会の提供 ・各文化施設の特徴を生かした魅力的な企画展や常設展、イベントを開催し、リピーターとなる入館者を獲得するとともに、新規入館者を獲得するための効果的な広報を行う。	◆各県立文化施設での魅力的な展示 ・企画展：年間4回程度開催 ・常設展：数ヶ月ごとに展示品の入れ替え ※常設展示の入れ替えができない館は常設展示企画コーナーを入れ替え
	●学校等と連携した地域の歴史学習や鑑賞活動の促進 ・美術、郷土の歴史、文学等県立文化施設の特徴を生かした様々な文化芸術に関する教育普及を目的とした出前授業や講座を開催し、鑑賞活動を促進する。	◆学校等と連携した地域の歴史学習・鑑賞活動 ・学校見学及び修学旅行への対応 ・出前授業及び各種講座への学芸員の派遣

事業名称	基本方針Ⅵ 対策4-(2) 文化芸術等を活用した地域活性化の推進 (文化芸術振興ビジョン推進事業)	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	文化振興課
概要	<p>県民が自主的に文化芸術活動を行った成果を発表する場や、優れた芸術活動を鑑賞する機会を提供する「高知県芸術祭」を開催する。また、県内各地の民間団体が行う文化芸術活動を支援することにより、県民が文化芸術に親しむ環境づくりを推進するとともに、地域の活動を牽引する人材の育成を図る。</p>		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○より多くの県民が文化芸術活動に取り組み、地域における文化芸術を担うとともに地域の活動を牽引することで、交流人口の増加や観光振興、地域の活性化につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県芸術祭参加事業数：90事業（R2：86事業 R3：75事業） ・文化芸術ホームページへのアクセス件数：10,000件/年 （R2：5,892件/年 R3：3,521件/年（2月末）） ・発表の場の拡充：延べ30団体（R2：0団体 R3実績：23団体） 		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>□県民の文化芸術活動を支援し、県民が文化芸術に親しむ機会を提供するため、芸術祭におけるイベントや、助成事業、発表の場の創出等を行った。</p> <p>■新型コロナウイルスの影響により、発表の機会や場が減少しているなか、文化芸術に触れる機会をより効果的に提供していくための工夫をしていく必要がある。</p> <p>■芸術祭の知名度UPや、より多くの団体に参加してもらうため、効果的な広報等を検討する必要がある。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	<p>① 高知県芸術祭参加事業数：85事業</p> <p>② 文化芸術ホームページへのアクセス件数：5,000件/年</p> <p>③ 発表の場の拡充：延べ30団体</p>	<p>KPIの状況 (R3末)</p> <p>① 80事業</p> <p>② 3,521件/年（2月末）</p> <p>③ 23団体</p>	
実施内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>●高知県芸術祭の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の振興を図り、県民が文化芸術に親しむ機会を提供するため、毎年9～12月に県内各地で文化芸術団体が行う取組を支援する。 	<p>◆高知県芸術祭の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Kochi Art Projects 助成事業の実施 ・「中四国文化の集い」の開催（R4.10.10） ・オープニングイベントの開催 	
	<p>●高知の文化芸術の情報収集及び発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地の文化芸術活動や文化芸術団体等の情報を一元化し、ホームページにより、県民の文化芸術の鑑賞、参加、創造につなげる。 	<p>◆高知の文化芸術の情報収集及び発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ改修の検討 ・登録者の充実に向けた取組 ・イベント情報の掲載など、新たな情報の掲載を検討 	
<p>●発表の場の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント等における文化芸術団体等の発表機会の創出を行う。 	<p>◆発表の場の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業についての積極的な情報提供 ・芸術祭への協賛事業等を増やす仕組みの検討 		

事業名称	基本方針Ⅵ 対策4-(2) 文化芸術等を活用した地域活性化の推進 (文化広報誌発行事業)	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	文化振興課
概要	山、海、川の豊かな自然から生まれた本県の文化や歴史、人を文化広報誌により県内外に向け積極的に発信し、本県を新たな視点から紹介することにより、それぞれの地域への関心を高め、交流人口の増加や、観光、産業振興につなげる。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○高知県ならではの文化や地域に埋もれた文化を広く県内外に発信することで、交流人口の増加や観光振興、地域の活性化につながっている。</p> <p>・ホームページへのアクセス件数：50,000件/年 (R2：31,415件/年 R3：33,184件/年 (12月末現在))</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>□高知で生き生きと暮らす人々の価値観やライフスタイル、活動などを通して高知の文化を広く県内外へ発信し、高知の魅力の再発見、新発見、交流人口の拡大及び地域の活性化につなげることを目的として、高知県文化広報誌「とさぶし」を発行した。</p> <p>■ターゲット層（20～30代）へのアプローチが十分でない。</p> <p>■新たなホームページの閲覧者を開拓できるよう、SNS等による効果的な周知を図る必要がある。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	①ホームページへのアクセス件数：50,000件/年 ②Twitter更新回数：1号発行当たり6回 (R4年度から新たに設定)		KPIの状況 (R3末)
			① 33,184件/年 (12月末)
実施内容	内 容		具体的な取組 (R4～5年度)
	<p>●高知の文化芸術の情報収集及び発信</p> <p>・高知で生き生きと暮らす人々の価値観やライフスタイル、活動などを通して高知の文化を広く県内外へ発信し、高知の魅力の再発見や新発見、交流人口の拡大及び地域の活性化につなげることを目的として高知県文化広報誌「とさぶし」を発行する。</p>		<p>◆高知の文化芸術の情報収集及び発信</p> <p>・「とさぶし」第39～42号、43～46号の発行</p> <p>・新たな読者及びホームページの閲覧者を効果的に開拓できるよう、SNSを活用</p> <p>・高知県に縁のある人が多いと考えられる関西圏での「とさぶし」の発信強化</p>

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策4-(3) 文化財の保存と活用の推進	事業 No,	—
		担当課	文化財課

概要	文化財の保存と活用の取組を進めていく共通の基盤となる「高知県文化財保存活用大綱」を策定するとともに、市町村に対し、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組む体制が整うよう、アクションプランである「文化財保存活用地域計画」の策定を促す。また、大綱・計画を基に、文化財的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○県内各市町村において「文化財保存活用地域計画」が策定され、個々の文化財の実情に応じた保存と活用の取組が継続的に行われている。 ・「高知県文化財保存活用大綱」の策定（R3.3月） ・市町村「文化財保存活用地域計画」の策定（着手を含む）：34市町村（R3：1村）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	□1団体（日高村）が「文化財保存活用地域計画」の策定へ向けた取組に着手した。 ■文化財の価値を維持・拡大し、後世に伝えるための対応が十分ではない中、過疎化・少子高齢化など文化財を取り巻く環境は厳しさを増している。 ■文化財の保存と継承を図るため、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が増してきており、大綱の策定を受け、各市町村への働きかけを行う必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・「文化財保存活用地域計画」の策定へ向けた取組に着手した市町村数 ：3（東部、中部、西部各1を想定。モデルケースとして重点支援）	KPIの状況（R3末）
		1村

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
		●計画的な文化財の保存・活用の推進 ・地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むため、市町村の「文化財保存活用地域計画」の策定に向けた取組を支援する。
	●文化財の調査及び指定 ・文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行う。	◆文化財管理調査事業の推進 ・文化財保護審議会による計画的調査 ・民俗芸能緊急調査報告書の活用 ・旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存と活用
	●文化財の維持管理の推進 ・国・県指定文化財の保存と活用を図るため、市町村教育委員会と連携して文化財の巡視活動や南海トラフ地震対策など、文化財の保存上必要な事業を進めるとともに所有者への支援を行う。	◆文化財巡視事業の推進 ・文化財保護指導員への調査依頼 ・対策が必要な文化財の専門家調査の実施 ◆文化財保存事業費補助金による保存・活用支援 ◆文化財の南海トラフ地震対策 ・建造物等の地震対策の促進

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策4-(3) 高知城の保存管理と整備の促進	事業 No,	—
		担当課	文化財課
概要	次世代に高知城（国史跡・重要文化財）を良い状態で引き継ぐため、適正な管理や計画的な修理とあわせて、継続的な景観の改善に取り組む。また、文化財的価値についての理解を広げるため、高知城歴史博物館と連携した取組や重要文化財建造物の調査を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○高知城の保存と活用の好循環がさらに充実し、小・中・高校生を含めた県民や観光客に対して高知城の文化的価値の理解を広げるための取組が進められている。</p> <p>・高知城の入場者数 年間 280,000 人以上（うち小・中・高校生 36,000 人以上） （R2 年度入場者数：101,680 人 うち小・中・高校生 17,233 人） （R3 年度入場者数：111,006 人 うち小・中・高校生 25,646 人）（2 月末現在）</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響があり、高知城の入場者数は例年より減少しているが、その中でも夜間イベント（NAKED FLOWERS 高知城）など活用を図ることができた。</p> <p>■高知城の価値を維持・拡大し、後世に伝えるためには適切な修理・修繕や魅力向上のための整備が必要となるが、十分とは言えない状況である。</p> <p>■過疎化・少子高齢化など文化財を取り巻く環境が厳しさを増している中、次世代に良好な状態で受け継ぐためには高知城の文化的価値についての理解を広げる取組の強化が必要である。</p>		
単年度の KPI (R4 年度)	・高知城の入場者数：前年度実績以上の入場者数を目指す	KPI の状況 (R3末)	
		111,006 人 (うち小・中・高校生 25,646 人) (2 月末現在)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5 年度)	
	<p>●高知城建造物等の維持</p> <p>・高知城は、多くの建造物が建築後 250 年を超え、昭和の解体修理からも 60 年が経過しており、保存のため修理が必要な箇所が増加している。このため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、火災や南海トラフ地震に備えるための取組を進める。</p> <p>●高知城の文化財的価値の理解促進</p> <p>・城郭らしい景観を保全することにより、高知城を訪れる方々の満足度の向上を図るため、継続的な景観対策等を行う。</p> <p>・高知城の文化財的価値についての理解を広げるため、高知城歴史博物館と連携して現地講座の開催を図るとともに建造物内の説明看板の改修（多言語化）などの取組を行う。</p>	<p>◆高知城緊急防災対策事業の実施</p> <p>・緊急防災対策工事</p> <p>◆石垣カルテ作成【～R4】</p> <p>・H30 年度から 5 年間で、本丸周囲の石垣を調査</p> <p>・計画的な石垣の保存対策</p> <p>◆南海トラフ地震対策</p> <p>・高知公園西ノ丸西側石垣改修工事【R4】</p> <p>・建造物の耐震診断及び耐震対策工事</p> <p>◆樹木伐採</p> <p>・専門家の指導を受け、計画的に景観管理及び文化財保全のための剪定や伐採を実施</p> <p>◆高知城の魅力向上の取組</p> <p>・プロモーションビデオの活用</p> <p>・現地講座の開催</p> <p>◆史跡等の計画的整備</p> <p>・内堀跡西側地区の整備</p> <p>◆重要文化財建造物調査</p> <p>・他城の文化財調査の情報収集等</p>	

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策4-(3) 埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進	事業 No,	—
		担当課	文化財課
概要	開発事業により影響を受ける埋蔵文化財について、事業者と緊密な連携を取りながら適切に記録保存を行う。また、埋蔵文化財を活用して県民に地域の歴史や文化を知る機会を提供する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に行うため、関係機関と十分に連携し事前の試掘確認調査を実施する。</p> <p>○埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物を、高知県立埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに各種講座や市町村と連携した地域展等の開催など地域教育や歴史教育を充実させるために活用する。</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響がありながらも、埋蔵文化財の活用を図ることができた。 入館者数 R2年度：3,914人、R3年度：3,177人（2月末現在）</p> <p>■発掘調査の有無を判断する事前の試掘確認調査を実施する条件整備が不十分な場合がみられる。</p> <p>■埋蔵文化財センターにおける企画展や体験教室等の利用を通じた理解促進などにより、埋蔵文化財のさらなる周知と活用を図ることが必要である。</p> <p>■土佐の歴史を一変させる可能性を有する安芸市瓜尻遺跡の保存と活用に対する支援が必要である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・埋蔵文化財センター入館者数：前年度実績以上の入館者数をめざす。	KPIの状況 (R3末)	
		3,177人（2月末現在）	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●「試掘確認調査」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と十分に連携し、発掘調査実施の有無を判断するために行う事前試掘確認調査を円滑に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆試掘確認調査（当該計画区域の用地買収、境界確定、工程、方法、手続き等） <ul style="list-style-type: none"> ・安芸道路 ・南国安芸道路 ・佐賀大方道路 ・柳瀬川河川改修 ・県道家俊岩戸真幸線 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財に関する各種講座や市町村と連携した地域展等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財についての理解促進を目的として、公開講座の充実及び情報の周知を図る。 ●「発掘調査現地説明会」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・出土された多くの遺構や遺物について、発掘調査現場において説明会を開催し、情報発信と地域の埋蔵文化財への理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種講座や地域展等 <ul style="list-style-type: none"> ・企画展等展示会 ・公開講座（遺跡解説会等） ・古代ものづくり体験教室等 ・出前考古学教室 ◆発掘調査現地説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・東浜土居遺跡 ◆広報ツールを活用した情報提供 	
<ul style="list-style-type: none"> ●瓜尻遺跡の保存と活用に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・土佐の歴史を一変させる可能性を有し、国史跡に相当する重要な遺跡である安芸市瓜尻遺跡の保存と活用の取組に対して支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保存と活用のための財政的・技術的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡の保存と活用に必要な経費の一部に対する支援 ・専門職員による技術的助言 		

事業 名称	基本方針VI 対策5-(1)	担当部	文化生活スポーツ部
	スポーツ参加の拡大	担当課	スポーツ課
概要	総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツ推進体制を整えとともに、ライフステージや地域の実情に応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域スポーツハブ設置数：11 団体 ○各地域スポーツハブでのスポーツ活動数：地域スポーツハブ立ち上げから 3 年後のスポーツ活動数が立ち上げ年度比で 20%増加 ○総合型地域スポーツクラブの会員数：10,000 人以上 ○高知県障害者スポーツ大会の参加者数（延べ人数）：1,700 人以上 ○障害者がスポーツ参加しやすい仕組みを構築している総合型地域スポーツクラブ等の数：6 団体 ○新たなスポーツ大会やイベント（広域を対象にした取組や市町村と連携した取組）が増加している。 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>(※)「第 2 期高知県スポーツ推進計画」の終期（R4）</p> <ul style="list-style-type: none"> □地域スポーツハブは立ち上げ時から設置数が増加した。各地域スポーツハブにおいて、地域のニーズや課題を捉え、新たなスポーツサービスの提供が一定進んできた。また、地域部活動の受け皿となる取組数が増加するなど、地域における子どものスポーツ環境づくりも進んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツハブ設置数（H30：3 団体→R3：9 団体） ・スポーツ活動数（H30：24 件→R3：74 件） ・地域部活動の受け皿となる取組数（H30：0 件→R3：9 件） ■広域の関係者から継続してニーズや課題を捉えることが十分にできていない。 ■地域のスポーツ環境や活動を充実させるには、単一の団体や組織の取組だけでは限界があり、地域の実情に応じて多様な関係者が連携する体制の構築が必要である。 ■県の助成終了後も継続した取組につなげるための工夫が必要である。 		
単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ①地域スポーツハブ設置数：11 団体 ②各地域スポーツハブでのスポーツ活動数：3 年後のスポーツ活動 20%増加に向け活動数が増加している。 ③総合型地域スポーツクラブの会員数：10,000 人以上 ④高知県障害者スポーツ大会の参加者数：1,700 人以上 ⑤障害者がスポーツ参加しやすい仕組みを構築している総合型地域スポーツクラブ等の数：7 団体 	KPI の状況 (R3末)	
		<ul style="list-style-type: none"> ① 9 団体 ② 事業活動数：74 件 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツハブごとの事業活動数（設置年度→R3） 南国市(4→11)、土佐市(8→11)、土佐清水市（12→18）、室戸市(3→6)、香南市(10→9)、安芸市(1→5)、四万十町(1→7)、宿毛市（3→4）、須崎市（3） ③ 7,617 人 ④ 参加者数：632 人（コロナの影響で大会を大幅に縮小） ⑤ 6 団体（12 月末時点） 	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域スポーツハブの活動充実 <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な地域スポーツを推進するため、既存の総合型地域スポーツクラブ等を核として地域のスポーツ活動の拠点「地域スポーツハブ」の取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆効果的な取組の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域スポーツハブとの定期的な意見交換の実施 ・各地域スポーツハブ促進委員会への参加 ・広域の関係者とのマッチング等の支援 ◆地域スポーツコーディネーター等育成塾の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度事業の報告及び今年度事業の説明：年 2 回 ・市町村行政との意見交換会：年 6 回 ◆地域スポーツハブ情報交換会への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツコーディネーター主導で開催する会へ参加 ◆リモートスポーツパッケージ情報交換会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・活動事例の共有、効果的な運用に向けた勉強会実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●継続した取組につなげる関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツ活動を継続した取組につなげるために、市町村行政との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域スポーツに関する意見交換会の実施：年 6 回 <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村のスポーツに関する課題の共有 ・地域の実情に応じた課題対策を検討・実施 ◆地域スポーツハブの拠点がある市町との調整：随時 <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツハブが実施する活動の継続に向けた協議 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●民間団体や企業等が核となる新たなスポーツ推進体制との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ活動の充実を図るため、民間活力やノウハウ等を活用したスポーツ活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県スポーツコミッションが実施する公益的な活動を支援（通年） ◆高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の取組及び登録・認証制度の運用を支援（通年） ◆高知県スポーツ協会との連携 	
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者のスポーツ参加機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が身近な地域で安心してスポーツに参加できるように、障害者スポーツの参加の機会を拡充する環境づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の競技団体等が行うイベント・大会等への支援 ・障害者スポーツを支える人材の発掘・育成 ・障害者とスポーツをつなぐ取組への支援 ◆障害者スポーツの競技力の向上支援 <ul style="list-style-type: none"> ・国際スポーツ大会や全国スポーツ大会での入賞を目指す選手への支援策の強化や人材の発掘 ◆障害者スポーツ情報の活用の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の継続的な収集と発信、共有 ◆障害者スポーツの理解啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツセンターのコーディネーターによる関係者との情報共有 ・障害者スポーツ等各種体験活動の継続的な実施 		

事業名称	基本方針VI 対策5-(2) 競技力の向上（スポーツ振興推進事業）	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	スポーツ課

概要	誰もが自分にあった競技を見つけ、トップ選手を目指すことができる環境づくりを行うとともに、質の高い指導が受けられる体制やサポート体制など、系統立てた指導体制を整備する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○日本を代表する選手や指導者等を本県から多数輩出するとともに、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会などの国内大会における入賞数が大幅に増えている。 ○国民体育大会の総合順位の向上：30位以内（R1：46位） ○国民体育大会の獲得競技得点の増加：900点（R1：630点） ○日本を代表する選手等の輩出人数の増加：40人以上（R1：37人）
-----------------------	--

(※)「第2期高知県スポーツ推進計画」の終期（R4）

取組の成果と課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □一部の競技では世界トップレベルの大会で活躍がみられる選手が育ってきている ■コロナ禍において選手の育成・強化活動が制限されている ■競技力の指標となる国民体育大会（三重大会）が中止となったことを踏まえて今後の強化計画を検討する必要がある。 □各競技団体等に高知県スポーツ科学センター（SSC）でのサポートが認知され、利用者数が増加している。 ■利用者数全体は増加傾向にあるが、スポーツ医科学の活用が一部の競技に限られているとともに、活用している団体においても、頻度や内容が限定的である。
-------------------	--

単年度のKPI (R4年度)	①国民体育大会入賞競技数（18競技）	KPIの状況（R3末）
	②スポーツ科学センター（SSC）の体力測定人数の増加（R3年度の10%増）	
	③SSCの各種サポート件数の増加（R3年度の10%増）	② 503人（2月末）
		③ 346件（2月末）

実施内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
		<ul style="list-style-type: none"> ●全高知チームによる重点強化 <ul style="list-style-type: none"> ・重点的な競技力の向上のため、各競技に県内の小学生から一般までの有望選手を強化選手に指定し、県外の優秀な指導者を特別強化コーチとして配置し、年間を通じて定期的に質の高い強化練習を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ医科学の効果的な活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・競技力向上や健康づくりなどの様々なスポーツ活動において、スポーツ医科学が効果的に活用されるよう、多様な団体や個人に対してスポーツ医科学面からのサポートや研修等を実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆SSCが競技団体のスポーツ医科学の計画的な活用を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・体力測定、各種サポートの実施 ◆デジタル機器の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔でのタイム測定機器や心肺機能を評価する機器等の活用 ◆県内外のスタッフによるスポーツ医科学サポート強化 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的なサポート実施による、サポート増に対応 ◆SSCスタッフの資格取得促進 <ul style="list-style-type: none"> ・SSCスタッフの育成プログラムの作成・実施 ◆日本スポーツ振興センターと連携・協働し、スポーツ医科学サポートの具体的な方法やサポートを実践する人材育成等に関する取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・HPSCネットワーク連携機関（体力測定）への指定 ◆SSCが学校部活動、スポーツ団体等と連携しニーズに応じた研修会を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・競技別医科学コーディネーターの研修会：年間2回 ・サポートチームスタッフの研修会：年間8回 ・地域のスポーツ指導者やスポーツ拠点スタッフの研修会：年間5回 ◆リモートによる研修会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会のリモート及びハイブリッド実施を検討

事業 名称	基本方針Ⅵ 対策5-(3) スポーツを通じた活力ある県づくり (スポーツツーリズムや地域におけるスポーツサービスの提供を 通じた経済や地域の活性化)	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	スポーツ課
概要	スポーツツーリズムの推進や地域におけるスポーツサービスの提供を通して、人材の活用・育成の充実、移住促進、交流人口の拡大、雇用の創出を図り、経済や地域の活性化につなげる。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○県外から誘客が期待できるプロスポーツのキャンプやプレシーズンマッチ、各公式戦等が増加している。 ○各市町村や、関係団体、県観光コンベンション協会と連携し、波及効果の高いアマチュア合宿・大会の誘致が行われている。 ○県内全域で自然環境を生かした多様なスポーツイベントが行われ、地域が活性化されている。 ○参加者1万人規模のマラソン大会継続に向けて、ランナーにとってより「安心・安全な」大会運営及び魅力ある大会づくりが行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ・県外からのスポーツによる入込客数：145,000人 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □パナソニックワイルドナイツ（ラグビー）高知キャンプ実施（10月） □青山学院大学陸上部の高知県初合宿決定（11月） ※プロスポーツ・アマチュアスポーツ合宿等の新たな誘致、新しい大会の開催などの県外入込客数がコロナ禍により大きく落ち込んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ■自然環境を生かしたスポーツの現状把握及び情報発信の強化が求められる。 ■地元プロスポーツチームやプロリーグの観客動員数の確保が必要である。 ■参加者1万人規模のマラソン大会継続に向けて、ランナー、スタッフにとってより「安心・安全な」大会運営が求められる。 		
単年度の KPI (R4年度)	○県外からのスポーツによる入込客数：140,000人	KPIの状況 (R3末)	
		13,990人（1月～12月末）	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ合宿等のさらなる誘致強化 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによるさらなる交流人口拡大のため、プロスポーツ・アマチュアスポーツの合宿や大会等の誘致を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ターゲットを絞った誘致のさらなる強化 <ul style="list-style-type: none"> ・日本代表チームやトップチームの誘致強化 ・県内キーパーソンのネットワークによるターゲット誘致の強化 ・自然環境を生かしたスポーツや若者に注目されている競技の誘致 ・関西圏のチームや学校への誘致強化 ◆市町村や民間団体等と連携したスポーツ合宿の受入 <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツハブによるスポーツツーリズムの拡充 ・民間団体等が行うスポーツツーリズムの取組との連携及び取組への協力・支援 ・受け入れ可能施設のさらなる掘り起こし等、県内スポーツ施設を有効活用した、合宿受入施設の拡大 ◆大会の誘致 <ul style="list-style-type: none"> ・中四国大会や全国大会の誘致促進 ・障害者スポーツ大会の誘致 	
<ul style="list-style-type: none"> ●本県の特徴ある自然環境を生かしたスポーツツーリズムのさらなる活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによる地域の活性化やさらなる交流人口拡大のため、サイクリングやマラソンなど本県の特徴ある自然環境を生かしたスポーツツーリズムを推進する。 ・県内各地域のスポーツツーリズムに関する情報を集約したWebサイトを構築し、SNSを併用したプロモーションを展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ぐるっと高知サイクリングロード」の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・安全にサイクリングが楽しめる環境整備、情報発信 ・開催地の市町村と連携した、ジャパンサイクルリーグ公式戦の開催 ・ナショナルサイクルルートの認定に向けた取組への支援 ◆地域の特徴ある自然環境を生かしたスポーツツーリズムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域のスポーツツーリズムのコンテンツの発掘及び磨き上げ ・県内各地域のスポーツツーリズムに関する情報を集約しWebサイトで発信、SNSを併用したプロモーションの展開 ◆市町村等が新たに開催する自然環境を生かしたスポーツ大会への開催支援 <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度の見直し等による新たな大会開催の促進 ◆参加者1万人規模の高知龍馬マラソンの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な大会づくり 		

事業名称	基本方針Ⅵ 対策5-(3) スポーツを通じた活力ある県づくり (オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの振興)	担当部	文化生活スポーツ部
		担当課	スポーツ課
概要	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通して構築した関係国とのネットワークやスポーツへの関心の高まりを大会の「レガシー」として、国際的なスポーツ交流の継続や障害者スポーツの推進など、本県のスポーツ振興のさらなる充実につなげるとともに、ホストタウン国との多分野の交流など、教育の振興や地域の活性化に資する取組を継続する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○ホストタウン登録国等との国際スポーツ交流などが、県や関係団体等の事業として継続している。 県（シンガポール）、須崎市（チェコ）、宿毛市（オランダ）、県ソフトボール協会（チェコ、オーストラリア）、県カーヌ協会（チェコ）、県サッカー協会（オランダ） ○オリンピックやパラリンピアン等と連携したスポーツの魅力や価値を伝える体験、学びの機会が提供されている。 ○障害者スポーツの大会や合宿が実施されている。 		
取組の成果と課題 (R3末)	<ul style="list-style-type: none"> □ホストタウン登録国等とのスポーツ交流などにより国際的なスポーツの取組が創出されるとともに、スポーツを通じて相手国関係者と新たなネットワークが構築された。 ■創出された国際的なスポーツの取組が、本県のスポーツ振興の充実につながるよう継続・発展させていくことが求められる。 ■本県出身選手が東京 2020 大会に出場したことで高まったスポーツに対する機運を今後も継続していくために、オリンピックやパラリンピアンなどと連携してスポーツの魅力や価値を伝える機会を創出することが求められる。 ■東京 2020 大会から加わり、注目された新競技やパラリンピック競技の県内での活動状況が十分に把握できていない。 		
単年度のKPI (R4年度)	国際的なスポーツの取組の実施：6件	KPIの状況 (R3末)	
		5件 (オリンピック事前合宿を受け入れたチーム数(競技種目ごと))	
実施内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●国際的なスポーツ交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて構築したホストタウン国等とのネットワークを活用して国際的なスポーツ交流を推進し、競技力の向上やスポーツ参加人口の拡大に資する取組につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ホストタウン国等との各種交流や連携の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール、チェコ、オランダ、オーストラリア等とのスポーツ交流 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●オリンピック・パラリンピアンによる体験や学びの機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックやパラリンピアンによる体験や学びの機会を提供することにより、スポーツの魅力や価値を伝え、教育の振興に資する取組につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆スポーツの魅力や価値を伝える機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック、パラリンピアンによるスポーツ教室や体験会、パラスポーツに関する学びの機会の提供 	
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者スポーツ（パラスポーツ）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツへの関心の高まりを生かし、地域の活性化に資する取組につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者スポーツの大会、合宿の誘致 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の競技団体等が行うイベント・大会等への支援 ◆スポーツに出会う機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングプログラムにおける障害児の参加機会の提供 ◆競技スポーツ選手の育成、支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・パラアスリートの発掘を見据えた体験会の開催 ・指導者の育成やスポーツ医科学面の支援 		